

第六十五回国会 大蔵委員会 議 録 第三十五号

昭和四十六年五月十九日(水曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 毛利 松平君

理事 宇野 宗佑君

理事 丹羽 久章君

理事 山下 元利君

理事 松尾 正吉君

理事 稻村近四郎君

理事 木野 晴夫君

理事 木村武千代君

理事 坂元 親男君

理事 地崎宇三郎君

理事 中島源太郎君

理事 原田 憲君

理事 坊 秀男君

理事 森 美秀君

理事 吉田 実君

理事 平林 剛君

理事 堀 昌雄君

理事 坂井 弘一君

理事 小林 政子君

出席國務大臣

大蔵大臣 福田 赳夫君

建設大臣 根本龍太郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 中川 一郎君

大蔵省主計局次長 橋口 收君

大蔵省主計局次長 竹内 道雄君

大蔵省主計局次長 細見 卓君

大蔵省理財局長 相澤 英之君

大蔵省理財局長 小口 芳彦君

大蔵省銀行局長 近藤 道生君

委員外の出席者

國稅庁長官 吉國 二郎君

運輸政務次官 山村新治郎君

運輸大臣官房審議官 見坊 力男君

大蔵省主計局主計官 廣瀬 秀吉君

文部省主計局主計官 相原 三郎君

文部省大學學術局長 笠木 三郎君

文部省管理局長 柏木健三郎君

文部省美術課長 石野 清治君

文部省美術課長 遠藤 隆君

文部省美術課長 山形 榮治君

文部省美術課長 隅田 豐君

文部省美術課長 川名 俊次君

文部省美術課長 吉田 泰夫君

文部省美術課長 末松 經正君

文部省美術課長 室長

文部省美術課長

文部省美術課長

文部省美術課長

文部省美術課長

文部省美術課長

文部省美術課長

文部省美術課長

文部省美術課長

文部省美術課長

文部省美術課長

文部省美術課長

文部省美術課長

文部省美術課長

文部省美術課長

文部省美術課長

文部省美術課長

文部省美術課長

文部省美術課長

文部省美術課長

五月十八日

入場税免除に関する請願(塚原俊郎君紹介)(第六八三〇号)

國家公務員共済組合法等改正に関する請願外一件(廣瀬秀吉君紹介)(第六八三二号)

個人企業税制改正に関する請願(森下國雄君紹介)(第六八三三号)

貴石、貴金屬製品等第一種物品税の課税方式改正に関する請願(渡辺肇君紹介)(第六九三二号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

厚生保險特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

昭和四十二年以後における國家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六二二号)

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第九一七号)

國家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(廣瀬秀吉君外六名提出、衆法第二二二号)

公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案(廣瀬秀吉君外六名提出、衆法第二二三号)

自動車重量税法案(内閣提出第三九号)

日本万国博覧會記念協會法案(内閣提出第九六号)

同日

同日

同日

同日

同日

等の一部を改正する法律案、昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、及び廣瀬秀吉君外六名提出にかかる國家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案、公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

厚生保險特別會計法の一部を改正する法律案

厚生保險特別會計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「經營スル為」の下に「並ニ兒童手当ニ關スル政府ノ經理ヲ明確ニスル為」を加え、「其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ」を「一般會計ト区分シテ經理ス」に改める。

第二条中「年金勘定」の下に「兒童手当勘定」を加える。

第五条の次に次の一条を加える。

第五条ノ二 兒童手当勘定ニ於テハ兒童手当交付金ニ充ツル為ノ業務勘定及船員保險特別會計ヨリノ受入金、兒童手当法第二十条第一項第三号乃至第六号ノ者ヨリノ拠出金、同法第十八条第一項、第二項及第四項ノ規定ニ依ル一般會計ヨリノ受入金、積立金ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル收入、借入金並ニ附屬雑收入ヲ以テ其ノ歳入トシ兒童手当交付金、借入金ノ償還金及利子、一時借入金ノ利子、兒童手当ノ業務取扱費其ノ他ノ諸費並ニ兒童手当ニ係ル拠出金ノ徴収ニ關スル諸費ニ充ツル為ノ業務勘定及船員保險特別會計ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

第六条中「並ニ此等ノ事業ノ業務取扱ニ關シ生ズル收入」を「兒童手当法第二十条第一項第一号

〇毛利委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、厚生保險特別會計法の一部を改正する法律案、昭和四十二年以後における國家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律

員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律

員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律

員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律

員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律

員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律

員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律

員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律

員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律

ノ事業主ヨリノ拠出金及当該拠出金ノ徴収ニ関スル諸費ニ充ツルノ児童手当勘定ヨリノ受入金並ニ附属雑収入に、「此等ノ事業ノ業務取扱ニ関スル諸費」を、此等ノ事業ノ業務取扱及当該拠出金ノ徴収ニ関スル諸費に、「並ニ厚生年金保険事業ノ福祉施設費及管轄費」を、厚生年金保険事業ノ福祉施設費及管轄費並ニ児童手当交付金ニ充ツルノ児童手当勘定ヘノ繰入金に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条ノ二 児童手当勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ同勘定ノ積立金ヨリ繰入ルベシ

児童手当勘定ニ於テ決算上不足ヲ生ジタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ同勘定ノ積立金ヨリ補足スベシ

児童手当勘定ノ積立金ハ政令ノ定ムル所ニ依リ児童手当交付金ノ財源ニ充ツル為必要アルトキハ予算ノ定ムル金額ヲ限リ同勘定ノ歳入ニ繰入ルコトヲ得

第九条第一項中「及年金勘定」を、「年金勘定及児童手当勘定」に、「組入ルベシ」を「組入レ又ハ業務勘定ノ翌年度ノ歳入ニ繰入ルベシ」に改め、同条第二項中「及年金勘定」を、「年金勘定及児童手当勘定」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

第十一条ノ二 児童手当勘定ニ属スル経費ヲ支弁スル為必要アルトキハ政府ハ同勘定ノ負担ニ於テ一年内ニ償還スベキ借入金ヲ為スコトヲ得前項ノ規定ニ依リ借入金ヲ為スコトヲ得ル金額ハ被用者ニ係ル児童手当交付金ニ充ツル為ノ一般会計ヨリノ受入金及一般事業主ヨリノ拠出金ヲ以テ当該児童手当交付金ヲ支弁スルニ不足スル金額ヲ限度トス

第十二条第二項中「又ハ日雇健康勘定」を、「日雇健康勘定又ハ児童手当勘定」に改める。

第十三条中「及年金勘定」を、「年金勘定及児童手当勘定」に改める。

第十八条ノ二中「及年金勘定」を、「年金勘定及

児童手当勘定」に改め、「業務取扱」の下に「並ニ児童手当ニ係ル拠出金ノ徴収」を加える。

附 則

1 この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。

2 改正後の厚生保険特別会計法及び次項の規定による改正後の船員保険特別会計法（昭和四十二年法律第二百三十六号）の規定は、昭和四十六年度の予算から適用する。

3 船員保険特別会計法の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

この会計においては、前項に定めるもののほか、児童手当法第二十條第一項第二号の船舶所有者からの拠出金に関する経理を行なうものとする。

第三條中「一般会計及び」を「一般会計並びに」に改め、「年金勘定」の下に「及び児童手当勘定」を加え、「並びに」を「船舶所有者からの児童手当に係る拠出金並びに」に改める。

第十五條第一項中「積立金として積み立て」を「これを積立金として積み立て、又は翌年度の歳入に繰り入れに改める。

理 由

児童手当に関する政府の経理を新たに厚生保険特別会計において行なうため、同会計に児童手当勘定を設けるとともに、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

（昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一

部改正）
第一条 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の三の次に次の一条を加える。
（昭和四十六年度における特別措置法による退職年金等の額の改定）

第一条の四 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十六年一月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の四の仮定俸給（同条第二項若しくは第三項の規定又は同条第四項において準用する第一条第六項の規定により前条第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定する金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給。次項において同じ。）に対応する別表第一の五の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の年金については、昭和四十六年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の四の仮定俸給に対応する別表第一の六の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一項の年金で、その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達しているものに対する前項の規定の適用については、同項中「別表第一の六の仮定俸給」とあるのは、昭和二十三年六月三十日においてその年金額の算定の基礎となつた俸給（以下「旧基礎俸給」という。）が九十五円以下のものにあつては「別表第一の六の仮定俸給の二段階上位の仮定俸給」と、旧基礎俸給が九十五円をこえ百三十五円以下のものにあつては「別表第一の六の仮定俸給の一段階上位の仮定俸給」とする。

4 第一条第六項の規定は、第一項又は第二項

の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第二条の三の次に次の一条を加える。
（昭和四十六年度における特別措置法による公務員年金等の額の改定）

第二条の四 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十六年一月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の四の仮定俸給（同条第二項の規定又は同条第三項において準用する第一条第六項の規定により前条第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定する年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給。次項において同じ。）に対応する別表第一の五の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の五」と読み替へるものとする。

2 前項の年金については、昭和四十六年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の四の仮定俸給に対応する別表第一の六の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合においては、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の六」と読み替へるものとする。

3 第一条の四第三項の規定は、第一項の年金で、その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達しているものに対する前項の規定の適用について準用する。

4 次の各号に掲げる年金については、第一項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十六

年一月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の五に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が二級又は二級に該当するものにあつては、三万六千円を加えた額）

二 殉職年金 十六万三百円

三 障害遺族年金 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

5 第二項の規定により改定した前項各号に掲げる年金の額が、同項第一号中「別表第四の五」とあるのは「別表第四の六」と、同項第二号中「十六万三百円」とあるのは「十七万三千七百円」と読み替えた場合における同項各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十六年十月分以後、その額をその読み替えられた当該各号に掲げる額に改定する。

6 第一条第六項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、第二条の二第三項及び第四項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、それぞれ準用する。

第三条の三の次に次の一条を加える。
（昭和四十六年度における旧法による年金の額の改定）

第三条の四 第一条の四第一項及び第四項の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の四第一項、第四項及び第六項の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

2 第一条の四第二項及び第四項の規定は、前項の年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、

て、第二条の四第二項、第五項及び第六項の規定は、前項の年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

3 第一条の四第三項（第二条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定は、第一項の年金のうち昭和二十三年六月三十日以前に給付事由が生じた年金で、その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金を受ける最短期間年限に達しているものに対する前項の規定の適用について準用する。

4 昭和二十二年七月一日から昭和二十三年六月三十日まで給付事由が生じた旧法第九十条の規定による年金（同法第九十四条の二の規定により同法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金とみなされた年金を含む。）で、以下この条において「共済年金」という。）で、その旧基礎俸給が、当該年金の給付事由が昭和二十二年六月三十日に生じたものとした場合における旧基礎俸給に相当する昭和二十三年六月三十日以前に給付事由が生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十九号）別表第一の上欄に掲げる旧基礎俸給の一段階（公務による傷病又は死亡を給付事由とする年金については、二段階）上位の同表の旧基礎俸給をこえることとなるものに対する前項の規定の適用については、当該一段階上位の旧基礎俸給（公務による傷病又は死亡を給付事由とする年金については、二段階上位の旧基礎俸給）を当該年金の旧基礎俸給とみなす。

5 前項に規定する共済年金に対する第二項において準用する第一条の四第二項又は第二条の四第二項の規定の適用については、これらの規定中「その算定の基礎となつて別表

第一の四の仮定俸給」とあるのは、「第三条の四第四項の規定により同条第三項の規定の適用上同条第四項に規定する共済年金の旧基礎俸給とみなされた上位の旧基礎俸給に基づきその額を算定した共済年金について共済年金の額の改定に関する法令の規定（昭和二十三年六月三十日以前に給付事由が生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十九号）第一条第四項の規定を除く。）を適用した」とした場合に受けるべき共済年金の額の算定の基礎となつて「俸給」とする。

6 前三項の規定は、第四項に規定する共済年金のうち、前三項の規定を適用した場合の改定年金額がこれらの規定を適用しないものとした場合の改定年金額となるべき額に達しない共済年金については、適用しない。

第四条第七項、第四条の二第五項及び第四条の三第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（昭和四十六年度における昭和三十五年三月以前の旧法による年金の額の改定）

第四条の四 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十六年一月分以後、その額を第四条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・一」とあるのは「一・六〇七三」と、同項第二号中「仮定俸給年額」とあるのは「仮定俸給年額で第四条の三第一項の規定により読み替えられたものの額で恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第

号。以下「昭和四十六年法律第 号」という。）附則別表第一、附則別表第三又は附則別表第五の上欄に掲げるものに対応するこれらの表の下欄に掲げる仮定俸給年額」と、同項第三号中「仮定俸給」とあるのは「仮定俸給で第四条の三第一項の規定により読み替えられたものの額で別表第一の五の上欄に掲げるもの

のに対応する同表の下欄に掲げる仮定俸給」と読み替えるものとする。

2 前項の年金については、昭和四十六年十月分以後、その額を第四条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・一」とあるのは「一・七四二三」と、同項第二号中「仮定俸給年額」とあるのは「仮定俸給年額で第四条の三第一項の規定により読み替えられたものの額で昭和四十六年法律第 号附則別表第二、附則別表第四又は附則別表第六の上欄に掲げるものに

に対応するこれらの表の下欄に掲げる仮定俸給年額」と、同項第三号中「仮定俸給」とあるのは「仮定俸給で第四条の三第一項の規定により読み替えられたものの額で別表第一の六の上欄に掲げるものに

対応する同表の下欄に掲げる仮定俸給」と読み替えるものとする。

3 第一条第六項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 第一項及び前項の規定は、前条第三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の年金の額の改定について準用する。

第五条第一項中「及び第五条の三第一項」と、第五条の三第一項並びに第五条の四第一項及び第二項に改め、同条第三項中「及び第五条の三第二項を」と、第五条の三第二項及び第五条の四第三項に改め、同条第五項中、第四項及び第七項を「及び第四項」に改める。

第五条の二第三項中、第三項及び第五項を「及び第三項」に改める。

第五条の三第三項中「及び第四項」を削り、同条の次に次の一条を加える。
（昭和四十六年度における昭和三十五年四月以後の旧法による年金の額の改定）

第五条の四 昭和三十五年四月一日以後の年金で昭和四十五年十二月三十一日において現に支給されているものについては、昭和四十六年一月分以後、その額を第五条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合においては、第四条の四第一項後段の規定を準用する。

2 昭和三十五年四月一日以後の年金で昭和四十六年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を第五条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合においては、第四条の四第二項後段の規定を準用する。

3 第一項の規定は、昭和三十五年四月一日以後の衛視等の年金で昭和四十五年十二月三十一日において現に支給されているものについて、前項の規定は、昭和三十五年四月一日以後の衛視等の年金で昭和四十六年九月三十日において現に支給されているものについて、それぞれ準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第六条を削り、第七条中「第五条の三」を「前条」に、「第三条の三」を「第三条の四」に改め、同条を第六条とする。

本則に次の一条を加える。
(政令への委任)

第七条 前各条に定めるもののほか、第一条から第五条の四までの規定による年金の額の改定その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

別表第一の五

別表第一の四の仮定俸給	仮定俸給
一三、五四〇円	一三、八二〇円
一三、九一〇	一四、二〇〇
一四、二三〇	一四、五三〇
一四、七〇〇	一五、〇〇〇
一四、九八〇	一五、二八〇
一五、五〇〇	一五、八二〇
一六、二五〇	一六、五八〇
一七、〇四〇	一七、三九〇
一七、八一〇	一八、一八〇
一八、六一〇	一八、九九〇
一九、三八〇	一九、七八〇
二〇、一八〇	二〇、五九〇

二〇、六八〇	二二、一一〇
二二、一八〇	二二、六二〇
二二、七六〇	二二、二一〇
二二、五八〇	二二、〇五〇
二二、二八〇	二二、七七〇
二二、九五〇	二四、四五〇
二四、七五〇	二五、二六〇
二五、五七〇	二六、〇九〇
二六、四四〇	二六、九九〇
二七、三三〇	二七、九〇〇
二八、四五〇	二九、〇三〇
二九、一三〇	二九、七四〇
三〇、〇五〇	三〇、六八〇
三〇、九三〇	三一、五七〇
三一、七〇〇	三三、三八〇
三三、一六〇	三三、八四〇
三四、五〇〇	三五、二二〇
三六、二九〇	三七、〇五〇
三八、二八〇	三九、〇八〇
三九、二八〇	四〇、一〇〇
四〇、二五〇	四一、〇八〇
四一、六四〇	四二、五〇〇
四二、四四〇	四三、三二〇
四四、八〇〇	四五、七三〇
四五、九七〇	四六、九二〇
四七、一八〇	四八、一六〇
四九、五三〇	五〇、五六〇
五一、九一〇	五一、九八〇

五二、五三〇
五四、四八〇
五七、二七〇
六〇、〇三〇
六一、七三〇
六三、三九〇
六六、七六〇
七〇、一三〇
七〇、八〇〇
七三、四七〇
七六、八四〇
八〇、二三〇
八三、五七〇
八五、六八〇
八七、九三〇
九二、二八〇
九六、六六〇
九八、八七〇
一〇一、〇〇〇
一〇五、三五〇
一〇七、三四〇
一〇九、七〇〇
一一四、〇六〇
一一八、八〇〇
一二一、二四〇
一二三、五五〇
一二五、九八〇
一二八、三二〇

五三、六二〇
五五、六一〇
五八、四五〇
六一、二七〇
六三、〇〇〇
六四、七〇〇
六八、一三〇
七一、五八〇
七二、二六〇
七四、九九〇
七八、四三〇
八一、八八〇
八五、二九〇
八七、四五〇
八九、七五〇
九四、一八〇
九八、六六〇
一〇〇、九一〇
一〇三、〇九〇
一〇七、五三〇
一〇九、五七〇
一一一、九八〇
一一六、四二〇
一二一、二六〇
一二三、七五〇
一二六、一一〇
一二八、五八〇
一三〇、九七〇

別表第一の六

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の四の仮定俸給の額が一三、五四〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一・〇八七五分の一・一一を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。

一三三、〇五〇
一三七、七八〇
一四〇、一三〇
一四二、五三〇
一三五、八〇〇
一四〇、六三〇
一四三、〇三〇
一四五、四八〇

別表第一の四の仮定俸給	仮定俸給
一三、五四〇円	一四、九八〇円
一三、九一〇	一五、三九〇
一四、二三〇	一五、七五〇
一四、七〇〇	一六、二六〇
一四、九八〇	一六、五七〇
一五、五〇〇	一七、一四〇
一六、二五〇	一七、九八〇
一七、〇四〇	一八、八五〇
一七、八一〇	一九、七〇〇
一八、六一〇	二〇、五八〇
一九、三八〇	二一、四四〇
二〇、一八〇	二二、三三〇
二〇、六八〇	二二、八八〇
二一、一八〇	二三、四三〇
二一、七八〇	二四、〇八〇
二二、五八〇	二四、九八〇

二三、二八〇
二三、九五〇
二四、七五〇
二五、五七〇
二六、四四〇
二七、三三〇
二八、四五〇
二九、一三〇
三〇、〇五〇
三〇、九三〇
三一、七〇〇
三一、一六〇
三四、五〇〇
三六、二九〇
三八、二八〇
三九、二八〇
四〇、二五〇
四一、六四〇
四二、四四〇
四四、八〇〇
四五、九七〇
四七、一八〇
四九、五三〇
五一、九一〇
五二、五三〇
五四、四八〇
五七、二七〇
六〇、〇三〇

二五、七七〇
二六、五〇〇
二七、三八〇
二八、二八〇
二九、二六〇
三〇、二四〇
三一、四八〇
三二、二四〇
三三、二五〇
三四、二二〇
三六、一八〇
三八、一八〇
四〇、一六〇
四二、三六〇
四三、四七〇
四四、五三〇
四六、〇七〇
四九、五六〇
五〇、八六〇
五一、二〇〇
五四、八一〇
五七、四三〇
五八、一二〇
六〇、二八〇
六三、三六〇
六六、四二〇

六一、七三〇
六三、三九〇
六六、七六〇
七〇、一三〇
七〇、八〇〇
七三、四七〇
七六、八四〇
八〇、二三〇
八三、五七〇
八五、六八〇
九二、二八〇
九六、六六〇
九八、八七〇
一〇一、〇〇〇
一〇五、三五〇
一〇七、三四〇
一〇九、七〇〇
一一四、〇六〇
一一八、八〇〇
一二一、二四〇
一二三、五五〇
一二五、九八〇
一二八、三二〇
一三三、〇五〇
一三七、七八〇
一四〇、一三〇
一四二、五三〇

六八、二九〇
七〇、一三〇
七三、八六〇
七七、五八〇
七八、三三〇
八一、二九〇
八五、〇三〇
八八、七六〇
九二、四六〇
九四、七九〇
九七、二九〇
一〇二、〇九〇
一〇六、九四〇
一〇九、三八〇
一一一、七五〇
一一六、五七〇
一一八、七七〇
一二一、三八〇
一二六、一九〇
一三一、四四〇
一三四、一四〇
一三六、七〇〇
一三九、三八〇
一四一、九七〇
一四七、二二〇
一五二、四五〇
一五五、〇四〇
一五七、七〇〇

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の四の仮定俸給の額が一三、五四〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一・〇八七五分の一・二〇三二を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の四の次に次の二表を加える。

別表第三の五

別表第一の五の下欄に掲げる仮定俸給	率
八五、二九〇円以上のもの	二三・〇割
七八、四三〇円をこえ八五、二九〇円未満のもの	二三・八割
七四、九九〇円をこえ七八、四三〇円以下のもの	二四・五割
七二、二六〇円をこえ七四、九九〇円以下のもの	二四・八割
五〇、五六〇円をこえ七二、二六〇円以下のもの	二五・〇割
四八、一六〇円をこえ五〇、五六〇円以下のもの	二五・五割
四三、三二〇円をこえ四八、一六〇円以下のもの	二六・一割
三五、二二〇円をこえ四三、三二〇円以下のもの	二六・九割
三三、八四〇円をこえ三五、二二〇円以下のもの	二七・四割
三一、五七〇円をこえ三三、八四〇円以下のもの	二七・八割
三〇、六八〇円をこえ三一、五七〇円以下のもの	二九・〇割
二九、七四〇円をこえ三〇、六八〇円以下のもの	二九・三割
二六、〇九〇円をこえ二九、七四〇円以下のもの	二九・八割
二三、〇五〇円をこえ二六、〇九〇円以下のもの	三〇・二割
二二、二一〇円をこえ二三、〇五〇円以下のもの	三〇・九割
二一、六二〇円をこえ二二、二一〇円以下のもの	三一・九割
二一、一一〇円をこえ二一、六二〇円以下のもの	三二・七割
二〇、五九〇円をこえ二一、一一〇円以下のもの	三三・〇割
一九、七八〇円をこえ二〇、五九〇円以下のもの	三三・四割
一八、九九〇円をこえ一九、七八〇円以下のもの	三四・五割

一八、九九〇円以下のもの

三五・一割

別表第三の六

別表第一の六の下欄に掲げる仮定俸給	率
九二、四六〇円以上のもの	二三・〇割
八五、〇三〇円をこえ九二、四六〇円未満のもの	二三・八割
八一、二九〇円をこえ八五、〇三〇円以下のもの	二四・五割
七八、三三〇円をこえ八一、二九〇円以下のもの	二四・八割
五四、八一〇円をこえ七八、三三〇円以下のもの	二五・〇割
五二、二〇〇円をこえ五四、八一〇円以下のもの	二五・五割
四六、九六〇円をこえ五二、二〇〇円以下のもの	二六・一割
三八、一八〇円をこえ四六、九六〇円以下のもの	二六・九割
三六、六八〇円をこえ三八、一八〇円以下のもの	二七・四割
三四、二二〇円をこえ三六、六八〇円以下のもの	二七・八割
三三、二五〇円をこえ三四、二二〇円以下のもの	二九・〇割
三二、二四〇円をこえ三三、二五〇円以下のもの	二九・三割
二八、二八〇円をこえ三二、二四〇円以下のもの	二九・八割
二四、九八〇円をこえ二八、二八〇円以下のもの	三〇・二割
二四、〇八〇円をこえ二四、九八〇円以下のもの	三〇・九割
二三、四三〇円をこえ二四、〇八〇円以下のもの	三一・九割
二二、八八〇円をこえ二三、四三〇円以下のもの	三二・七割
二二、三三〇円をこえ二二、八八〇円以下のもの	三三・〇割
二一、四四〇円をこえ二二、三三〇円以下のもの	三三・四割
二〇、五八〇円をこえ二一、四四〇円以下のもの	三四・五割
二〇、五八〇円以下のもの	三五・一割

別表第四の四の次に次の二表を加える。

別表第四の五

障害の等級	年金額
一級	五一六、〇〇〇円
二級	四一八、〇〇〇円
三級	三三五、〇〇〇円
四級	二五三、〇〇〇円
五級	一九六、〇〇〇円
六級	一五〇、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「二五三、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「二九四、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第四の六

障害の等級	年金額
一級	五五九、〇〇〇円
二級	四五三、〇〇〇円
三級	三六三、〇〇〇円
四級	二七四、〇〇〇円
五級	二二一、〇〇〇円
六級	一六二、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「二七四、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「二二八、五〇〇円」と読み替えるものとする。

（昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第二条 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十一年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 昭和二十三年六月三十日以前から引き続き在職し、同年七月一日以後に退職し、又は死亡した者（同年六月三十日に退職したものとする）は、その者に係る年金につき第一項又は第二項の規定の適用を受けるべき者に限るものとし、前項の規定によりその年金額を改定された者を除く。で、同年六月三十日に退職したものとみなして第一項又は第二項の規定及びその年金の額の改定に関する法令の規定を適用した場合に受けるべき年金の額が現に受けている年金の額をこえることとなるものについては、その者又はその遺族の申出により、昭和四十六年十月分以後、同日に退職したものとみなしてこれらの規定に準じ年金額を改定することができる。

第二条第三項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第三条 国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「子、父母、孫及び祖父母で、」を「並びに子、父母、孫及び祖父母で、」に改める。

第三条第二項第二号中「中央矯正研修所及び地方矯正研修所」を「及び矯正研修所」に改める。

第七十六条第二項ただし書中「十三万五千六百円」を「十五万円」に改める。

を「十一万四千四百円」に改める。

第八十八条第二項及び第三項第二号中「十万五千六百円」を「十一万五千二百円」に改める。

第百零六条第三項中「毎年少なくとも一回」を「必要があるとき」に改める。

附則第十四条の次に次の一条を加える。

（国家公務員に係る福祉増進事業）

第十四条の二 組合及び連合会は、この法律に定める短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業のほか、当分の間、これらの事業に支障を及ぼさない範囲内において、政令で定めるところにより、国家公務員の持家として分譲する住宅の建設及び分譲その他その福祉の増進に資する事業を行なうことができる。

2 組合及び連合会は、前項の規定により行なう事業に係る経理については、その他の事業に係る経理と区分しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、第一項の規定により行なう事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

別表第三の下欄中「一六五、六〇〇円」を「一八三、六〇〇円」に、「二三五、六〇〇円」を「一五〇、〇〇〇円」に、「九六、〇〇〇円」を「一〇五、六〇〇円」に改める。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第四条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十条」を「第五十条」に改める。

第七条第一項第一号中「及び同条第九項の下に「又は第十項」を加え、同項第六号中「勤務する前の在職年が普通恩給についての最短期間」に達している者を除く」を「同日まで引き続き勤務した後引き続き海外にあつた未帰還者

(未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律
第百六十一号)第二条に規定する未帰還者をい
う。第九條第四号及び第五号並びに第五十一條
の二第四項第三号及び第四号において同じ。)と
認められた者を含む。」「恩給公務員期間」を
「当該未帰還者と認められた者については、同日
の属する月の翌月から帰国した日の属する月ま
での期間で当該未帰還者と認められるものを含
む。」「のうち恩給公務員期間」に、「期間を除く。」「
を「期間を除いた期間」に改める。

第九條第四号中「勤務していた者」の下に
「(当該外国政府又は法人に同日まで引き続き勤
務した後引き続き海外にあつた未帰還者と認め
られた者を含む。)」を、「勤務していた期間」
の下に「(当該未帰還者と認められた者について
は、同日の属する月の翌月から帰国した日の属
する月までの期間で当該未帰還者と認められる
ものを含む。)」を加え、同条第五号中「含む。」「
を含む。以下この号において「職員等」という。」「
のうち」に、「勤務した後職員となつたもの」を
「勤務していた者(職員等)のうち、当該特殊機
関に勤務するため退職し、当該特殊機関に同日ま
で引き続き勤務した後引き続き海外にあつた
未帰還者と認められた者を含む。」「でその後職員
となつたもの(これらの者に準ずるものとして
政令で定める者を含む。)」に改め、「期間を含む」
の下に「ものとし、当該未帰還者と認められた
者については、同日の属する月の翌月から帰国
した日の属する月までの期間で当該未帰還者と
認められるものを含む。」を加える。

第十三條第二項中「十三万五千六百円」を「十
五万円」に改める。

第十五條第二項中「前項各号に掲げる金額が
二十六万円以上である場合において」を、「前項
各号に掲げる金額を普通恩給の年額とみなし」
に、「が百二十万円をこえるときは、その年の
翌年六月から翌翌年五月までの分として支給す
べき当該退職年金の額のうち、当該各号に掲げ

る金額を普通恩給」を「恩給外の所得」に改め、
同条第三項を削り、同条第四項中「第二項に規
定する」を、前項の規定により停止することとな
る金額の算定の基礎となる」に改め、「調査した
ところによる」の下に「ものとし、同項の規定に
よる停止は、その年の翌年六月から翌翌年五月
までの分として支給されるものについて行な
う」を加え、同項を同条第三項とする。

第三十二條の三第一項中「十万五千六百円」を
「十一万五千二百円」に改める。

第三十三條中「十三万五千四百八十六円」を
「十六万四千四百六十円」に改める。

第四十五條の三第二項中「十三万五千六百円」
を「十五万円」に改める。

第四十九條第一項中「昭和二十八年法律第百
六十一号」を削る。

第五十一條の二第四項第三号中「勤務してい
た者」の下に「(当該外国政府又は法人に同日ま
で引き続き勤務した後引き続き海外にあつた
未帰還者と認められた者を含む。)」を、「勤務
していた期間」の下に「(当該未帰還者と認めら
れた者については、同日の属する月の翌月から
帰国した日の属する月までの期間で当該未帰還
者と認められるものを含む。)」を加え、同条第
四号中「含む。」「を含む。以下この号におい
て「職員等」という。」「のうち」に、「勤務した後地
方職員等となつたもの」を「勤務していた者(職
員等)のうち、当該特殊機関に勤務するため退職
し、当該特殊機関に同日まで引き続き勤務した
後引き続き海外にあつた未帰還者と認められ
た者を含む。」「でその後地方の職員等となつた
もの(これらの者に準ずるものとして政令で定め
る者を含む。)」に改め、「期間を含む」の下に「も
のとし、当該未帰還者と認められた者について
は、同日の属する月の翌月から帰国した日の属
する月までの期間で当該未帰還者と認められる
ものを含む。」を加える。

別表中「四八七、二〇〇円」を「五四五、〇〇
〇円」に、「三三五、二〇〇円」を「三六六、〇〇
〇円」に、「三三四、二〇〇円」を「二五四、〇〇
〇円」に改める。
(旧令による共済組合等からの年金受給者のた
めの特別措置法の一部改正)
第五條 旧令による共済組合等からの年金受給者
のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百
五十六号)の一部を次のように改正する。
第七條第一項中「第二条の三まで」を「第二条
の四まで若しくは第三条の四第三項から第六項
まで」に改める。
(通算年金制度を創設するための関係法律の一
部を改正する法律の一部改正)
第六條 通算年金制度を創設するための関係法律
の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百
八十二号)の一部を次のように改正する。
附則第十九條第一項中「合算した期間」の下に
「(明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあ
つては、昭和三十六年四月一日前の通算対象期
間と同日以後の通算対象期間とを合算した期
間)」を加える。
(厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部
改正)
第七條 厚生年金保険法の一部を改正する法律
(昭和四十年法律第百四号)の一部を次のよう
に改正する。
附則第二十三條第一項中「六年」を「十一年」に
改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十六年十月一日から
施行する。ただし、第三条中国家公務員共済組
合法第七十六條第二項ただし書、第七十九條の
二第三項第一号、第八十八條第二項及び第三項
第二号並びに別表第三の改正規定、第四條中国
家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法
第十三條第二項、第三十二條の三第一項及び第
四十五條の三第二項の改正規定並びに第六條並

びに附則第三条及び附則第七条の規定は同年十
一月一日から、第七條の規定は同年六月一日か
ら、それぞれ施行する。

(遺族の範囲に関する経過措置)

第二条 第三条の規定による改正後の国家公務員
共済組合法(以下「改正後の法」という。))第二條
第一項第三号の規定は、施行日以後に給付事由
が生じた給付について適用し、同日前に給付事
由が生じた給付については、なお従前の例によ
る。

(退職年金等の最低保障額の引上げ等に関する
経過措置)
第三条 改正後の法第七十六條第二項ただし書、
第七十九條の二第三項第一号、第八十八條第二
項及び第三項第二号並びに別表第三の規定並び
に第四條の規定による改正後の国家公務員共済
組合法の長期給付に関する施行法(以下「改正後
の施行法」という。))第十三條第二項、第三十二
條の三第一項及び第四十五條の三第二項の規定
は、昭和四十六年十月三十一日以前に給付事由
が生じた給付についても、同年十一月分以後適
用する。

2 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施
行法(以下「施行法」という。))第四十條第二項の
規定は、前項の規定の適用に係る年金の支給を
受ける者について準用する。

(掛金に関する経過措置)
第四条 改正後の法第百條第三項の規定は、昭和
四十六年十月分以後の掛金について適用し、同
年九月分以前の掛金については、なお従前の例
による。

(外国政府職員期間等のある者に関する経過措
置)
第五条 この法律の施行の際、現に施行法第二條
第一項第八号の普通恩給又は同号の恩給で恩給
法(大正十二年法律第四十八号)第七十三條第一
項の規定に係るもの(以下この項において「普通
恩給等」という。))を受ける権利を有し、かつ、

第四十条の規定による改正前の施行法（以下この項において「改正前の施行法」という。）第七條第一項第六号の期間（同法第五十一條の二第三項の規定により同号の期間に該当するものとされる期間を含む。）又は第九條第四号若しくは第五号の期間（同法第五十一條の二第四項第三号の期間を含む。）で恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第 号）第二條の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第百五十五号。以下この項において「改正後の法律第百五十五号」という。）附則第四十二條から第四十三條の二までの規定の適用によりその全部又は一部が当該期間に該当しないこととなるものを有する更新組合員（施行法第二條第一項第七号に規定する更新組合員（同法第四十一條第一項第一号に掲げる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）若しくは更新組合員であつた者又はこれらの者の遺族のうち、昭和四十六年九月三十日において改正前の施行法第七條第一項第六号又は第九條第四号若しくは第五号（これらの規定を同法第四十一條第一項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定に係る退職年金若しくは減額退職年金又は同法第二十九條（同法第四十一條第一項において準用する場合を含む。）の規定に係る遺族年金（同法第七條第一項第六号又は第九條第四号若しくは第五号の規定に係るものに限る。）を受ける権利を有する者で政令で定めるものその他政令で定める者に係る普通恩給等及び長期給付については、これらの者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第百五十五号附則第四十二條から第四十三條の二まで及び改正後の施行法の規定にかかわらず、恩給法等の一部を改正する法律第二條の規定による改正前の恩給法の一部を改正する法律附則第四十二條から第四十三條の二まで及び

改正前の施行法の規定の例によるものとする。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項及び同項に規定する者が同項の申出をした場合におけるその者に係る退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利についての措置その他長期給付に関する措置等に関し必要な事項は、政令で定める。

（公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置）

第六條 改正後の施行法第三十三條及び別表の規定は、昭和四十六年九月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年一月分以後適用する。この場合において、同年一月分から同年九月分までの廃疾年金について同表の規定を適用するときは、同表中「五四五、〇〇〇円」とあるのは「五一〇、〇〇〇円」と、「三六六、〇〇〇円」とあるのは「三四五、〇〇〇円」と、「二五四、〇〇〇円」とあるのは「二四二、〇〇〇円」とする。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七條 国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員が昭和四十六年十一月一日前に退職した場合において、同法の規定及び第六條の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第十九條第一項の規定を適用するとならば新たに通算退職年金を支給すべきこととなるときは、これらの法律の規定により、昭和四十六年十一月分から、その者に通算退職年金を支給する。

理由

国家公務員共済組合等からの年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるほか、遺族の範囲の緩和、退職年金等の最低保障額の引上げ、掛金及び給付の算定の基礎となつてゐる俸給の最高限度額の引上げ、外国政府職員等の期間の組合員期間への通算条件の緩和等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

（昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第一条 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第一条の三の次に次の一条を加える。

（昭和四十六年度における旧法による退職年金等の額の改定）

第一条の四 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十六年一月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の四の仮定俸給（同条第二項若しくは第三項又は同条第四項において準用する第一条第六項の規定により前条第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給。次項において同じ。）に対応する別表第一の五の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を準用して算定した額に改定する。

2 前項の年金については、昭和四十六年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の四の仮定俸給に対応する別表第一の六の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を準用して算定した額に改定する。

3 第一項の年金のうち昭和二十三年六月三十日以前に給付事由が生じた年金で、その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達しているものに対する前項の規定の適用については、同項中「別表

第一の六の仮定俸給」とあるのは、昭和二十三年六月三十日においてその年金額の算定の基礎となつた俸給（以下「旧基礎俸給」という。）が九十五円以下のものにあつては「別表第一の六の仮定俸給の二段階上位の仮定俸給」と、旧基礎俸給が九十五円をこえ百三十五円以下のものにあつては「別表第一の六の仮定俸給の一段階上位の仮定俸給」とする。

4 昭和二十二年七月一日から昭和二十三年六月三十日まで給付事由が生じた前項の年金で、その旧基礎俸給が、当該年金の給付事由が昭和二十二年六月三十日に生じたものとした場合における旧基礎俸給に相当する昭和二十三年六月三十日以前に給付事由が生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十九号）別表第一の上欄に掲げる旧基礎俸給の一段階上位の同表の旧基礎俸給をこえることとなるものに対する同項の規定の適用については、当該一段階上位の旧基礎俸給を当該年金の旧基礎俸給とみなす。

5 前項の年金に対する第二項の規定の適用については、同項中「その算定の基礎となつてゐる別表第一の四の仮定俸給」とあるのは、「第四項の規定により第三項の規定の適用上第四項の年金の旧基礎俸給とみなされた上位の旧基礎俸給に基づきその額を算定した同項の年金について年金の額の改定に関する法令の規定（昭和二十三年六月三十日以前に給付事由が生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律第一条第四項の規定を除く。）を適用したとした場合に受けるべき第四項の年金の額の算定の基礎となつてゐる俸給」とする。

6 前三項の規定は、第四項の年金のうち、前三項の規定を適用した場合の改定年金額がこれらの規定を適用しないものとした場合の改定年金額となるべき額に達しない年金については、適用しない。

7 第一条第六項の規定は、第一項又は第二項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

第二条の三の次に次の一条を加える。

（昭和四十六年度における旧法による障害年金等の額の改定）

第二条の四 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十六年一月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の四の仮定俸給（同条第二項又は同条第三項において準用する第一条第六項の規定により前条第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給。次項において同じ。）に対応する別表第一の五の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の五」と読み替へるものとする。

2 前項の年金については、昭和四十六年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の四の仮定俸給に対応する別表第一の六の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の六」と読み替へるものとする。

3 第一条の四第三項から第六項までの規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「一段階上位」とあるのは、「二段階上位」と読み替へるものとする。

4 次の各号に掲げる年金については、第一項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に

満たないときは、昭和四十六年一月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の五に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、三万六千円を加えた額）

二 殉職年金 十六万三百円

三 障害遺族年金 前号に掲げる額の十分の七・五に相当する金額

5 前項各号に掲げる年金については、第二項の規定により改定された額が、前項第一号中「別表第四の五」とあるのは「別表第四の六」と、同項第二号中「十六万三百円」とあるのは「十七万三千七百円」と読み替へた場合における同項各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十六年十月分以後、その額をその読み替へられた当該各号に掲げる額に改定する。

6 第一条第六項の規定は、第一項又は第二項の規定により年金の額を改定する場合について、第二条の二第三項及び第四項の規定は、前二項の規定により年金の額を改定する場合について、それぞれ準用する。

第三条の三の次に次の一条を加える。

（昭和四十六年九月三十日以前の退職に係る法による年金の額の改定）

第三条の四 昭和四十五年十二月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和四十六年一月分以後、その額を、

前条第一項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつてゐる俸給年額（同条第二項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については前条第一項の規定により、昭和四十五年十月一日以後に法の退職をした組合員に係る年金については同項の規定に準じて、それぞれ年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき俸給年額。次項において同じ。）を十二で除して得た額で別表第一の五の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定俸給の額の十二倍に相当する金額を法第七七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和四十六年九月三十日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、同年十月分以後、その額を、前条第一項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつてゐる俸給年額を十二で除して得た額で別表第一の六の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定俸給の額の十二倍に相当する金額を法第七七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条第六項の規定は、前二項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

5 第五条第一項中「第二条の三」を「第二条の四」に改め、同条第二項中「第三条の三」を「第三条の四」に改める。

別表第一の四の次に次の二表を加える。

別表第一の五

別表第一の四の仮定俸給		仮 定 俸 給
一三、五四〇円	一三、八二〇円	三三、七〇〇
一三、九一〇	一四、二〇〇	三三、一六〇
一四、二三〇	一四、五三〇	三四、五〇〇
一四、七〇〇	一五、〇〇〇	三六、二九〇
一四、九八〇	一五、二八〇	三八、二八〇
一五、五〇〇	一五、八二〇	三九、二八〇
一六、二五〇	一六、五八〇	四〇、二五〇
一七、〇四〇	一七、三九〇	四一、六四〇
一七、八一〇	一八、一八〇	四二、四四〇
一八、六一〇	一八、九九〇	四四、八〇〇
一九、三八〇	一九、七八〇	四五、九七〇
二〇、一八〇	二〇、五九〇	四七、一八〇
二〇、六八〇	二一、一一〇	四九、五三〇
二一、一八〇	二一、六二〇	五一、九一〇
二一、七六〇	二二、二一〇	五二、五三〇
二二、五八〇	二三、〇五〇	五四、四八〇
二三、二八〇	二三、七七〇	五七、二七〇
二三、九五〇	二四、四五〇	六〇、〇三〇
二四、七五〇	二五、二六〇	六一、七三〇
二五、五七〇	二六、〇九〇	六三、三九〇
二六、四四〇	二六、九九〇	六六、七六〇
二七、三三〇	二七、九〇〇	七〇、一三〇
二八、四五〇	二九、〇三〇	七〇、八〇〇
二九、一三〇	二九、七四〇	七三、四七〇
三〇、〇五〇	三〇、六八〇	七六、八四〇
三〇、九三〇	三一、五七〇	八〇、二三〇
		八三、五七〇
		八五、六八〇
		三三、三八〇
		三三、八四〇
		三五、二二〇
		三七、〇五〇
		三九、〇八〇
		四〇、一〇〇
		四一、〇八〇
		四二、五〇〇
		四三、三二〇
		四五、七三〇
		四六、九二〇
		四八、一六〇
		五〇、五六〇
		五一、九八〇
		五三、六二〇
		五五、六一〇
		五八、四五〇
		六一、二七〇
		六三、〇〇〇
		六四、七〇〇
		六八、一三〇
		七一、五八〇
		七二、二六〇
		七四、九九〇
		七八、四三〇
		八一、八八〇
		八五、二九〇
		八七、四五〇

別表第一の六

別表第一の四の仮定俸給		仮定俸給	
一三、五四〇円	一三、九一〇	一四、九八〇円	一五、三九〇
八七、九三〇	九二、二八〇	八九、七五〇	九四、一八〇
九六、六六〇	九八、八七〇	九八、六六〇	一〇〇、九一〇
一〇一、〇〇〇	一〇五、三五〇	一〇三、〇九〇	一〇七、五三〇
一〇七、三四〇	一〇九、七〇〇	一〇九、五七〇	一一一、九八〇
一一四、〇六〇	一一八、八〇〇	一二六、四二〇	一二一、二六〇
一二一、二四〇	一二三、五五〇	一二三、七五〇	一二六、一一〇
一二五、九八〇	一二八、三二〇	一二八、五八〇	一三〇、九七〇
一三三、〇五〇	一三七、七八〇	一三五、八〇〇	一四〇、六三〇
一四〇、一三〇	一四二、五三〇	一四三、〇三〇	一四五、四八〇

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の四の仮定俸給の額が一三、五四〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一・〇八七五の一・一一を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。

一四、二三〇	一五、七五〇
一四、七〇〇	一六、二六〇
一四、九八〇	一六、五七〇
一五、五〇〇	一七、一四〇
一六、二五〇	一七、九八〇
一七、〇四〇	一八、八五〇
一七、八一〇	一九、七〇〇
一八、六一〇	二〇、五八〇
一九、三八〇	二一、四四〇
二〇、一八〇	二二、三三〇
二〇、六八〇	二二、八八〇
二一、一八〇	二三、四三〇
二一、七六〇	二四、〇八〇
二二、五八〇	二四、九八〇
二三、二八〇	二五、七七〇
二三、九五〇	二六、五〇〇
二四、七五〇	二七、三八〇
二五、五七〇	二八、二八〇
二六、四四〇	二九、二六〇
二七、三三〇	三〇、二四〇
二八、四五〇	三一、四八〇
二九、一三〇	三二、二四〇
三〇、〇五〇	三三、二五〇
三〇、九三〇	三四、二二〇
三一、七〇〇	三六、一八〇
三三、一六〇	三六、六八〇
三四、五〇〇	三八、一八〇
三六、二九〇	四〇、一六〇

三八、二八〇
三九、二八〇
四〇、二五〇
四一、六四〇
四二、四四〇
四四、八〇〇
四五、九七〇
四七、一八〇
四九、五三〇
五一、九一〇
五二、五三〇
五四、四八〇
五七、二七〇
六〇、〇三〇
六一、七三〇
六三、三九〇
六六、七六〇
七〇、一三〇
七〇、八〇〇
七三、四七〇
七六、八四〇
八〇、二三〇
八三、五七〇
八五、六八〇
八七、九三〇
九二、二八〇
九六、六六〇
九八、八七〇

四二、三六〇
四三、四七〇
四四、五三〇
四六、〇七〇
四六、九六〇
四九、五七〇
五〇、八六〇
五二、二〇〇
五四、八一〇
五七、四三〇
五八、一二〇
六〇、二八〇
六三、三六〇
六六、四二〇
六八、二九〇
七〇、一三〇
七三、八六〇
七七、五八〇
七八、三三〇
八一、二九〇
八五、〇三〇
八八、七六〇
九二、四六〇
九四、七九〇
九七、二九〇
一〇二、〇九〇
一〇六、九四〇
一〇九、三八〇

別表第三の五

別表第三の四の次に次の二表を加える。

別表第一の五の下欄に掲げる仮定俸給	率
八五、二九〇円以上のもの	二三・〇割
七八、四三〇円をこえ八五、二九〇円未満のもの	二三・八割
七四、九九〇円をこえ七八、四三〇円以下のもの	二四・五割
七二、二六〇円をこえ七四、九九〇円以下のもの	二四・八割
五〇、五六〇円をこえ七二、二六〇円以下のもの	二五・〇割

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の四の仮定俸給の額が一三、五四〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一・〇八七五分の一・二〇三二を乗じて得た金額（二〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。

一〇一、〇〇〇
一〇五、三五〇
一〇七、三四〇
一〇九、七〇〇
一一四、〇六〇
一一八、八〇〇
一二一、二四〇
一二三、五五〇
一二五、九八〇
一二八、三三〇
一三三、〇五〇
一三七、七八〇
一四〇、一三〇
一四二、五三〇
一一一、七五〇
一一六、五七〇
一一八、七七〇
一二一、三八〇
一二六、一九〇
一三一、四四〇
一三四、一四〇
一三六、七〇〇
一三九、三八〇
一四一、九七〇
一四七、二一〇
一五二、四五〇
一五五、〇四〇
一五七、七〇〇

別表第三の六

四八、一六〇円をこえ五〇、五六〇円以下のもの	二五・五割
四三、三二〇円をこえ四八、一六〇円以下のもの	二六・一割
三五、二二〇円をこえ四三、三二〇円以下のもの	二六・九割
三三、八四〇円をこえ三五、二二〇円以下のもの	二七・四割
三一、五七〇円をこえ三三、八四〇円以下のもの	二七・八割
三〇、六八〇円をこえ三一、五七〇円以下のもの	二九・〇割
二九、七四〇円をこえ三〇、六八〇円以下のもの	二九・三割
二六、〇九〇円をこえ二九、七四〇円以下のもの	二九・八割
二三、〇五〇円をこえ二六、〇九〇円以下のもの	三〇・二割
二二、二一〇円をこえ二三、〇五〇円以下のもの	三〇・九割
二一、六二〇円をこえ二二、二一〇円以下のもの	三一・九割
二一、一一〇円をこえ二二、六二〇円以下のもの	三二・七割
二〇、五九〇円をこえ二一、一一〇円以下のもの	三三・〇割
一九、七八〇円をこえ二〇、五九〇円以下のもの	三三・四割
一八、九九〇円をこえ一九、七八〇円以下のもの	三四・五割
一八、九九〇円以下のもの	三五・一割

別表第一の六の下欄に掲げる仮定俸給

九二、四六〇円以上のもの	二三・〇割
八五、〇三〇円をこえ九二、四六〇円未満のもの	二三・八割
八一、二九〇円をこえ八五、〇三〇円以下のもの	二四・五割
七八、三三〇円をこえ八一、二九〇円以下のもの	二四・八割
五四、八一〇円をこえ七八、三三〇円以下のもの	二五・〇割
五二、二〇〇円をこえ五四、八一〇円以下のもの	二五・五割
四六、九六〇円をこえ五二、二〇〇円以下のもの	二六・一割
三八、一八〇円をこえ四六、九六〇円以下のもの	二六・九割

別表第四の五

別表第四の四の次に次の二表を加える。

三六、六八〇円をこえ三八、一八〇円以下のもの	二七・四割
三四、二二〇円をこえ三六、六八〇円以下のもの	二七・八割
三三、二五〇円をこえ三四、二二〇円以下のもの	二九・〇割
三二、二四〇円をこえ三三、二五〇円以下のもの	二九・三割
二八、二八〇円をこえ三二、二四〇円以下のもの	二九・八割
二四、九八〇円をこえ二八、二八〇円以下のもの	三〇・二割
二四、〇八〇円をこえ二四、九八〇円以下のもの	三〇・九割
二三、四三〇円をこえ二四、〇八〇円以下のもの	三一・九割
二三、八八〇円をこえ二三、四三〇円以下のもの	三二・七割
二二、三三〇円をこえ二三、八八〇円以下のもの	三三・〇割
二一、四四〇円をこえ二二、三三〇円以下のもの	三三・四割
二〇、五八〇円をこえ二一、四四〇円以下のもの	三四・五割
二〇、五八〇円以下のもの	三五・一割

障害の等級

障害の等級	年金額
一級	五一六、〇〇〇円
二級	四一八、〇〇〇円
三級	三三五、〇〇〇円
四級	二五三、〇〇〇円
五級	一九六、〇〇〇円
六級	一五〇、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「二五三、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「二九四、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第四の六

障害の等級		年金額
一	級	五五九、〇〇〇円
二	級	四五三、〇〇〇円
三	級	三六三、〇〇〇円
四	級	二七四、〇〇〇円
五	級	二二二、〇〇〇円
六	級	一六二、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「二七四、〇〇〇円」と、「二二二、〇〇〇円」とあるのは「三一八、五〇〇円」と読み替えるものとする。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第二条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「子、父母、孫及び祖父母で、」を「並びに子、父母、孫及び祖父母で」に改める。

第五十四条第四項及び第六十一条の二第三項中「四百円」を「四百六十円」に改める。

附則第五条第一項第一号ただし書中「及び第九項」を、第九項及び第十項に改め、同号へ中「第二十四条の三第一項又は」を削り、同項第五号中「第八号」の下に「並びに第二十六条の四」を加え、「当該職員となる前の在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達している者を除く」を「同日後引き続き海外にあつた未帰還者(未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)第二条に規定する未帰還者をいう。附則第十一条第七号及び第八号並びに第二十六条の四において同じ。)を含む」に改め、「いるもの」の下に「当該未帰還者については、同年九月から帰国した日

の属する月までの期間で当該未帰還者であると認められるもの(附則第十一条第七号及び第八号において「未帰還者期間」という。)を含む。」を加える。

附則第十一条第一項第七号中「ある者」の下に「(同日後引き続き海外にあつた未帰還者を含む。)」を、「在職期間」の下に「(当該未帰還者については、その者の未帰還者期間を含む。)」を加え、同項第八号中「あるもの」の下に「(同日後引き続き海外にあつた未帰還者を含む。)」を、「その在職期間」の下に「を含む、当該未帰還者については、その者の未帰還者期間」を加える。

附則第二十二條第一項中「(昭和二十八年法律第百六十一号)」を削る。

附則第二十六條の三の次に次の一条を加える。

(外国政府等の職員であつた者で施行日以後に組合員となつたものの取扱い)

第二十六條の四 法律第百五十五号附則第四十二條第一項に規定する外国政府又は同法附則第四十三條に規定する法人の職員として昭和二十年八月八日に在職していた者で、同日後引き続き未帰還者として海外にあり、施行日以後帰国し、その後引き続き職員となつたものに対する長期給付に關しては、附則の規定のうち更新組合員に適用されるものの例による。

附則第三十六條の次に次の一条を加える。

(組合員に係る福祉増進事業)

第三十六條の二 組合は、この法律に定める短期給付、長期給付及び福祉事業のほか、当分の間、これらの給付及び事業に支障を及ぼさない範囲内において、政令で定めるところにより、組合員の持家として分譲する住宅の建設及び分譲その他その福祉の増進に資する事業を行なうことができる。

2 組合は、前項の規定により行なう事業に係る経理については、短期給付、長期給付及び福祉事業に係る経理と区分しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、第一項の規定により行なう事業の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十

二号)の一部を次のように改正する。

附則第三十八条第一項前段中「合算した期間」の下に「明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間と同日以後の通算対象期間とを合算した期間」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。ただし、第二条中公共企業体職員等共済組合法第五十四条第四項及び第六十一条の二第三項の改正規定並びに第三条並びに附則第三条及び附則第四条の規定は、同年十一月一日から施行する。

(遺族の範囲に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十五条第一項の規定は、昭和四十六年十月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(通算退職年金の額の引上げ等に関する経過措置)

第三条 改正後の法第六十一条の二第三項の規定は、昭和四十六年十一月一日前に給付事由が生じた通算退職年金についても、同年十一月分以後適用する。

2 前項の規定の適用に係る通算退職年金の額の調整その他必要な事項は、政令で定める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 公共企業体職員等共済組合法に基づく共済組合の組合員が昭和四十六年十一月一日前に退職した場合において、同法の規定及び第三条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第三十八条第一項の規定を適用するとならば新たに通算退職年金を支給すべきこととなるときは、これらの法律の規定により、同年十一月分から、その者に通算退職年金を支給する。

理由

公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額を恩給法等の改正の内容に準じて改定するとともに、遺族の範囲の拡大、通算退職年金の額の引上げ、組合員期間に算入すべき外国政府職員等の期間の拡大等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第一条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。
目次中「第九十三条の二」を「第九十三条の三」

に改める。

第二条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号及び第六号を二号ずつ繰り上げ、同条第二項中「又は第三号」を削り、同条第三項を削る。

第九条第三項本文中「組合員」の下に「(その組合の組合員であつた者のうちから、その組合に

係る各省各庁の所属の職員が組織する国家公務員法第百八条の二の職員団体又は公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第三条の労働組合(以下「職員団体」と総称する。)とその組合に係る各省各庁の所属の職員が組織するものが推薦した者を含む。」を加える。
第四十二条第二項中「月以前の組合員であつた期間三年間における掛金の標準となつた俸給の総額を三十六(当該三年間における組合員期間の月数が三十六に満たないときは、その組合員期間の月数)で除して得た額」を「月の掛金の標準となつた俸給」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(年金を受けるべき遺族の範囲)

第四十二条の二 年金を受けるべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していたものとする。

2 前項の規定の適用については、子又は孫は、十八歳未満でまだ配偶者がいない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限るものとし、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合に、その子は、これらの者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとみなす。

(年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲)

第四十二条の三 年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲は、次に掲げる者とする。

一 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していたもの

二 前号に掲げる者を除くほか、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していた者

三 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で第一号に該当しないもの

2 前条第二項の規定は、前項第一号の規定を適用する場合について準用する。

第四十三条第一項を次のように改める。
給付を受けるべき遺族の順位は、次のとおりとする。

一 年金を受ける者の順位は、第四十二条の二第一項に規定する順序

二 年金以外の給付を受ける者の順位は、前条第一項各号の順序。ただし、同項第一号又は第三号に掲げる者の間においては、それぞれ当該各号に規定する順序

第四十五条中「又は遺族一時金」を「遺族一時金又は年金者遺族一時金」に改める。

第七十二条第一項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 年金者遺族一時金

第八十三条第六項中「第八十三条第五項」を「第八十三条第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「遺族年金」の下に「又は年金者遺族一時金」を加え、同項の次に次の一項を加える。

5 第四十二条の三第一項第二号又は第三号に該当する遺族に対する前項の規定の適用については、同項中「その者の退職の際第八十条第一項の規定を適用するものとした場合に退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額(公務によらない廃疾年金にあつては、俸給十二月分を加算した金額)」とあるのは、「その者の退職の際第八十条第一項の規定を適用するものとした場合に退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額」とする。

第四章第三節第四款中第九十三条の二を第九十三条の三とし、第九十三条の次に次の一条を

負担金百分の四十二・五」と、同項第三号及び第四号中「国の負担金」とあるのは「組合の負担金」に、「とする」と、前条第二項後段中「掛金の標準となつた俸給」とあるのは「掛金の標準となつた運営規則で定める仮定俸給」とするに改める。

第二百二十六条の四第二項中「昭和二十五年法律第二百六十一号」を削り、「前項」を「第一項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第九条第三項本文及び第一百十一条第四項本文の規定の適用については、前項に規定する組合員に係る地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条の職員団体は、第九条第三項本文に規定する職員団体とみなす。

附則第十三条の七の次に次の一条を加える。
（年金者遺族一時金の特例）

第十三条の七の二 前項等であつた期間が十五年以上である者に係る年金者遺族一時金については、第九十三条の二第二項第二号中「組合員期間が二十年」とあるのは「前項等であつた期間が十五年」と、同項第三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者（前項等であつた期間が十五年以上である者を除く）」として、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者に係る年金者遺族一時金の額は、同項の規定により算定した額が、同項の規定を適用しないとしたならば受けることとなる年金者遺族一時金の額より少ないときは、当該金額とする。

附則第十四条の次に次の一条を加える。
（退職した者が職員団体の役員である場合の取扱い）

第十四条の二 昭和四十三年十二月十三日において職員であつた者のうち専従職員であつた者が退職した場合において、当該退職の日の

翌日において職員団体の役員であるときは、その者は、当該退職の時に退職しなかつたものとみなし、職員団体の役員である間当該退職の際組合員であつた組合を組織する職員であるものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第四章及び第六章中「俸給」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定俸給」と、第九十九条第二項各号列記以外の部分中「及び国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金及び国の負担金」と、同項第一号中「国の負担金百分の七十」とあるのは「国の負担金百分の二十、職員団体の負担金百分の六十」と、同項第二号中「国の負担金百分の六十」とあるのは「国の負担金百分の二十、職員団体の負担金百分の四十」と、同項第四号中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」とする。

2 昭和四十三年十二月十三日において第二百二十六条の四第一項に規定する職員であつた者のうち地方公務員法第五十二条の職員団体の事務にもつづら従事する職員であつたものについては、当該職員団体を前項の職員団体とみなして同項の規定を適用する。

3 前二項に定めるもののほか、これらの項に規定する者に対するこの法律の規定の適用について必要な事項及びこれらの項の規定の適用に関し必要な経過措置は、政令で定める。（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第二条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 遺族一時金に関する経過措置（第三十四条・第三十五条）」を「第三節 遺族一時金に関する経過措置（第三十四条・第三十五条） 第四節 年金者遺族一時金に関する経過措置（第三十五条の二・第三十五条の五）」に、「第四十八条の三」を

「第四十八条の五」に改める。

第二条に次の一項を加える。

3 この法律において「遺族」とは、新法の規定による年金たる給付（この法律の規定により新法の年金たる給付とみなされる給付を含む。）に係る場合は新法第四十二条の規定する遺族をいうものとし、新法の規定による一時金たる給付（この法律の規定により新法の一時金たる給付とみなされる給付を含む。）に係る場合は新法第四十二条の三に規定する遺族をいうものとする。

第八条第一項中「第四号」を「第三号」に改める。

第二十九条各号列記以外の部分中「新法第二十条第一項第三号に規定する遺族をいう。以下同じ。」を削る。

第五章第三節の次に次の一節を加える。

第四節 年金者遺族一時金に関する経過措置

（公務傷病による死亡者に係る年金者遺族一時金の規定の適用）

第三十五条の二 新法第四章第三節第四款中第九十三条の二第一項第一号の規定による年金者遺族一時金に関する部分の規定は、組合員が施行日以後公務により病氣にかかり、又は負傷し、当該公務傷病により死亡した場合について適用する。

（年金者遺族一時金の受給資格に係る組合員期間）

第三十五条の三 新法第九十三条の二第一項第三号の規定による年金者遺族一時金（公務による廃疾年金を受ける権利を有する者に係る年金者遺族一時金を除く）を受ける権利に係る組合員期間は、施行日の前日まで引き続く組合員期間及び施行日以後の組合員期間に限るものとする。

（特例による退職年金の受給権者に係る特例）

には、当該各号に規定する者の遺族に、年金者遺族一時金を支給し、遺族一時金は、支給しない。ただし、第一号に該当する場合において次条の規定により計算した金額がないときは、年金者遺族一時金は、支給しない。

一 組合員期間が二十年未満である者で第八条から第十条までの規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるときは、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 組合員期間が二十年未満である更新組合員が公務傷病によらないで死亡した場合であつて、その死亡を退職とみなしたならば第八条から第十条までの規定により退職年金を受ける権利を有することとなる場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

2 前項の場合においては、新法第九十三条の二第一項第三号の規定は、適用しない。

（特例による退職年金の受給権者に係る年金者遺族一時金の額に関する特例）

第三十五条の五 前条第一項各号の規定による年金者遺族一時金の額は、同項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたならば受けるべきこととなる遺族年金の額の十二分の一に相当する金額（同項第一号に該当する場合においてすでに支給を受けた退職年金（第六条第一項ただし書の規定による申出に係る退職年金以外の旧法等の規定による退職年金に相当する年金を含む。）を減額退職年金又は旧法等の規定による廃疾年金に相当する年金の額があるときは、その総額を控除した金額）とする。

第四十一条第一項各号列記以外の部分中「第三十三条の四、第三十五条の五」を加え、同条第二項中「退職の日まで」の下に「と、第三十五条の五中「旧法等の規定による廃疾年金に相当する

る年金」とあるのは「廃疾年金(旧法等の規定による廃疾年金に相当する年金を含む。)」を加える。

第四十八条の三中、「第四十八条の三に規定する長期組合員となつた日」を「第四十八条の五に規定する長期組合員となつた日」と、第四十八条の三第一項中「第三十五条の五」とあるのは「第四十一条第一項において準用する第三十五条の五」に改め、第八章第二節中同条を第四十八条の五とし、第四十八条の二を第四十八条の四とし、第四十八条の次に次の二条を加える。

(衛視等の年金者遺族一時金の受給資格に関する特例)

第四十八条の二 次の各号の一に該当する場合
には、当該各号に規定する者の遺族に、年金者遺族一時金を支給し、遺族一時金は、支給しない。ただし、第一号に該当する場合において次条の規定により計算した金額がないときは、年金者遺族一時金は、支給しない。

一 衛視等であつた期間が十五年未満である者で第四十四条第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 衛視等であつた期間が十五年未満である者が公務傷病によらないで死亡した場合であつて、その死亡を退職とみなしたならば第四十四条第一項又は第二項の規定により退職年金を受ける権利を有することとなる場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

2 前項の場合においては、新法第九十三条の二第一項第三号及び第三十四条第二項の規定は、適用しない。
(衛視等の年金者遺族一時金の額に関する特例)

第四十八条の三 前条第一項各号の規定による年金者遺族一時金の額は、同項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたならば受けるべきこととなる遺族年金の額の十二分分に相当する金額とし、当該年金者遺族一時金からの控除については、第三十五条の五の規定の例による。

2 前項の規定により算定した年金者遺族一時金の額が、前条の規定を適用しないとしたならば受けることとなる年金者遺族一時金の額より少ないときは、当該金額を年金者遺族一時金の額とする。

第五十三条第一号中「又は遺族一時金」を「遺族一時金又は年金者遺族一時金」に改める。
(厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第一項中「六年」を「十一年」に改める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一条第二号中「八年以内」を「昭和五十一年五月三十一日までの間」に改める。
(国家公務員共済組合法の一部改正)

第五条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第七十六条第二項中「百分の四十」を「百分の五十」に、「百分の一・五」を「百分の二」に、「百分の七十」を「百分の九十」に改め、同条第三項第一号中「百分の一・四」を「百分の一・七」に改める。

第七十八条第一項中「百分の一・五」を「百分の二」に改め、同条第二項中「百分の七十」を「百分の九十」に改める。

分の九十」に改める。
第七十九条第四項及び第五項中「百分の一・五」を「百分の二」に改める。

第八十二条第一項中「百分の一・五」を「百分の二」に改め、同条第二項中「百分の一」を「百分の一・二五」に、「百分の一・五」を「百分の二」に改める。

第八十五条第四項中「百分の一・五」を「百分の二」に改め、同条第五項第二号中「百分の一」を「百分の一・二五」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の一・五」を「百分の二」に改める。

第八十六条中「百分の三十」を「百分の三十七・五」に、「百分の二十」を「百分の二十五」に、「百分の十」を「百分の十二・五」に改める。

第八十八条第一項第一号中「百分の四十」を「百分の五十」に、「百分の一・五」を「百分の二」に改め、同項第三号中「百分の十」を「百分の十二・五」に、「百分の一」を「百分の一・二五」に改め、同項第四号中「百分の十」を「百分の十二・五」に改め、同条第二項中「百分の七十」を「百分の九十」に改める。

第九十二条中「百分の二十」を「百分の二十五」に改める。

附則第十三条の二第二項中「百分の三十五」を「百分の四十三・七五」に、「百分の一・五」を「百分の二」に、「百分の一」を「百分の一・二五」に改め、同条第四項中「百分の一・五」を「百分の二」に、「百分の一」を「百分の一・二五」に改める。

附則第十三条の四中「百分の一・五」を「百分の二」に、「百分の一」を「百分の一・二五」に改める。

附則第十三条の六第一項及び第十三条の七第一項中「百分の一・五」を「百分の二」に、「百分の一・五」を「百分の〇・七五」に、「百分の一」を「百分の一・二五」に改める。

別表第二を次のように改める。

組合員期間	日数
一年以上 二年未満	三〇日
二年以上 三年未満	六〇日
三年以上 四年未満	九〇日
四年以上 五年未満	一二〇日
五年以上 六年未満	一五〇日
六年以上 七年未満	一八〇日
七年以上 八年未満	二一〇日
八年以上 九年未満	二四〇日
九年以上 一〇年未満	二七〇日
一〇年以上 一一年未満	三〇〇日
一一年以上 一二年未満	三三〇日
一二年以上 一三年未満	三六〇日
一三年以上 一四年未満	三九〇日
一四年以上 一五年未満	四二〇日
一五年以上 一六年未満	四六〇日
一六年以上 一七年未満	四九五日
一七年以上 一八年未満	五三五日
一八年以上 一九年未満	五七五日
一九年以上 二〇年未満	六一五日

別表第三の中欄(中)「〇・八」を「一・〇」に、「〇・六」を「〇・七五」に、「〇・四」を「〇・五」に改め、同表の中欄(中)「〇・五」を「〇・六二五」に、「〇・四」を「〇・五」に、「〇・三」を「〇・三七五」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中国公務員共済組合法第九條第三項本文、第一百一條第四項本文及び第二百六條の四の改正規定並びに同法附則第十四條の次に一條を加える改正規定並びに第三條、第四條及び附則第八條の規定は公布の日から、第五條の規定は別に法律で定める日から施行する。

(長期給付の給付額の基礎となる俸給に関する経過措置)

第二條 この法律の施行の日(以下「施行日」といふ)前に国家公務員共済組合法の退職(死亡を含む。次項において同じ)をした組合員に係る同法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、廃疾年金又は遺族年金(それぞれ国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む)で、施行日の前日において現に支給されているものについては、施行日の属する月の翌月分以後、その額を、第一條の規定による改正後の国家公務員共済組合法(以下「新法」といふ)及び第二條の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「新施行法」といふ)の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の場合又は施行日の前日から引き続き組合員であつた者で施行日以後三年内に国家公務員共済組合法の退職をしたものに係る年金たる長期給付の給付額の算定について新法及び新施行法の規定を適用した場合において、これらの規定により算定した年金の額が第一條の規定による改正前の国家公務員共済組合法(以下この項において「旧法」といふ)及び第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下この項において「旧施行法」といふ)の規定により算定した年金の額より少ないときは、旧法及び旧施行法の規定による年金の額をもつて当該年金の額とする。

(遺族に対して支給する給付に関する経過措置)

第三條 新法及び新施行法中遺族に対して支給する給付に関する部分の規定は、前條の規定の適用がある場合を除き、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(掛金及び負担金に関する経過措置)

第四條 新法第九十九條第二項、第三項及び第五項、第二百四十四條の二第三項並びに第二百五條(新法第二百六條第二項において準用する場合を含む)の規定は、施行日の属する月の翌月分以後の掛金及び負担金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五條 前三條に定めるもののほか、第一條の規定による国家公務員共済組合法の改正及び第二條の規定により国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正に伴う経過措置について必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員等退職手当法の一部改正)

第六條 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二號)の一部を次のように改正する。

第五條の二を削る。

第六條中「前四條を、前三條に改め、(前條の規定により計算した退職手当については、五十八・二)を削る。

(日雇労働者健康保険法の一部改正)

第七條 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七號)の一部を次のように改正する。

第七條中「被保険者であるとき」の下に、「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八號)第二百四條の三第三項に規定する任意継続組合員である同法の組合の組合員であるとき」を加える。

この条において「組合」といふのは、組合員であつて、昭和四十四年十一月一日からこの法律の公布の日までの間に退職したもの(その退職の場合に国家公務員共済組合法の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなつた女子以外の女子及び明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く)については、第四條の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第二十一條中「退職の日」とあるのは、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第 号)の公布の日」と読み替へて、同條の規定を適用する。

2 前項に規定する者が再び組合の組合員となつて退職した場合において、国家公務員共済組合法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、第四條の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第二十一條に規定する申出をすることができない。

3 第一項の規定の適用により同項に規定する者に国家公務員共済組合法第八十條第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

4 第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日の前日において消滅する。

理由

最近における社会保障制度の状況にかんがみ、国家公務員共済組合の制度の充実強化を図るため、国家公務員共済組合による長期給付の内容を改善し、及び退職者についての短期給付の特例を設けるとともに、国家公務員共済組合の短期給付及び長期給付に要する費用について国の負担金の

負担割合を引き上げ、あわせて国家公務員共済組合の制度の円滑な運営に資するため規定を整備するほか、退職一時金からの通算退職年金の原資の控除を受けないことを選択することが出来る期限の延長、退職者が職員団体の役員である場合の取扱い等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約百四十億円の見込みである。

公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第一條 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四號)の一部を次のように改正する。

第十條第三項中「組合員」の下に「(組合員であつた者のうちから、公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七號)に規定する労働組合で当該公共企業体の所属の職員が組織するものが推薦した者を含む。)」を加える。

第十八條第二項中「又は死亡一時金」を「年金者遺族一時金又は死亡一時金」に改める。

第二十五條の見出しを「年金を受けるべき遺族の範囲」に改め、同條本文「この法律において「遺族」とは、年金を受けるべき遺族の範囲はに改め、同條中「主として」を削り、同條の次に次の一條を加える。

(年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲)

第二十五條の二 年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲は、次の各号に掲げる者とする。

一 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していたもの

二 前号に掲げる者を除くほか、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していた者

三 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で第一号に該当しないもの

2 前条第一項ただし書及び第二項の規定は、前項第一号の規定を適用する場合について準用する。

第二十六條第一項を次のように改める。

給付を受けるべき遺族の順位は、次のとおりとする。

一 年金を受ける者の順位は、第二十五條第一項本文に規定する順序

二 年金以外の給付を受ける者の順位は、前条第一項各号の順序。ただし、同項第一号又は第三号に掲げる者の間においては、それぞれ当該各号に規定する順序

第四十八條第十号を第十一号とし、第八号及び第九号を一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 年金者遺族一時金

第五十六條に次の一項を加える。

4 第二十五條の二第二項第二号又は第三号に該当する遺族に対する前項の規定の適用については、同項中「退職の際における退職一時金基礎額と廃疾一時金の額に相当する額との合算額」とあるのは、「退職の際における退職一時金基礎額」とする。

第五十九條の次に次の一条を加える。

(年金者遺族一時金)

第五十九條の二 次の各号の一に該当するときは、組合員又は組合員であつた者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

一 組合員期間二十年以上の者が死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 組合員期間十年以上二十年未満の組合員が死亡した場合において、遺族年金を受けべき遺族がないとき。

三 遺族年金の支給を受ける者がその支給を受ける権利を失い、以後年金を受けるべき

遺族がないとき。

2 年金者遺族一時金の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(第二号に掲げる金額がないときは、第一号に掲げる金額)とする。

一 前項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいなかったならば受けるべきこととなる遺族年金の額の十年分に相当する金額

二 すでに支給を受けた退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金の総額

第六十六條第一項第一号中「昭和二十三年法律第二百五十七号」及び「この条においてを削り、同項第二号中「費用の百分の五十七・五(専従職員及び組合に使用される組合員に係る長期給付に要する費用については、百分の十五)」を「費用(専従職員及び組合に使用される組合員に係るものを除く)の百分の四十二・五」に改め、同条第四項中「又は前項に規定する労働組合は、第一項又は前項を、労働組合又は国は、第一項、第三項又は前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「組織するもの」の下に「(以下「労働組合」という。)を加え、同項の次に次の一項を加える。

4 国は、組合員に係る短期給付及び長期給付に要する費用の百分の二十に相当する金額を負担し、その金額を毎月末日までに組合に払い込まなければならない。

第八十二條の次に次の一条を加える。

(退職した者についての短期給付の特例)

第八十二條の二 組合員期間十五年以上の者が退職した場合には、その者は、退職の日の翌日から十日以内に、その退職後もこの条の規定により短期給付を受けることを希望する旨をその組合に申し出ることができる。

2 前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、退職しなかつたものとみなし、引き続き同項の組合を組織する役職員又は第

十三條の規定による運営規則の定める者(次項において「役員等」という。)であるものとみなして、短期給付に関する規定(第四十四條から第四十七條までの規定を除く)を適用する。この場合においては、第十四條中「翌日」とあるのは「翌日(第八十二條の二第三項第二号又は第三号の規定により同項に規定する任意継続組合員でなくなつたときは、その日)」と、同条第二号中「役員及び前条の規定による運営規則の定める者」とあるのは「第八十二條の二第三項に規定する任意継続組合員」と、第六十四條第二項中「仮定俸給」とあるのは「仮定俸給」で第八十二條の二第一項の退職の日の属する月の掛金の標準となつたもの」とする。

3 前項の規定により第一項の組合を組織する役員等であるものとみなされた者(以下「任意継続組合員」という。)が次の各号の一に該当するに至つたときは、任意継続組合員でなくなるものとする。

一 第一項の退職の日の翌日から起算して五年を経過したとき。

二 組合員(他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行なうものの組合員を含む)の資格を取得したとき。

三 健康保険法の規定による健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者(船員保険法第二十條の規定による被保険者を除く)の資格を取得したとき。

四 掛金を次項の期限後十日を経過しても払い込まなかつたとき。

五 任意継続組合員でなくなつたことを希望する旨をその組合に申し出たとき。

4 任意継続組合員は、毎月末日までに、掛金を組合に払い込まなければならない。

5 船員である組合員に対する前四項の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

6 前五項に定めるもののほか、任意継続組合員に対するこの法律の適用について必要な事項は、政令で定める。

附則第十六條の次に次の二条を加える。

(年金者遺族一時金の受給資格に関する特例)

第十六條の二 附則第九條から附則第十一條までの規定による退職年金又はこれに基づく減額退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合においては、遺族年金を受けるべき遺族がないときは、第五十九條の二第一項の規定にかかわらず、その者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。ただし、次条の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

2 組合員期間十年未満の更新組合員が死亡した場合であつて、その死亡を退職とみなしたならばその者に附則第九條から附則第十二條までの規定による退職年金を支給すべきこととなる場合においては、遺族年金を受けるべき遺族がないときは、第五十九條第一項及び第五十九條の二第一項の規定にかかわらず、その者の遺族に年金者遺族一時金を支給し、遺族一時金は支給しない。

3 組合員期間十年未満の更新組合員又は組合員期間二十年未満の更新組合員であつた者が(前二項の規定の適用を受ける者を除く)が死亡した場合であつて、附則第四條第三項本文の規定を適用しないとしたならば、その者の遺族が恩給法第七十五條第一項第二号の規定による扶助料を受ける権利を有することとなる場合においては、遺族年金を受けるべき遺族がないときは、第五十九條第一項及び第五十九條の二第一項の規定にかかわらず、その者の遺族に年金者遺族一時金を支給し、遺族一時金は支給しない。

4 組合員期間十年未満の更新組合員又は組合員期間二十年未満の更新組合員であつた者が死亡した場合であつて、附則第四條第三項本文の規定を適用しないとしたならば、その者の遺族が恩給法第七十五條第一項第二号の規定による扶助料を受ける権利を有することとなる場合においては、遺族年金を受けるべき遺族がないときは、第五十九條第一項及び第五十九條の二第一項の規定にかかわらず、その者の遺族に年金者遺族一時金を支給し、遺族一時金は支給しない。

(特例による年金者遺族一時金の額に関する特例)

第十六條の三 前条の規定による年金者遺族一

時金の額は、前条の規定による年金者遺族一時金の額に相当するものとみなす。

時金の額は、同条第一項から第三項までの規定に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたならば受けるべきこととなる遺族年金の額の十二分分に相当する金額とする。ただし、同条第一項の規定に該当する場合においてすでに支給を受けた退職年金(旧法等)旧法及び旧法の施行前の政府職員の共済組合に関する法令で長期給付について定めていたものをいう。以下同じ。の規定による退職年金に相当する年金(附則第二十一年の申出があつた場合に係る旧法の規定による退職年金を除く。)を含む。減額退職年金又は旧法等の規定による廃疾年金に相当する年金の額があるときは、当該遺族年金の額の十二分分に相当する金額からその総額を控除した金額とする。

附則第十七条の二に後段として次のように加える。

この場合において、附則第十六条の三ただし書中「旧法等の規定による廃疾年金に相当する年金」とあるのは、「廃疾年金(旧法等の規定による廃疾年金に相当する年金を含む。)」と読み替へるものとする。

附則第三十一条の次に次の一条を加える。

(退職した者が労働組合の役員である場合の取扱)

第三十一条の二 昭和四十三年十二月十三日において職員であつた者のうち専従職員であつた者が退職した場合において、当該退職の日の翌日において労働組合の役員であるときは、その者は、当該退職の時に退職しなかつたものとみなし、労働組合の役員である間当該退職の際組合員であつた組合を組織する職員であるものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第四章及び第六章中「俸給」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定俸給」と、第六十六条中「公共企業体等労働関係法第七条に規定する専従職員

である組合員(以下「専従職員」という。))とあり、又は「専従職員」とあるのは「附則第三十一条の二第一項に規定する者」とする。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する者に対するこの法律の規定の適用について必要な事項及び同項の規定の適用に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三十九条第一項第二号中「八年以内」を「昭和五十一年五月三十一日までの間」に改める。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第三条 公共企業体職員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第五十条第二項中「百分の四十」を「百分の五十」に、「百分の一・五」を「百分の二」に改め、同条第三項中「百分の〇・九」を「百分の一・七」に改める。

第五十条の二第二項中「百分の一・五」を「百分の二」に改める。

第五十五条第二項中「百分の六十」を「百分の七十五」に、「百分の四十五」を「百分の五十六・二五」に、「百分の三十五」を「百分の四十三・七五」に改める。

第五十八条第二項第二号中「百分の十」を「百分の十二・五」に、「百分の一」を「百分の一・二五」に、「百分の〇・四五」を「百分の〇・八五」に改める。

第七十八条第一項中「百分の四十」を「百分の五十」に、「百分の三十」を「百分の三十七・五」に、「百分の一・五」を「百分の二」に、「百分の二」を「百分の二・五」に改める。

別表第三を次のように改める。

組合員期間	日	数
一年以上	二年以上	三〇日
二年以上	三年以上	六〇日
三年以上	四年以上	九〇日
四年以上	五年以上	一二〇日
五年以上	六年以上	一五〇日
六年以上	七年以上	一八〇日
七年以上	八年以上	二一〇日
八年以上	九年以上	二四〇日
九年以上	十年以上	二七〇日
十年以上	十一年以上	三〇〇日
十一年以上	十二年以上	三三〇日
十二年以上	十三年以上	三六〇日
十三年以上	十四年以上	三九〇日
十四年以上	十五年以上	四二五〇日
十五年以上	十六年以上	四六〇〇日
十六年以上	十七年以上	四九五〇日
十七年以上	十八年以上	五三五〇日

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中公共企業体職員等共済組合法第十條第三項の改正規定及び同法附則第三十一条の次に一條を加える改正規定並びに第二条及び附則第八條の規定は公布の日から、第三条の規定は別に法律で定める日から施行する。

(遺族に対して支給する給付に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法(以下「新法」という。)中遺族に対して支給する給付に関する部分の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(負担金に関する経過措置)

第三条 新法第六十六条第一項、第四項及び第五項の規定は、施行日の属する月の翌月分以後の負担金について適用し、同月前の月分の負担金については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、第一条の規定による公共企業体職員等共済組合法の改正に伴う経過措置について必要な事項は、政令で定める。

(日雇労働者健康保険法の一部改正)

第五条 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第七條中「被保険者であるとき」の下に「公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律

十八年以上	五七五日
十九年以上	
二十年未満	六一五日

第百三十四号) 第八十二条の二第三項に規定する任意継続組合員である同法の組合の組合員であるとき」を加える。

第十八条第一項中「昭和三十一年法律第百三十四号」を削る。

第六条 日本鉄道建設公団法(昭和三十一年法律第三号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第三項中「第四項」を「第五項」に改める。

(新東京国際空港公団法の一部改正)

第七條 新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第六條第三項中「第四項」を「第五項」に改める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八條 昭和三十六年十一月一日前から引き続き公共企業体職員等共済組合法に基づく共済組合(以下この条において「組合」という。)の組合員であつて、昭和四十四年十一月一日からこの法律の公布の日以前までの間に退職したものの(その退職の場合に公共企業体職員等共済組合法の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなつた女子以外の女子及び明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。)については、第二條の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第三十九條第一項中「退職後」とあるのは、「公共企業体職員等共済組合法等の」の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第 号)の公布の日から」と読み替へて、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者が再びもとの組合の組合員となつて退職した場合において、公共企業体職員等共済組合法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、第二條の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第三十九條第一項に規定する申出をすることができない。

3 第一項の規定の適用により同項に規定する者に公共企業体職員等共済組合法第五十四條第五項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の退職に係る組合員期間に基づく退

職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

4 第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づき通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日の前日において消滅する。

理由

最近における社会保障制度の状況にかんがみ、公共企業体の職員等の共済組合の制度の充実強化を図るため、公共企業体の職員等の共済組合による長期給付の内容を改善し、及び退職者についての短期給付の特例を設けるとともに、公共企業体の職員等の共済組合の短期給付及び長期給付に要する費用について新たな国がその一部の負担することとし、あわせて公共企業体の職員等の共済組合の制度の円滑な運営に資するため規定を整備するほか、退職一時金からの通算退職年金の原資の控除を受けないことを選択することができる期限の延長、退職者が職員団体の役員である場合の取扱ひ等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約百十五億円の見込みである。

○毛利委員長 各案について、順次提出理由の説明を聴取いたします。

まず、中川大蔵政務次官。

○中川政府委員 ただいま議題となりました厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

政府におきましては、児童手当法に基づく児童手当に関する政府の経理を新たに厚生保険特別会計において行なうため、同会計に児童手当勘定を設けるとともに、所要の規定の整備をはかる必要がありまゝです。ここにこの法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、この会計に新設される児童手当勘定におきましては、児童手当交付金に充てるための業

務勘定及び船員保険特別会計からの受け入れ金、特定の事業主からの拠出金、一般会計からの受け入れ金、借入れ金等をその歳入とし、市町村へ交付する児童手当交付金、児童手当の業務取り扱い費等をその歳出とすることとしております。

第二に、この会計の業務勘定におきましては、新たに児童手当にかかるとして、厚生年金保険関係事業主からの拠出金等を歳入とし、児童手当交付金に充てるための児童手当勘定への繰り入れ金等をその歳出とすることとしております。

第三に、船員保険特別会計では、新たに児童手当にかかるとして、船舶所有者からの拠出金等を歳入とすか、児童手当交付金に充てるための厚生保険特別会計児童手当勘定への繰り入れ金をその歳出とすることとし、このため船員保険特別会計法の規定の整備を行なうこととしております。

このほか、児童手当勘定における借入れ金、決算上の剰余金の処分等について、必要な事項を定めることとしております。

次に、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国家公務員共済組合法等の規定により現に支給されている退職年金等につきまして、このたび別添本国会に提出されております恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置に準じて年金額を引き上げることとするほか、遺族の範囲の緩和、退職年金等の最低保障額の引き上げ等所要の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法、旧国家公務員共済組合法及び現行の国家公務員共済組合法に基づく退職年金等につきまして、年金額改定の基礎となる昭和四十年年度の仮定俸給に対する増加率を、恩給における措置にならひ、昭和四十六年一月分以後六

〇・七三%、同年十月分以後七四・二三%に改めることにより年金額を引き上げることとしたして

おります。

第二に、現行の遺族の範囲を緩和し、現在、組合員であつた者の死亡当時主としてその収入により生計を維持されてない配偶者は遺族給付を受けられないこととされておりましたものを、今回これを改め、配偶者はすべて遺族給付を受けられることとしたしてあります。

第三に、退職年金、廃疾年金及び遺族年金につきましては、厚生年金保険における措置にならひ、これらの年金の最低保障額を引き上げるとともに、通算退職年金の額についても所要の引き上げをすることとしたしてあります。

第四に、掛け金及び給付の算定の基礎となつて

いる俸給の最高限度額につきまして、現行の十五万円を、公務員給与の改定等諸般の事情を勘案し、十八万五千円に引き上げることとしたしてあります。

第五に、外国政府職員等の期間の組合員期間への通算につきまして、恩給における措置にならひ、外国政府職員等であつた者が引き続き海外において抑留または留用されていた期間等を組合員期間に通算することとしたしてあります。

第六に、女子である組合員に対する退職一時金の特別措置の期限を、厚生年金保険における措置にならひ、五年間延長し、昭和五十一年五月三十一日までとすることとしたしてあります。

第七に、明治四十四年四月一日以前に生まれた者につきまして、通算対象期間を合算した期間が十年以上あるときは、厚生年金保険における措置にならひ、通算退職年金を支給することとしたしてあります。

このほか、増加恩給の額が引き上げられること等に伴ひまして、公務による廃疾年金及び公務にかかると遺族年金の最低保障額を引き上げることとする等所要の措置を講ずることとしたしてあります。

以上が、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案外一法律案の提案の理由及びその概要であります。

以上が、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案外一法律案の提案の理由及びその概要であります。

以上が、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案外一法律案の提案の理由及びその概要であります。

以上が、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案外一法律案の提案の理由及びその概要であります。

以上が、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案外一法律案の提案の理由及びその概要であります。

以上が、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案外一法律案の提案の理由及びその概要であります。

以上が、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案外一法律案の提案の理由及びその概要であります。

以上が、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案外一法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○毛利委員長 次に、山村運輸政務次官。

○山村政府委員 たいだいま議題となりました昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、公共企業体の共済組合が支給しております旧国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法に基づく既裁定年金の額につきまして、このたび、別途国会に提案されました恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置等に準じて、所要の改正を行なおうとするものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、年金額の改定内容であります。公共企業体の共済組合が支給しております既裁定年金の額につきましては、昭和四十五年におきまして年金算定の基礎となる俸給を、昭和四十四年度改定後の額に對し、八・七五増額いたしました。が、今回、その増額率を二・二五増正して昭和四十六年一月分にかかると増額することとし、さらにその増額された基礎となる俸給を八・四増額して、昭和四十六年十月分以後年金額を増額することとしております。

次に、外国政府等の職員が引き続き抑留または留用された場合におけるその抑留または留用された期間につきまして、恩給公務員期間等として組合員期間に算入することとしたこととともに、昨年の第六十三回国会における附帯決議の趣旨に沿い、更新組合員でない者の外国特殊法人等の職員期間につきまして更新組合員の場合と同様の取り扱いとなるよう措置を課することとしたしております。

さらに今回配偶者であります遺族につきまして、その範囲を拡大することとしたしております。

以上のほか、今回の恩給法等の一部改正及び厚生年金保険法の一部改正に準じ、所要の改正措置を講ずることとしたしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○毛利委員長 次に、広瀬秀吉君。

○広瀬秀吉君 たいだいま議題となりました国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案及び公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を一括して御説明申し上げます。

最近の急速な経済成長の陰で、わが国の社会保障の水準は、西欧先進諸国に比べ、依然として低水準に置かれております。しかも最近における医療費の急激な増高は、各種共済組合の短期給付財政の収支を悪化させ、そのため組合員に過重な負担をかける掛け金の引き上げを余儀なくいたしております。また一方、長期給付におきましても、ここ数年の異常なまでの消費者物価の上昇のもとで、年金受給者の生活は極度に逼迫しているのが実情であります。

このときあたりにまして、主として組合員の掛け金と、それに見合う使用主負担の財源で運営され、国庫負担が貧弱な共済組合におきましては、従来の保険主義の原則を排し、大幅な国庫負担の導入により、その社会保障的性格を強める必要があらわれます。かようにして短期給付、長期給付とも、組合員の負担がこれ以上過重にならないよう措置いたしますとともに、退職公務員の老後の生活を少しでも安んじさせるよう、前向きな措置を行なうことは、社会保障の観点からはもとより、共済組合の趣旨に照らしましても、当然、国の責任ともいふべきものであります。

以上の立場から、共済組合の短期給付及び長期給付の充実改善をはかるため、両法律案を提出いたしました次第であります。

次に、両法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず第一は、短期給付に要する費用につき、新たに国庫は二割相当分を負担することとしたのであります。

これにより国家公務員共済組合につきましては、国庫としての国二割、使用主としての国五割、組合員三割の負担、公共企業体職員等共済組合につきましては、同じく国二割、公共企業体五割、組合員三割の負担とすることにしたのであります。

第二は、長期給付に要する費用の負担割合につき、国庫負担を一割五分から二割に引き上げることとしたのであります。これにより国家公務員共済組合につきましては、国庫としての国二割、使用主としての国四割二分五厘、組合員三割七分五厘の負担、公共企業体職員等共済組合につきましては国二割、公共企業体四割二分五厘、組合員三割七分五厘の負担とすることにしたのであります。

第三は、退職年金の支給率についてであります。組合員期間が二十年以上である者が退職した場合に支給する退職年金の額は、組合員期間が二十年であるときは、俸給または給料年額の百分の五十に相当する額とし、組合員期間が二十年をこえるときは、一年を増すことに、一年につき俸給または給料年額の百分の二に相当する額を加えた額とすることとしたのであります。この場合、その額が俸給または給料年額の百分の九十二に相当する額をこえることとなるときは、当該額に相当する金額を退職年金の最高限度額とすることにしたのであります。

なお、退職一時金、廃疾年金、遺族年金及び遺族一時金の額についても退職年金の支給率に準じて増額することとしたのであります。

第四は、年金給付の算定基礎についてであります。国家公務員共済組合の長期給付につきましては、従来その算定基礎は退職前三か年間の俸給の平均額とされておりましたが、消費者物価の上昇の中で、年々ベースアップが行なわれている現状

等を考慮して、公共企業体の職員等の共済組合と同様に、これを退職時の俸給としたのであります。

第五は、共済給付を受けるべき遺族の要件の緩和についてであります。すなわち、現行法では、組合員の収入によって生計を維持していたものであることが要件とされている遺族については、その生計の維持が主として組合員の収入によるものでなければならぬことになっておりましたが、この要件を緩和し、組合員の収入により生計の一部を維持している場合も生計維持を要件とする遺族に該当するものとするところとしたのであります。

第六は、遺族一時金及び死亡一時金の支給範囲の拡大と年金者遺族一時金の創設についてであります。現行法では遺族の範囲が、主として死亡した組合員の収入により生計を維持していた範囲に限られており、たとえ配偶者や親がいても、組合員の収入によって生計を維持していなかった場合には、給付の対象とされておりました。この際、遺族一時金及び死亡一時金は、組合員の収入によって生計を維持していない遺族であっても、その支給を受けることができることとしたこととするとともに、遺族年金の支給の要件を満たしている場合において遺族年金を受けるべき遺族がないときは、組合員の収入によって生計を維持していなかった者に対して、遺族年金の額の十二か年分に相当する金額を年金者遺族一時金として支給することとしたのであります。

第七は、退職者についての短期給付の特例の新設についてであります。現行法では、退職の際に療養の給付等を受けている場合には療養の給付等の支給開始後五年間は継続して療養の給付等を受けることができることになっておりましたが、退職後の新たな疾病や事故に對しましては、共済組合員の資格がないため、給付水準の低い国民健康保険によらざるを得ないのであります。しかしながら、永年勤続して退職した者は、退職後二、三年の間に疾病する場合が多いという事情等を考慮い

だけの財源がつかない。つかなくてもそのまま事業量と財源を並べておけば、それは私は計画じやないと思うのです。初めからできないことがわかった事業量を計画に書いておるとすれば、これはインチキな計画になるのではないでしようか。だから、少なくとも事業量と財政は合ったものにあとで調整しなければいけないのでしよう。たとえば一〇〇の事業量をあなたのほうの建設省

第でございます。

○堀委員　そこまでにして、それでは事務当局にちよつとお伺いをいたしますが、第四次五カ年計画というのは途中で第五次の五カ年計画に接続しておりますけれども、実際に実施をされたのは、三十九年から四十三年までです。過去の例があるわけでありまして、第四次五カ年計画は、三十九年に策定をした計画では、一般国道の改良につき

言つてください。それはいまの三年のままでいいですから。

○吉田説明員 第五次の五カ年計画は昭和四十二年度から始まつたわけでございますが、四十五年次から第六次に切り変わっておりますが、第五次としては四十二、三、四の三カ年間実施したわけでございます。この五カ年の計画は、一般国道で改良が六千二百九十六キロメートル、舗装が九

どおりにいっていないんじゃないか、こう思うのですがその点はどうですか。事務局からちょっと答えてください。

○吉田説明員　遺憾ながら有料道路につきましては計画満額にはなかなか達しておらないという状況でございます。

○堀委員　有料道路がこの計画に達しない主たる理由は何でしょうか。

○古田説明員 有料道路資金の大部分は財政投融資に依存しているわけですが、近年財政投融資に対する道路以外の社会資本その他の各般の需要が非常に著しいためかと思いますが、ひとり道路のみが大きな伸びで伸ばされるということが困難なこと、要するに財政投融資に対して不足がちなことが、一般道路と違ひまして計画一〇〇%までいかない大きな理由だと思ひます。

○堀委員 いまの道路整備五カ年計画で、この前のときには私の試算では、第五次の計画は四十二年・四十六年で計算をしてみても、八一%くらいしか達成していないと思うのですが、大体そんなものですか。

○古田説明員 途中で計画が改定になっているわけですが、あえて五カ年分を計算すれば八一・四%という数字になります。

○堀委員 そこで、結局さっきの話がありましたように、単独事業のほうは多少出入りがある。それはどちらかというと、資料で計算してみると、地方の単独事業のほうはやや計画よりたくさんいっている、こういう実情になっている。そしていまの便宜的に並べてみると、計画はちょっと先にいっていますからこのやり方は非常にむずかしいのですが、計画自体のところを見ると、実は一般道路事業のほうはまあまあ何とかいっている。そして有料道路が非常に穴があいておるといふのが大体最近の実情だと思ひます。ですから、このような計画の変更があり、そうして同時に実際には有料道路の達成率は非常によくないという状態から見ると、道路計画というものは、さっき私が申し上げたように、要するに財源と事業量をもう少し正確にかみ合せていかなければいけないのじゃないか。というのは、大体いろいろな事情をつまみながら三年ごとぐらいに、一回も計画が終わるまでいかなければ、最近の状態を見ると、そのもととはさっき大臣がおっしゃったような経済計画に關係がある。そうすると、いまの新経済社会発展計画をこの前また改定をした。これは一体、こんな変更があればこの第六次

の計画というのはまた動くわけですね。そうじゃありませんでしょうか。どうでしょう、大臣。

○根本国務大臣 結論的にいへば、そういう可能性は非常にあります。御承知のように、現在政府が持つておる五カ年計画というものは、いわゆる計画経済におけるところの計画ではなくて、一応の目標でございまして、したがって、これはやはり社会情勢の変化に応じて変更することがむしろ正しいあり方じゃないかと考えておるわけでございます。したがって、それが国民の要請にこたえるゆえんではないかと考えておるわけでございます。具体的に申し上げますれば、たとえば最近における農業構造の大きな変化が起こっておりまして、二級国道とかあるいは地方道というものを、端的にいいますと事務当局はそれをずっと延ばすことに集中しておりまして、社会情勢の変化に伴つてあるところの工業団地ができた、ところがそこには国道も地方主要道もないということではいけない。そういう場合にはやはり計画を変更してもそこに必要な国道並びに付随するところの地方主要道路をつける。あるいはまた大きな都市開発ができた、そこにやはり必要な街路もつけなければならぬ、あるいは都市計画に基づくところの他の地方道もつけてやるというやうなことが、私は道路政策として正しいやり方だ、こういうふうに出てくるわけでございます。そういう意味において、現在かなり変動しつつある社会経済情勢でありますから、それに対応して現在の五カ年計画の内容を若干変更するということは、よく国会のほうにも申し上げまして、そうして実情に合うように実行していきたいと考えておる次第でございます。

○堀委員 実は、これまでの財源の形がたいへん、計画が変更されると動いてくるわけですね。今度の道路整備五カ年計画事業費の内訳を見ましても、旧計画というのが四十二年から四十六年であつて、一般国道が一兆四千二百二十五億であつた。それが今度の新計画では、四十五年から四十九年に必ずこれはダブってくる。そうして一般国道の費用は二兆一千九百七十四億である、こういうふうになるわけですね。ですから、もしこのやうな形で三年目に動く。三年目というものは、今度は四十五、六、七ですから、今度七年から七、八、九、〇、一ということにまた動きかねないという要素が私は十分にあると思うのです。なぜそういうことになるかという、日本経済というものの動き方というものが、最近は一〇%というところで来ましたが、これから先の見通しがずっと一〇%になるかという、今度少しは本来ならスローになるというのが正しいのじゃないか、こう思つておるわけですね。大臣、よろしくございまして、経済の見通しのことでからね。大臣も、これまでのやうな高い成長じゃまずいと、こうおっしゃつておるわけですから、だから少しこれから實際的に経済全体がスローになる。これは全体の関係でもスローになるかと思ひます。それは世界的ないろいろな諸条件があるから。そうするとまた当然経済計画もある程度改めないと、一〇・五でしたかな、新しい経済社会発展計画の成長比率より下がれば、いろいろな投資その他の関係もまた調整をしなければならぬ、こういう問題が私は出てくると思ひます。ですからそういう意味で、十兆三千五百億の中の三千億というのは、これは実は非常に小さな比重にしかつていないわけですね。それが三年先にはいまのやうにまた全体が改定をされる。改定をされた動きというのは、この前の道路だけで見ると三兆五千五百億が五兆二千億になつておる。そうしてそのいろいろな問題の中には、建設省としては当初、旧計画のときに七兆三千億円の資金を要求しておつたけれども、結果としては六兆六千億になつた、こういうことが皆さんのほうで「道路行政」といふ本に書いてあるわけですね。ですから最初に見解の相違がござつた。見解の相違があつて、こういう問題が起るという中には、さっきの有料道路の問題を含めて、実は事業量と財政というものがうまくいっていないから、

そこでどこかにしわが寄つてきたところは達成率が下がるのだ、こういうことになる。結果が、きちんと五年やつてあればもつとはつきりするのですが、途中で三年目ごとぐらいに計画を変更するものだから、実際はどういうことになつておるか実はよくわからない点があるわけですが、この問題について、十兆三千五百億というもののうちの三千億、大蔵省からいただいた計算によると、正確には二千九百三十億、こうなつておるのをまるめて三千億としてあるようですが、一体これとの関係を見ると、私はそんなにいまこの財源の手当てをしなくても、建設大臣おっしゃるやうに、事業量の弾力的な運営を行なう上ではまだ十分措置ができる財源だ、こう思ひます。それと同時に、この十兆三千五百億について建設省は当初幾らの原案を要求されたのか。さっき私が言つたやうに、第五次の旧計画のときに六兆六千億に対して七兆三千億要求したということが「道路行政」には書かれてゐる。十兆三千五百億に対しては幾ら要求されたのでしょうか。

○根本国務大臣 たしか十兆七千億だったやうな気がいたします。

○堀委員 十兆七千億要求されて、それが十兆三千五百億になつたのですから、すでにもうそこで三千五百億相違が出ていますね。そうしてあとの二千九百億が実は足りないんだ、こういうことになつておるわけですが、私はいまのこれを見ますと、その三千五百億ぐらいというのは、これはずっと過去の経緯から見ると十分中で動き得る計数になつてきているんじゃないか、こういうふうに思ひます。ですから第一点としては、道路整備計画というものも大体三年ごとぐらいに改定されておるといふことで見れば、これは三年先のさらに新しい総合交通網の問題、この問題とあわせて考えるときに考へても、別に財源的な処置としてはそんなに問題がないということが一点、もう一つ、私は、一般財源からこの道路のほうにくる資金が、過去から見ても非常に少ないやうな感じがしてしか

そこでもどこかにしわが寄つてきたところは達成率が下がるのだ、こういうことになる。結果が、きちんと五年やつてあればもつとはつきりするのですが、途中で三年目ごとぐらいに計画を変更するものだから、実際はどういうことになつておるか実はよくわからない点があるわけですが、この問題について、十兆三千五百億というもののうちの三千億、大蔵省からいただいた計算によると、正確には二千九百三十億、こうなつておるのをまるめて三千億としてあるようですが、一体これとの関係を見ると、私はそんなにいまこの財源の手当てをしなくても、建設大臣おっしゃるやうに、事業量の弾力的な運営を行なう上ではまだ十分措置ができる財源だ、こう思ひます。それと同時に、この十兆三千五百億について建設省は当初幾らの原案を要求されたのか。さっき私が言つたやうに、第五次の旧計画のときに六兆六千億に対して七兆三千億要求したということが「道路行政」には書かれてゐる。十兆三千五百億に対しては幾ら要求されたのでしょうか。

○根本国務大臣 たしか十兆七千億だったやうな気がいたします。

○堀委員 十兆七千億要求されて、それが十兆三千五百億になつたのですから、すでにもうそこで三千五百億相違が出ていますね。そうしてあとの二千九百億が実は足りないんだ、こういうことになつておるわけですが、私はいまのこれを見ますと、その三千五百億ぐらいというのは、これはずっと過去の経緯から見ると十分中で動き得る計数になつてきているんじゃないか、こういうふうに思ひます。ですから第一点としては、道路整備計画というものも大体三年ごとぐらいに改定されておるといふことで見れば、これは三年先のさらに新しい総合交通網の問題、この問題とあわせて考えるときに考へても、別に財源的な処置としてはそんなに問題がないということが一点、もう一つ、私は、一般財源からこの道路のほうにくる資金が、過去から見ても非常に少ないやうな感じがしてしか

たがないわけでは、ちよつと計数が間違つておるといけませんから建設省で答えていただきたいのですね。昭和三十三年には一般財源は四百五十七億、四十年が五百五十二億、四十一年八百四十六億、四十二年八百五十五億、四十三年五百十四億、四十四年六百二億、こゝろふうになつてゐるのですが、これは間違ひありませんか。

○吉田説明員 ちよつといふ手元に資料がございませんで照合することはできませんでしたが、大体さういふ程度のもので思ひます。

○堀委員 建設大臣の時間が来ましたから一応締めくくりにして置きますが、もう少し建設省はこの一般財源を要求していいんじゃないかと私は思ふのです。それはなぜ要求していいのかわかりませんが、実は自動車税と物品税の額に比べて私の申し上げた額は達してないような感じがするわけですね。古いところは別でありますが、四十四年で見ると、これはあとで大蔵省からも聞きますが、自動車の物品税は千二百三十八億あつて、そのうちで六百二億しか実はもつていない。それから四十三年には九百三十九億物品税があつたにもかかわらず、五百十四億しか道路にきていない。やはり自動車関係の消費税でありますから、これだけのものを政府は自動車から取つておるのなら、当然それだけの一般財源をまづ建設省のほうに出しさえすれば、いまの伸びから見まして、三千億の自動車重量税の必要がないといふふうには私は思ふのですが、建設大臣、その点は今後どういふふうにお考えになりますか。

○根本国務大臣 財源の種類については、われわれのほうでは特にこれではなければならぬ必要はございせん。全体としての資金量があらばいいのでございせん。問題は、特定財源にするかいないかはこれにむしろ全体の財政運用上の問題でありますので、私のほうから、一般財源からもう少しよこせとか何かといふことは、ここで論ずることは必ずしも適當ではないのじゃないかと思ふ次第であります。

○堀委員 時間がありませんから終わりますが、私はやはり、新しい税でも何でもいからよこせといふのはおかしいのじゃないかと思ふのです。まず一般財源の中で筋の通つたものを先にこつちへ下さう。さうしてなおかつ足らなければそのあとでまた何か考えなければならぬ場合があると思ひます。あると思ひますけれども、順序としてはそのあるもののほうを一般財源として下さうといふのでないか、いまの物品税も特定財源になつておられませんか、一般財源です。しかし自動車重量税だつて一般財源ですからね。だからこれが一体道路へ幾ら来るかという保障はその点では必ずしもないわけですね、主として、ということになつてゐるわけですから、こゝろのことは建設省はもうちよつとちゃんとした財政要求をしていくことが道路計画を先達するための重要な責務だと思ふのですが、その点だけをお答えいただいて、大臣に退席していただいてけつこうです。

○根本国務大臣 実は私が十三年前、岸内閣のときに建設大臣を拝命したときに道路特別会計をつくつたのでございせん。そのときは一般財源から全部やつておるけれども、毎年のように単年度の財源で、大蔵省とたいへんな予算折衝で長期計画が立ちません。そこで特定財源としてガソリン税を主体とする道路特別会計を設けまして、そしてそれと一般会計とをやつてきた、こゝろいふわけではございせん。そこで、いま堀さんの御指摘のような議論からするならば、むしろ一般会計からというよりも、特別会計の中のガソリン税のほかに、いまの物品税的なものをほつきりと道路特別会計の特定財源にすれば一番はつきりするのです。ところがそこまではいかないといふことで結局今日に來たつておられますので、財源の種類を固定的になかなか考えられない。少なくとも確実なものとしては特定財源がほしい、こゝろいふことでございせん。したがって、現在のところはこゝろの自動車新税は一般財源になつておるけれども、いろいろの説明の中からいたしましても、いずれは総合交通体系ができれば、これがあるいは目的税

的な形に変わつて得る余額を残しておるといふような感じもするのでございせんが、こゝろはさういふ議論することは適當ではありせんから申し上げませんが、われわれとしてはいづれにいたしましても財源が明定されて、さうして確実に五カ年の計画ができるように今後折衝してまいりたいと考えてゐる次第であります。

○堀委員 大臣、けつこうです。

主税局にお伺いをいたしますが、自動車の物品税の、要するに私がさつき触れたやつですが、さうたくさんでもしよるがありませんから、四十二年からの物品税の中の自動車に關するものは一体幾らなのか、ちよつと答えてください。

○堀委員 大臣、お答え申し上げます。

億単位でよろしくございせんか。——四十二年が七百七億、四十三年が九百三十八億、四十四年が一千二百二十一億、四十五年が一千四百二十五億、こゝろいふ数字になつておられます。

○堀委員 大臣おられませんが、政務次官にちよつとお伺いしますけれども、いまさつき私が話をしておる筋道ですね。要するに、自動車の税金の資料を大蔵省からもらつておるのですが、この資料の比率の取り方として、各国の自動車関係税収入額及び道路投資額等という資料があるのですが、これで見ますと、要するに取得に対する税の中におそらくこれは物品税が入つておるのではないかと思ふのです。ですから、さういふ道路投資との比較で自動車関係諸税といふものを、こゝろいふ計数的に各国の比率を含めて計算するときに、主税のほうには物品税の取得に対する費用が計算に入つておる。さうするならば、当然これは特定財源ではありせんからさうする必要はないにしても、もう少し一般財源としての道路へ持つていく費用を自動車の関係税である物品税から持つていくことによつて——物品税といふものは最近の伸び率を見ても、四十二年が七百七億、四十三年が九百三十八億、四十四年が千二百二十一億、四十五年が千四百二十五億ですか、さういふことでありますからかなり伸び率が高いわけですね、こ

れで見れば、この伸び率をずっと伸ばしていけば、現在道路整備五カ年計画が計算しておる一般財源の四千二百億ですか、さういふものはこれをずっと伸ばしていけばかなり上回る数字が出る。ですから、いまの自動車新税の問題というのは、私は財源的に見れば必ずしも二千九百三十億といふことになつてないのではないかと。問題は、一般財源を入れないで置いてそこに不足額を生じさせておる、こゝろいふ問題じゃないか。相対的な問題だと思ふのです。だから結局そのことは、要するに国民から名目さえつければ税金を取らう。理由は不足だ、こゝろいふおるのですが、不足であるかないか、一般財源の入れ方でさまつてくるわけですね、實際は、その点は一体政務次官はどう考えられますか。

○中川政府委員 堀委員御指摘のように、自動車からあがる物品税だけでも相当あるではないか。過去もあるし、これから伸びるであらうから、それを振り向ければ、無理して新しい税制を立てる必要はないではないかといふことでございせんが、物品税の性質は、堀委員もよく御承知のように、奢侈品あるいは便益品にかけるといふ、自動車だからといふのではなくして、テレビ、ラジオその他一般的な全体についてかけておる税でございまして、これを一つ一つ分けて、これは自動車から取つたんだから自動車、あるいはテレビから取つたんだからテレビといふような考え方を持つていくことはいかぬか。あるいは先ほど大臣からお話がありましたように、特別会計でもつくりましてこれを入れるんだといふことに踏み切つた場合はさういふ考え方もあるであらうが、現在の税体系あるいは財政の運営としては、これは一般会計の一般財源という扱い方をすべきではないかといふ考え方でございせん。ただ、それにしても一般財源の入れ方が少ないではないか、もうちよつと力んだらどうじゃという御意見に對しましては、まあ私も政治家として、さういふ余裕があるならばさういふことに努力をしたらいいなといふ感じはいたしますが、物品税、自動車から

取ったものだから自動車に返すというのは、税制、財政の扱い方としては、現在の段階ではちよつといただけないのではないかと、ふうに考えます。

○堀委員 実、ずっと私資料を見ながら感じたことは、まさに一般財源のところ以外、これは大体固定的に特定財源というのとは動くようになっていきますから、その増加率というのがきまつてくるわけですが、ここだけはきまつておき、私にふえたり減ったりするわけですね。いまさっき私がちよつと申し上げたように、多いときは八百五十五億入るかと思うと、その次の年には五百十四億にばさつと減る、こういうことでふえたり減ったりする。このところが私はやはり問題があるんだと思います。もし将来にわたってまた道路計画をつくる。一般財源をだんだん減らしていけば当然また不足額が出るのです。そしてまたどれか一つ増税しようじゃないか。要するに自動車のほうからまた取ろう、こういうことになつて、まだまだ私は今後こういうことが、まあ言うなれば、要するに政府の鉛筆かげんでも増税というようにことが生まれ得る条件がある。これはやはり問題があると私は思うのです。

ですから、われわれはこの委員会の中でこの自動車の問題をやるにしても、特定財源にしたかどうかという議論がかなり出ておりましたけれども、これは結局いまの建設大臣のお話しのように、特定財源でないものについては大蔵省との折衝でいつも削られる、実はここに非常に問題があると思うのです。そして削つておいて今度は足らない。足らないんだから増税だという話は、これは国民の側からすると非常に問題がある、私はこういう感じがしておるわけです。まあこれは議論の分かれるところでありまして、私どもはそう考える。しかし、特に大蔵省はできるだけかへたくさん持つていって、取れるところから取る、こういうことならこれはしかたがないですね。どうでしょうか、そこは。

○中川政府委員 その辺が非常にむずかしい、議

論のあるところでございます、いずれにしてもこれから道路を伸ばさなければならぬ。その財源はかくかくしかじか。そこで足りない分は幾ら。それじゃこの足りない分を一般財源から求めるか、道路を使用しております自動車に負担を求めるかという判断の問題になってくる。存じます。まあ現在の段階では、三千億足りないものを一般会計、一般国民の負担に求めるか、あるいは自動車に求めるかという判断に立ちましたときに、私たちは、今日のように自動車がふえて、しかも交通量も多く、たいへん社会コストをもたらしめている原因者が自動車であるところからするならば、この程度の財源は自動車に求めた方がいいのではないかと。その点については諸外国における自動車負担の状況等々も勘案し、あるいは勤労者の皆さん方のふところごういという、負担の額というものを勘案して、この程度ならば負担をしていただいていいのではないかと、この判断を立て、今度の負担を、道路を使用する権利を取得したその段階に税を求めるということで国民の合意が得られるものと判断をして、お願いしておるわけでありまして。さらに今後、これがさらに道路の費用がふえてくるに従つて財源も必要だ。そこで、それではこれまた一般会計から求めるかあるいは自動車に求めるか、その他の財源に求めるかということは、先にまいりました判断すべきことではないかと、ふうに考えます。

○堀委員 まあこれは議論を幾らしても始まりませんから一応やめておきますけれども、やはり私は財源というものの、ものの考え方ですね、これをやはりひとつ合理的に考えるべきじゃないのだろうかと思うのです。実はいまの一般会計の中で国民が納得をしない財源というのはかなり出ているわけですね。これはもう年間千億や二千億ではないのです。御承知のようにいろいろな問題がありますけれども、そういうものはそのままに放置をされて、そうして足りないから取るんだというところは、これは非常に問題があると思うのです。

もう一つは、今度の自動車新税の中で、ともかく非常に取りやすい取り方だけはするけれども、ちよつと手のかかるところでは税金取らないんだという、非常におもしろい思想が今度の自動車重量税の中で出てきたと思うのです。それは一体何かという軽自動車の問題だと思ふのです。ちよつと運輸省に伺いますが、軽自動車というのは大体一般的にいま何年くらいみんなが乗つて、次にまた新しい車にかわるのではありませんか。要するにそのことは、届け出から次の届け出に至る平均的な期間というのは大体何年くらいか、ちよつとご答えをいただきたいのです。

○隅田説明員 平均的にユーザーの使つております年限を正確にデータとしては把握しておりますが、われわれは使つておられるところでは、大体三年くらいは使つておられるのではないだろうかというふうに考えております。

○堀委員 大体平均三年で新しいのにかえる、こういうことになりましたと、今度の新しい軽自動車を登録するときには七千五百円取られますね。主税局長、いいですね。もし三年で七千五百円取られるということになりましたと、これは一年当たりすれば二千五百円の自動車重量税を払つたと同じ効果がまず起きますね、第一点は、この二千五百円の自動車重量税というのは、これは軽自動車というものを別ワケとしていますからあれですけれども、目方でいつたら一体これはどのくらいの目方になるのですか。

○細見政府委員 ○・五トン以下の二千五百円のところに該当するわけでございます。

○堀委員 二千五百円のところは、しかしこれは二年に一ぺんですね。一年の分です。

○細見政府委員 ちよつと補足して説明させていただきます。○・五トン以下のもので自家用の場合二年に五千円でございまして、一年にいたしますと二千五百円、そういう意味でございます。

○堀委員 わかりました。そこで、いま幾ら軽自動車走っているのかわかりませんが、本来ならば税は公平の原則ですか

ら、あなたの言う、これまでのような、要するに道路を走る権利といふんですか、そういうものの、実態もあるでしょうが、それに見合うもので税金を取るんだということになれば、実はこれから届け出をするものからは、いまの○・五トン以下の車というのと同じで、税金大体取られるというところになるようですね。しかしいま走っているやつは無税なんですね。これは無税になります。それは要するに皆さんのほうで、現在走つておるものから取るのが手数がかかるというか、届け出というものが無いものだから、これだけは除外をした。要するに取りにくいものは税は取りません、こういうことが今度の自動車重量税の中で非常にはつきり出てきたのじゃないかと私は思うのです。

私はいまちよつとこれ運輸省に伺いたいと思ふが、現在走つておる軽自動車というのは何台くらいあるのでしょうか。

○隅田説明員 現在走つております数字は、大体申しまして五百万台程度でございます。

○堀委員 五百万台が一年に二千五百円ということになると、これは一体幾らですか。ちよつとそつちで答えてくれませんか。

○細見政府委員 実は詳しい計算ができないので、と申しますのは、三年で使が切れるわけでありまして、いま走つておる自動車が平均何年走るかというところがわかりません。一年といいたしますればいま二千五百円の百二十五億、こういうことでございます。

○堀委員 ですから、これは税金がかかるということがわかつていけば、私はいまの三年というのはおそろしく延びるだろうと思ふのです。現在の軽自動車はもう少し乗れるだけ乗ろう。どうせやればまた二千五百円取られるのだ、こうなるでしょうからね。いまあるのが全部三年といへば、この三百七十五億という財源は取れるべきものを取らないで、おいて、そうしてほかのほうからは取る。同じ軽自動車を利用しながら、新しいものから取るけれども、この十二月までに買った人はこ

これは要らないわけですね。おそらく軽自動車はこれから十二月までに実はずいぶん売れるだろうと思ふのだ。そういうようなことは私は税制上としては少し問題があるのではないかと思ふのです。やはり税を取る以上は、何らかの方法によつて、現在走つておる軽自動車の五百万台からも、要するに十二月以後においては取れるような処置をとることが税の公平というのではないのですかね。主税局長、税の公平というのとはどういふのを税の公平というのですかね。

○細見政府委員 いろいろな立場に立つて御議論はあろうと思ひますが、今回の重量税法が、登録に際し、あるいは届け出に際しということによりまして課税したわけでありまして、軽自動車以外の自動車にとりまして、検査を受けたときによりまして比較的有利に、大体一年か二年で更新するといつたしまして、一年間非課税のときがあるとかいふようなことが起こります。実質的な公平をはかるというためにいろいろな措置をとれという御議論はそれなりにわかりますが、法律の上で何月何日を施行日として、それ以後課税の対象になる行為が行なわれたときにはそのときから課税をするといふのは、これはやはり従来の税法もとつておりまして、そういう意味におきまして、たとへば法人税の増税とか、あるいは物品税の税率の引き上げといふようなときも、何月何日以後の出荷あるいは何月何日以後に開始する事業年度といふことにいたさざるを得ない。ただそれがおつしやるように、四百万台、五百万台走つておる軽自動車にかなり有利になるではないか、あるいは買いためのものが起るではないかといふ御指摘は、それなりの御指摘として私もよくわかりますが、どのような税を施行いたしますにつきましても施行時期の設定をしなければならぬ。その施行時期以前のものには多くの場合さかのぼりようがないといふことで、そういうものとして従来もそういうふうに処理いたしておりましたので、今回の点についても税制としてはそれなりに

やむを得ないのではなからうか、かように考えております。

○堀委員 実はいまの軽自動車数が少なければ、それは非常に問題は少ないと私は思ふのです。これが数が少なければですが、実は五百万台も動いておるということになりますと、これは何らかの処置をとらないと、新しく買入者といふものを乗せておるものと非常に——理論的にあなたにこれまで言つてきた、自動車をすることにより道路に多少の損傷を与えるなり混雑をさせるという意味においては、これは同様だと私は思つておるわけですよ。その効用、政策的な判断からすれば同様である。同時に、これは新しく買入かえなといふとすればかなりこれは長く実は使われる可能性といふものがあるわけですね。この五百万台といふものが長くいける可能性がある。あなた方は一体この五百万台の非課税といふものの行くを大体どういふふうに推計してありますか。

○細見政府委員 非常に大ざっぱな推計を申せば、購入台数が若干つふえてきておりますことをそれほど大きく考えないといふれば、大体一年半かあるいは二年くらいの年数自動車走つて更新されるのではなからうか、かように考えております。

○堀委員 さつきは三年という話があるわけですからね。実はこの十二月までに買入者がたくさん出てくると思つております。これはもう実際には三年過ぎるわけですよ。いまいる五百万台といふのは現在走つておる車ですが、軽自動車といふのは大体ことしあたりでは一年間にどのくらい登録される見通しですか。

○隅田説明員 大体年間に百二十万以上になるかと思ひます。

○堀委員 年間で百二十万といふことですから、別にことしうちに百二十万人入るのは向こう三年間くらい走るといふことになるのでしょ。その間に逐次いまの古いのは減つていく、かなり減つていくでしよけれども、自然の形の減り方よりはかなりあとに残ると私は思ふのです。ですから

実際には、いま走つておる五百万台に、これからまだ購入されるものが、まだ半年くらいあるわけですから、もう六十万台くらいふえるといふことになる。私は何も増税がいいといふことではないのです。取るべきといふことではないといふことでも、やはり税といふものはある一定の条件を具備しておるならば、さかのぼつて取るわけではありせんから、実はそのときから以後使用している者から取るということになるのだと思ひます。ですからそういう意味では、私わなといふ者や払う者が非常に差が出てくるということに思ひます。これは皆さんのほうからすれば、届け出とか車検があるところから取るのが非常に手数がからなくて便利だ、取りやすいからそこらから取るのだ、私はこの自動車の税の取り方はこうだと考えておるのです。そうすると、取りやすければある程度税の公平が阻害されてもやむを得ないといふことであつては、税金といふのはならないのじゃないか。税といふものの本来の姿は、やはり公平に取ることが国民を納得させる一つの重要なファクターであるから、その点のほうから取る手段に比重をかけるよりもより大きいのではないかと。そうすれば何らかの方法が考慮されても、そこで公平が守られることのほうが意味がある。

しかし実際的には、軽自動車くらいのもものは、これは便益とかいろいろな表現があるかもしれせんけれども、今日ほんとうに自転車にかわる乗りものに実はなつてきておる、こゝろ私は思ひますので、これについてまで税金をかけるというのはいふまでもない。自動二輪も実は対象になつておるわけですね。ですからその問題はもう少し配慮があつてしかるべきではないか。課税上の問題としてはそこまでするまでもないのではないか、こゝろ感じが実はしておるわけですね。軽自動車の取り扱いのこと、政務次官、あなたはそこどう思われますか。

○中川政府委員 税の公平といふことからいくなれば、堀委員御指摘のとおり、できるだけ公平

に、現在持つております者も、また将来持ちます者も負担をしていただくというのができればいいことではないかと思ひますが、課税の技術上の問題もあり、たゞまゝとして、十二月一日から施行するということになりますと、それ以前のものにかけるということとは、技術上もまたたてまえからいつてもちよつとおかしいのではないかと。施行期日を少し早めたらどうかといふことになりましたればこれはあるいは可能かと存じますが、十二月一日と法律でお願いしております以上、さかのぼることはちよつとできないのではないかと存じます。

○堀委員 大臣がお見えになりませんが、私の質問を終わります前に、恒例による税の問題だけをちよつと関連して何つて私の質問を終わることにしたいと思ひます。

私、この問題を取り上げてもうすでに四年ぐらゐになると思ひますが、大体普通は、大蔵委員はこの時期はこんなに法律が立て込むことはありせんので、一般質問の中で何つておつたのですが、もう時間がありませんから、例年何つております査察告発事件に関連して、架空名義預金といふのがどういふ形で国税庁として把握をしておられるか、昨年と対比しながらちよつとひとつ長官のほうからお答えをいただきたいと思ひます。

○吉岡(二)政府委員 昭和四十五年度に告発をいたしました査察事件は百三件でございます。昨年、昭和四十四年度はこれが九十七件でございます。これに對しまして、その保有しておりました預金総体のうち公表された預金は、昭和四十五年度で全体の二七・三%でございます。これは昭和四十四年度では二〇・六%でございます。したがつて、昭和四十五年度でははいわゆる別口の預金と称せられるものが七二・七%、昭和四十四年はその同じものが七九・四%ということになつております。この別口預金の全体のうち、いわゆる架空名義の預金と申しますものが昭和四十五年度では六二・六%でございます。それは昭和四十

四年度におきましては六二%でございました。それから無記名の預金が昭和四十五年度では三一・九%でございましたが、昭和四十四年はそれが三四・七%でございました。なお、別口ではございますけれども実名を使っておったというものが昭和四十五年度では五・五%でございます。これに對しまして昭和四十四年度は三・三%という数字になっております。

○堀委員 口数と金額もちょっとお答えいただきたいのですが……

○吉國(二)政府委員 いまの口数と金額で申しますと、預金の合計で昭和四十五年度が百六十四億三千三百万円、そのうち公表預金が四十四億九千万円でございます。したがって別口と申すべきものが百十九億四千三百万円、そのうち架空名義によるものが七十四億八千万円、無記名のものが三十八億五千万円、実名によっておりますものが六億五千八百万円でございます。同じ数字を四十四年度で申し上げますと、預金総計が百三十一億二千三百万円、そのうち公表のものが二十六億九千八百万円、別口が合計で百四億二千五百万円でございます。そのうち仮名が六十四億七千万円、無記名が三十六億一千三百万円、実名によっておりますものが三億四千二百万円という数字になっております。

なお口数で申し上げますと、別口の総口数が一万八百二十五件でございます。このうち仮名が七千四百六十一件、無記名が二千五百四十二件、実名が八百二十二件ということになります。四十四年度で申し上げますと、それが総体で一万百三十四口、そのうち仮名が六千七百八口、無記名が二千九百十八口、実名が五百八口という数字になっております。

○堀委員 実はこの問題を取り上げてすでに四年になるのですが、いまの報告を聞いておりますとほとんど改善がされてない。なるほど案件数は九十七件が百三件に六件ほどふえておりますから、その点は考慮しなければならぬと思ひますけれども、実は比率においても六二%が六二・六%でふえておるし、金額においても六十四億で

あったものが七十四億にふえておるといふことであります。そこでさらに、毎年伺っておるわけでありましたが、この金融機関別の預け入れ店舗の状態をちょっと都市銀行その他のジャンル別にお答えをいただきたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 四十五年度で申し上げますと、店舗数は都市銀行が三百九十店舗、全体としては四十二店舗でござります。預金額ではそれが五・一%になっております。それから地方銀行が百二十二店舗で、一・三%、預金額でも一・三%ということになっております。それから相互銀行が百三十六店舗で、一・五%、預金額では一・四%。信用金庫が九十九店舗で、一・一%、預金額にいたしますと六%でございます。その他が百七十六店舗で一・九%、預金額にいたしまして一・六%という数字になっております。

○堀委員 いまの店舗数を同じ形で昨年とちよつと比較をしてもいいのですが……

○吉國(二)政府委員 ただいまの数字を四十四年度で申し上げますと、都市銀行が二百二十四店舗、三五%、預金額にいたしまして三八%。地方銀行が百四十五店舗で二・一%、預金額にいたしまして一八%。相互銀行が百一十一店舗、一・六%、預金額にいたしまして九%。信用金庫が七十七店舗で一・一%、預金額にいたしまして七%。その他が百二十三店舗で一・七%、預金額にいたしまして二八%。この数字で見ますと都市銀行がかなりふえておりますが、地方銀行が減つておるといふことがござります。

○堀委員 銀行局長にお伺いをいたします。私毎年この問題を取り扱い、銀行局長のほうから通達その他で架空名義預金の取り扱いについては十分な処置を講じておられると思うのでありますが、残念ながら少しも減らないだけではない、店舗数の上では都市銀行は昨年比で七割くらいふえておるようでありませう。昨年私はこの問題について、少なくともあまりこういうことの変更をされておらないところは、銀行の

公共性から見て何らかの措置がとられるべきであるというところを申し上げました。私はことしの資料を見ながら感じることは、実はこの架空名義預金というものは、これまででもふえておりますけれども、ことしの場合も七千四百六十一口で七十四億八千万円という一口は百万円というところになっておるわけですね。現在百万円という個人の預金がありまして、その預金者のところに預金者が預金を取りにこない店舗というところは、少なくとも都市銀行ではないのではありませんか。御承知のような猛烈な預金勧誘をやっておりますから、百万円以上も個人預金を持つておる人のところへ行かないはずはない。行つてみれば、架空名義ならばそこに預金者の住居なりそういうものがないというところはわかつておるわけですから、私は少なくとも銀行側が架空名義預金であるというところを知らないはずはないと思つておるわけですね。十万円、二十万円の小口の預金でありまして別でありますけれども、いづれを見ましても、別口預金全体を見て百十九億に對して一万八億二十五というものは、これを見ても大体百万円という見当になっておるわけでありませう。ですから、私はやはり銀行側としてはもう少しみずから何らかの処置をとるべきではないか、こう思ひますが、銀行局長、いかがでしょうか。

○近藤政府委員 ただいま御指摘のように、架空名義預金がなかなか減らない点、私も非常に苦慮いたしておるわけでございます。ただ、昨年度委員会におきましても御指摘いただきました。特に四十五年度におきてもやり方を變えております点がござります。それは、従来年度間の査察事業を一括して連絡を願つておつたわけでございますが、四十五年度におきましては、個々の案件につきましてもそのつど連絡を受けまして、それを私どもの手元で分析をいたしまして、そうしてそれぞれの金融機関の責任者に対して嚴重注意をいたすということと、それからさらに、特に情状の重いものにつきましては文書をもちまして事情の説明を行なわせるということを行なつてまいつて

おります。そのような方向で今後ともできるだけ努力いたしてまいりたいというふうに考えております。

○堀委員 実は国税庁にお願いをいたしたのでありますが、現在の都市銀行というのは全部で十五ですか、十五の中で三百九十店舗ということとは少なくとも平均二十店以上ですね。割つてみれば一行に平均二十店ぐらいの支店で問題が起きておるといふことになっておるのですが、中身はわかりません。名前は要りませんが、一番から十五番までという形でけつてござりますが、そういう都市銀行の店舗数の三百九十の分布は一体どういふことになっておるのか、ひとつ資料として御提出をいただきたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 これは資料を再集計いたしましたればできる問題でございますが、各局から報告をとつておりますので、各局の再集計をさせるというところで若干時間が必要と思ひます。そんなにかからぬと思ひますけれども、やはり三週間ないし四週間ぐらいかかると思ひます。名前はごらん願ひますけれども、順位をつけて提出したいと思ひます。

○堀委員 では四週間ぐらいのところでひとつ資料を御提出いただきたいと思います。この問題は最近ではこれだけ新聞やその他でも取り上げられるようになってまいりました。私が当初やり始めたころは、そんな架空名義なんていうことをやめるわけにはいかないというふうな金融機関の論調であつたようでありませうけれども、今日そういう気持ちは變つておるようですが、しかし残念ながらあとを断たない以上は問題があると私は思つております。どうかひとつ、かつて銀行の店内における架空名義預金の取り扱いについての預金者に対する揭示の問題等もありましたが、もう少し実効のあるような何らかの方法をぜひ考えていただきたいと思います。これではまた、毎年やつてもだんだんふえるばかりだなんということでは、やはりこれは行政当局としてももう少しお考えをいただかなければならぬ問題ではない

だらうか、私はこう考えておりますので、その点
はひとつ十分、いまのいろいろな形で皆さん努力
をされておりますことは私も多いたしますけれ
ども、やはり現実にはこれが脱税に連なっている
ことは間違いないが、そういう点でひとつ
お願いをしたいのです。

もう一つこの査察案件というのの今度の資料を
いただくときをお願いしたいのは、各国税局
別、大体百三件というのはこの国税局所管で
あったのか、これもちょっとあわせてちょうだい
したいと思うのです。なぜかといふと、都市
銀行というのは全国にありますから、そしてこ
の百三件というのは東京の局が阪神が大阪が名古屋
が、そういう主要な都市部で起きているものでは
ないかと私思いますが、その起きている案件と所
在とに關係がありますから、今度の百三件の査察
及び告発事件の局別の分布、これもあわせてひと
つ資料として御提出をいただきたいと思ひます。
○吉田(二)政府委員 あわせて御提出申し上げま
す。

○堀委員 大臣見えませんが政務次官のほうに
お願いをして私の質問を終わりますが、政務次
官、すでに二年やっていますしやいますので、私
が昨年やりました点はお聞きをいたしたいとお
思ひますが、私は、やはり正しくないことはみ
んなの力で改めなければならぬと思ひます。特
に金融機関というのは御承知のように公共性の
高い、社会性の高いものでありますから、その社
会的責任を果たすのが当然であらう、こう思ひ
てあります。そういう意味では、昨年は私、特に
悪質なものについては公表することもやむを得な
いのではないかと、いろいろふうな問題提起をし
て、大臣は公表とまではいかぬでも何とか考えたい
い、こういうことであります。国税庁のほう
ではどうか。おそらく過去からの資料が銀行局に
もあるだらうと思ひます。ところが依然として
反省を求むる手段としては、場合によってはそ
う社会的責任を明らかにしてもらふために、

一番悪いところというものは公表もやむを
得ないのではないかと、こういうふうな気持ちがい
たしておりますが、その点少し御検討いただき
たいと思ひますが、政務次官いかがでしょうか。
○中川政府委員 堀委員、昨年から非常な正義感
に燃えての御指摘でございます。大蔵省として
も努力をしておりますが、さらに一そうこれ
が絶えず努力を尽くしたい、そして御期待に沿
いたいと存じます。

○堀委員 全力を尽くすのはわかったのですが、
公表する問題についての見解を少し。

○中川政府委員 公表の問題につきましては、銀
行の努力以外の相手があることであります。相
手が巧妙にやってきた面も相当あるのではない
か。そのことをもってして銀行名を発表すること
は、いまの段階ではいかがかと存じますが、先
ほど御指摘のように繰り返して行なわれ
る。常習的だといふようなことが明らかにな
まっています。銀行が作偽的であるといふこと
になりまして、銀行が作偽した場合にはある
いは公表といふようなことも考えなければなら
ないのではないかと。当然、もう少し成り行きを見
さしていただきたいと存じます。

○堀委員 私はさつき申し上げたように、架空名
義といふのは預金者がかかってにしたので、銀行は
知りませんでしたというものがほんとうならい
いのですが、いま私が言ったように預金者百万円、こ
の人たちは一口じゃないと思ひます。要する
に百三件で一万口でしよう。ですから一件当たり
で平均したら百口ぐらゐやっていますわけですよ。
それがその銀行に幾つあるのかそれはわかりませ
ん。ですからそこらところは資料の上ではある
いはダブつてくるのかも知れませんが、少
なくとも百口といふことは、百万円が百口です
から一億でしょう。一億の預金者が名前も違つてもあ
るわけですから、歩いていったらこれも違つて、こ
れも違つていふことになる。これはおか
しい。おそらく定期か何かになっているでしょう
から、更改されるときは、済みませんがひとつ

これは実名にお願いをしたい、こういつて注意を喚
起していいと思ひます。そのためにもし預金
が減つたところで、それはやはり私は銀行として
当然なすべき責務ではないか、こう思ひつてい
けるわけでは、知らないという話はない。銀行は思
つていて、実は私どももいろいろ銀行の關係
者から聞いてみましたが、それは知らないはずが
ないといふのが私が何一つ一般的な話であり
ます。これが一つのとこで一口しかなかったと
いふことじゃないに、平均したら百口からや
つていくわけですから問題があるわけではござい
ます。十分ひとつそこらに配慮をしたいと思います。
できるだけすみやかにこういふことがなくなるよ
うな措置を大蔵省として責任を持ってやつてい
たいと思ひます。もう一回御答弁をいただい
て終わります。

○中川政府委員 承知いたしました。

○毛利委員 平林君。

○平林委員 きょう私は大蔵大臣に留保してある
質問を尽くしたいといふことでございします。問題
は三つございしますけれども、まだ大臣がおいでに
なりませんから最初に新税による税収見込みにつ
きまして、まず大蔵當局並びに通産省から具体的
な資料をお答えをいただきたいと思ひのでありま
す。そこから始めます。

今度の自動車新税の税収の見込みにつきまして
は、さきに大蔵省から資料の提出をいただきました
。先般の質問でもお答えをいただきましたけれ
ども、昭和四十六年度が四百三億、平年度で千
二百五十一億、その算出根拠を出してもらいた
い。これに對しては資料の提出がございしまし
た。平年度分の算出根拠は、乗用車が八百三十万
九千台で五百十七億千八百円、トラックが六百
十萬九千台で六百十七億千八百円、バスが二
十萬四千台で四億五千三百萬円、小型二輪車が二
十二萬一千台で四億一千六百萬円、合計をいたしま
して千八百八十三億三千八百萬円。このほか届け出
分がございまして、軽三・四輪車が百三十二萬二
千台で九十九億一千五百萬円、軽二輪車が七萬九

千台で税額は三億一千六百萬円。これらを總計を
いたしまして、印紙収入やあるいは手数料などを
取られて千二百五十億の税収がある。こういう資
料を提出いただきましたけれども、確認をいたし
ます。これは間違いないでしよう。

○細見政府委員 千二百五十一億の積算根拠で
ございします。

○平林委員 間違いない。さて、そこで通産省
にお尋ねいたします。

通産省から同じように私は資料の提出を求めま
した。大蔵委員会の各委員の手元にもこの資料が
届けられているはずであります。これで確認をい
たします。四十六年度の自動車の保有台数、これ
は推計でございしますけれども、幾らになっており
ますか。

○山形説明員 お答え申し上げます。
四十六年度の保有台数の推定数字は二千六十七
万台でございします。

○平林委員 こまかい数字がありませんでした
が、確認をします。乗用車が四十六年度の推計で
千二百二十萬台、トラックは普通、小型、軽を含め
まして合計九百二十五萬三千台、バスが大型、小
型を含めまして二十一萬七千台、合計いまだ話し
がありまして二千六十七萬台、こういう資料が手
元に届いております。これは間違いないでござい
せんか。

○山形説明員 そのとおりでございします。

○平林委員 さて、そこで私はお尋ねいたします
が、いまお聞きのとおり、通産省の提出された資
料によりまして、昭和四十六年度は乗用車でい
きまして千二百二十萬台、ところが大蔵省の新税によ
る税収見込みの根拠によりまして、八百三十萬九
千台、大きな開きがございします。さてバスは、通
産省の推計によりまして二十一萬七千台でござ
いますから、大蔵省の二十一萬四千台はほぼ匹敵
をいたします。トラックの場合には、通産省の調
べによりまして九百二十五萬三千台に對しまし
て、大蔵省の資料は分類をいたしてございしま
す、トラックの六百十萬台、小型二輪の二十二萬

をしなければならぬかなとも思っておるわけであります。そういう状態で、せっかくの御議論でございますけれども、税収見直し論、これはたたいま私どもの提案が大体妥当なところではあるまいか、こういうふうに考えております。

それから、一般会計から入れるのが足らぬじやないかと云われますが、一般会計では御承知のように、私はしばしば申し上げているし、皆さんからも要請がある所得税減税という問題があるのです。この減税を取りやめれば、それはあるいはそれだけの財源が余ってきて、そして道路財源投入ということが可能になるかもしれぬ、そういうふうにも考えられます。あるいは一般会計において社会保障もやらなければならぬ、文教政策も進めなければならぬ、農山漁村の施策も進めなければならぬ。そういうふうなものを抑制いたしますれば、また財源が出るかもしれぬけれども、そういう方面、またこれも努力しなければならぬ。事は道路だけじゃないのです。しかし道路は非常に立ちおくれでおる。そういうようなことからその財源は特に新たに整備する必要がある、こういうので新たな税をお願いしておる、こういうのでひとつ御了承をお願いしたい。お願い申し上げます。

○平林委員 議論をするつもりはありませぬけれども、いまの佐藤内閣、特に総理大臣の一番悪い癖は、口で言うけれども実体がない。福祉なくして成長なしというけれども、実際には福祉の問題については、逆に健康保険の改悪案を出して保険料を取り立てるなどということをやるから、口で言うのとやるのが違ふ。これから総理大臣をなさす者は、やはり口で言うこととやることが同じでなければならぬ。道路財源、道路の整備が必要である、こういうことを強調して国民大衆に税金を課するならば、その口のとおり政府自身道路財源について積極的な姿勢を示すということにしなければ、言うこととやるのが違ふということになる。総理大臣に似てきた。悪い意味で似てきたかぬのです。いいほうが似なければいかぬ。

まあそういうわけでありまして、将来の計画が、経済規模が小さくなるというならば、今度はその経済の輸送する計画などについては、逆にいえば道路はそれだけ必要ないというふうな議論にもなってくるわけでありませぬ。ですから、そんなことを考えるとあなたのお答えには矛盾がある。

る。いわんや、やるかやらないかわからないで、所得税を大幅に減税しなければならぬというふうなことをちらちらやって、この平林剛を、なんとかそういう案があるからがまんしろなんというふうな、そういう言いぐらをするようなことはだめですよ、あなた。ほんとうに所得税をやるといふならここではつきり約束をする、こういうことであらばいいけれども、いまちょっと、ちらほら所得税も相当やらなければいけないから、だから財源のほうは、なんということは、これは言うこととやるのが違ふたら承知できないです。総理大臣の資格はなくなるということになる。

そこでもう一つの問題点について申し上げますけれども、いろいろ議論してまいりましたけれども、結局道路の整備に必要である。それを一般財源に求めるか何に求めるかといういろいろなことを考えたけれども、最終的には自動車保有する人から税金を取ろうというふうな、思い悩んだあげく結論に達した。これは応能負担というふうなことにまあなるかもしれませぬけれども、そんな性格が幾分なじみ出しておるような感じがするわけでございます。はつきりこれは応能負担だということとを言明するわけにはいきませぬけれども、感じとしてはその方向で、今度の自動車新税はそこに筋が流れているように思いますが、そういうふうな理解してよろしゅうございませうか。

○福田国務大臣 大体さように御理解願つて差しつかえなからう、かように考えます。

○平林委員 そこで、いま道路整備が必要である。したがってそれに一番縁の深い自動車、こういうふうな理論が大筋としては流れておるわけですね。

今度は角度を変えましょう。つまり、税金を負担する者、それにお返しがある。税金を負担すれば、それだけ税を負担したのだからこの程度のメリットは戻ってきた、これを期待するのでもまた理が通る、こう考えられると思うのですが、考え方としてちょっと確認をしておきたいと思ひます。

○福田国務大臣 考え方はそのとおりであります。

て、道路がよくなる、これは利用者にと多大の利便を与える、こういうことかと思ひます。

○平林委員 すぐ自動車のほうへいくからいけませんけれども、税金を納めた、そうしたらそれだけののある程度の理屈に合った見返りがあるという。応能というのにも逆にいえばあるわけですね。そこで自動車の保有台数を都道府県別にこうながめてみます。そうすると、たとえば乗用車を一番保有しておる県は東京都ですね。百六万五千六百三十三台、これが昭和四十五年十月現在の資料であります。これは間違いない。「日本の自動車産業」という意味の資料からとりましたが、大体自動車工業会の資料でございます。神奈川県が乗用車が四十四万九千六百六十六台、千葉県が二十七万四千九百九十四台、埼玉県が二十七万五千七百七十四台。私はいま東京を中心にして首都圏を考えたわけですね。そうするとこの首都圏の中で乗用車は二百一十一万七千九百九十七台、つまり乗用車の保有が八百三十一万台の二五％を東京周辺の首都圏で占めている。トラックの場合考えてみた場合、トラックも同じ東京を中心とした県で計算をいたしますと、八百四十万台の中で百六十万八千八百六十六台、およそ二〇％はここの中に存在をしておる。さてそこで、いま私が確認をいたしましたように、全般的乗用車、トラックの所有者の二〇％ないし二五％はこの地域から税金が取り立てられていくと大体推定して間違いない。首都圏ばかり言つたからちよつとほかのほうを言いますけれども、今度は大阪周辺にしまして、大阪、兵庫、京都を一つの地域圏と考へてみた場合には、乗用車の場合には、この地域で大体一三・一％を占めている。トラックでは一三・五％を占めている。まあこういうことで今度は名古屋中心にして考えたり、福岡を中心にして考えたりいたします。そうすると、今回の新税によつて納める納税者は大体この地域に集中しておる。

ここでいからは、税金を取られて何をやってもらえるか、こういうことになる。これは当然納税者から考えると主張したいところでございます。

ね。そこでいま道路整備五カ年計画その他から考えますと、一体それらの人にはどういう見返りになつてくるか、こういうことになつてくるわけでございます。この間公聴会で、ある青年がこの委員会に出てまいりました。そして、都会の自動車数が非常に多くなつてしまつて、そのため道路の渋滞がある、そして交通なんかも混雑してしまつてゐる。この自動車新税ができればそういう問題を解決してくれるかもしれないから私は賛成だ。何人かの公聴会に出てきた公述人の中でこの人が一番はつきり賛成した。たつた一人ですよ。この公述人が素朴に考へてゐる期待というものは新税で解決できますか。私はそれを大蔵大臣、はつきり承りたい。

○福田国務大臣 新税五千億は十兆三千五百億円のごく一部なんです。五千億円、これはごく一部でございます。そういうことで、この新税でそういう顕著な効果を期待する、これはまあむずかしいと思ひます。しかしこれが加つた道路五カ年計画、十兆三千五百億、これは建設省からも御説明申し上げておられますとおり、かなりの効果をあげる、実効をあげる、かように考へてゐるのです。

それから、地域地域とおっしゃいますが、いまはもう私どもは、高速自動車道網、これを全国に張りめぐらそうとしておるのです。それから国道も大かた整備される、そういうことになりまして、東京のナンバーをつけている自動車が、これは東京だけを走っているわけじゃないので、全国かけめぐらるわけなんです。そういうことで、全国的な社会というふうな狭い考え方でこの問題を見るというのはいかがなものであらうか、かような感じもいたすことを申し添えます。

○平林委員 申し添えた見解は、先ほど私が確認しました原則とは違ふ。原則とは違つてくるということはこれは否定できないと思ひます。これは申し添えるだけであつて、ほかのほうをふえんして理屈をつけて、また原則が違つて、言うこととやるのが違つてゐる。理屈はつきりますよ。

しかし原則とは違つてきているという事は言えると思うのです。そこで、大蔵大臣はこれは建設大臣じゃないから何とも言えませんが、しかし、今回大蔵をさしてこの新税を提案した以上は、そういう考え方がどこへ含まれるというようなことがなければならぬ納得できないのじゃないか、こういうことに対してはどうでしょう。

○福田田務大臣 それは新税の問題じゃないと思うのです。新税を含めて十兆三千五百億圓という総体の道路計画、これが交通滞滞状態、またガソリン税だあるいは今度の新税だを含めて、その負担の状況、そういうものをあわせて考え、妥当に配分されるかどうか。こういう配分のほうの問題にこそなると思うのです。そういう問題の御議論としては理解できますが、五千億のわずかな新税、これであざやかな色彩が負担者に与えられるか、こういうことになる、そうじゃない、こういうふうな感じがいたします。

○平林委員 いろいろことは多くとも、実感として、新たに課税される者はそういう不満を持つであらうということだけは、この法案の一つの矛盾であるということも考えておいてもらいたい。時間もございませぬから、もう一つの問題について大臣にお尋ねします。私は、この間、実はどうも日本の自動車は、地理的条件、日本の置かれている風土条件その他から考えて多過ぎるのじゃないかというふうな論議を展開をいたしたわけでございます。たとえて言う、いま日本では、人口当たりの自動車の普及率で、アメリカの一・九人に対して一台に対して、日本は六・七人に対して一台であるから、まだまだ諸外国から比べても多いとは言えないという数字だけが発表になっておるけれども、日本の地理的条件あるいは客観的な環境から比へて、これは人口一人当たりで計算するほうが無理だ。そうでなくて、面積からいってたらどうだろう。日本なんというのは面積といまして、特に山のほうが多いわけでありまして、自動車の走る道路をつくる平地というのはまた限

られてゐるわけであらう、そうすると平地といふところからほんとうは計算しなければなりませんけれども、面積から考えてみると、すでに日本はアメリカの二十倍にも三十倍にも自動車がはい、こういうことであるというのを実は指摘をいたしたわけでありまして、そこで、これからの経済、どうなるかわからぬけれども、一面自動車は便利だ、便利だといつておるような時代はだめだ。大蔵大臣もかねがね経済の問題では、経済は拡大する、それだけがいいという問題ではない、このままの経済成長でいくと、五年もすればパンクしてしまいますよというところで、成長率を鈍化するという、非常に先を見越して賢明な判断をされたと同じように、今日便利であるから自動車がふえるのはいいのだというだけではいけないのじゃないか、こういうことを主張したのであります。総括的に御感想を承りたい。

○福田田務大臣 そういう問題につきましては、私も同じような考えを持っています。道路整備が進まないのに自動車の台数がふえる、これは交通の滞滞というふうな現象になつてくる。そこで自律調整作用、つまりこんな滞滞では自動車が役に立たぬじゃないかというふうなことで、自動車に対する意欲が減退するかどうか、その辺は道路整備の状況と深い関係があると思うのであります。が、どんなになつていくのであろうか、私も実は見当がつかないのです。これから道路整備が進行する、それに対して自動車の台数もふえていく、その結果が滞滞状態にどういふふうにあつていくのか、そういう問題であらうと思ひます。しかし、大きな趨勢といひましては、いま平林さんの御指摘のように、自動車があまりふえ過ぎますと、自動車の効用、これが減退する。そこで、どうしても大量輸送手段といふか、そういう方向といふものが近い将来に出てくるのではあるまいか、そんなふうな感じがするのです。それにいたしましても、個々の自動車、これの効用といふものはすばらしいものがある。それに対応して、できる限りその効用が発揮されるような道路整備が進め

られなければならぬ。したがつて、それに対する道路財源、これも整備しなければならぬ、こういうふうに考えます。

○平林委員 自動車がふえたことによつてもいろいろなメリットはございます。輸送力あるいはその他経済的なメリット、便利だ、いろいろな意味のメリットは私はこれは率直に認めるわけですが、しかし、その反面、最近の現象は、交通事故の増加、あるいは交通の滞滞、混雑、いろいろな逆な面も今度はあらわれてきておる。自動車公害といふやうなものが騒がれておるということを考へますと、私は、わが国の国土において、また産業規模において、全般的な条件から見て、自動車の保有台数はどのくらいが適当であるかということとを算定する場所がなければいかぬ。そういうことを考へていたしながら政治をやるものもなければならぬといふことを実はこの間強調しておいた。同時に、政府のたいへん間違つてゐるのは、この自動車の増加といふものをほりつぱなしにしておいて、さて道路が足りない。道路をふやす。だから財源が必要だから、新税であらうが、理屈が通るまいが通らうが、とにかく税金の取れるところから取つていく。あべこべじゃないか。つまりそういう意味ではさか立ちしてゐる。このことを指摘をいたしまして、むしろ自動車の製造制限といふことも、これは資本主義、自由主義の時代にはなかなかむずかしいことかもしれないけれども、何かコントロールする必要があるのじゃないかといふことを私は指摘をいたしたのであります。大臣はお見えにならなかつたから、これについての御見解をひとつ承りたい。

○福田田務大臣 お気持ち、また御議論の考え方は私はよくわかります。わかりますが、とにかくそれはそれといたしまして、いまわが国の道路事情が国際社会の中においていかに立ちおくれておるか、これは私は議論の余地のないところじゃないかと思つてゐる。いろいろな御議論もありましようけれども、たいへん立ちおくれてゐる。これは何としても一刻も放置することはできない

い、こういうふうに考へておる次第でございます。

○平林委員 まつ正面からお答えがなかつたのでありますけれども、きょうはあまり議論もあれです。この問題についてもう少しちよつと聞きたい点は、私はそういう意味で自動車の製造制限、規制、こういうことを実は念頭に置いておるわけでありまして、必ずしもこれを強制的にやれというわけじゃないやうに考へて、経済的原則で自動車の規制といふものは一つは産業政策も考へなければならぬといふことは十分理解している。それから、むしろ直接的ではなくて、経済的原則できめていくべきであるという考へ方も理解できる。特に自動車産業を押さえるとか、あるいは特に自動車産業を育てなければいけないとかいう筋合いのものではなくて、おのずから自己コントロールという形によつて私はこれを考へていく。なかなか理解力があるのです。理解力はあるのだけれども、しかし、当面のわが国の道路交通政策の問題として重視をして考へなければならぬといふことを、大蔵大臣はしっかりと頭に入れておいてもらいたいといふことで私は申し上げておる。

そこで、通産、それから運輸省にちよつと確認をいたしますけれども、自動車が一台ふえることとのくらの社会的な費用が必要かということにつきまして、もう一回確認をします。道路経費——自動車が一台ふえる。それを有効に活用するためには道路が必要である。道路予算がどんどこさばつてくる。そういうふうな従来のストックとしての道路積算財源、それと自動車がふえるのを計算いたしてみますと、昭和四十四年度の計算で一台当たり五十万円かかつておるということはこの間お話がありましたけれども、この点ちよつと数字について、もう一度、間違ひがないか確認をしたいと思つてゐる。

○吉田田務大臣 昭和四十四年度の自動車一台当たり道路資産の額がたゞいまおっしゃいました五十万円でございます。四十四年度における自動車台数と道路資産との関係を保持しようとするれば、

確かに一合につき五十万円ふやしていかなければならぬ、こういうことになるかと思ひます。

○平林委員 自動車が一合ふえると道路が必要になつてくる。そのための道路経費はまあお話しのとおり。このほかには社会的費用として、たとえば自動車がかへてくるにしたがひまして交通安全施設整備、それから事故による損失、交通警察の費用その他いろいろな交通安全に必要な諸経費という、いわゆる社会的費用というものは幾らになつておるか。これはひとつ運輸省にお答えをいただきたい。

○見坊政府委員 これは試算でございますが、四十三年度で見ますと、増加一合あたりの境界社会的費用が約七万円でございます。

○平林委員 私も資料をいただきました、七万七千二百二十円かかつておる。これだけじゃありません。自動車がかかるにしたがひて混雑をする、そこで混雑費用がいろいろな意味でかかつてくる。こういう意味で自動車増加に伴う境界社会費用というものは大体いまどのくらいになつておりますか。

○見坊政府委員 混雑費用のお尋ねであらうと思ひますが、東京都について試算いたしますと、四十二年度末で七万七千五百五十一円ということでございます。

○平林委員 いま私が質疑応答しておりましたのは、自動車が一合ふえると道路経費として、昭和四十四年度の試算で五十万円かかる。交通安全対策その他の社会的費用として、これは四十三年度の計算ですが、一合ふえるに従つて七万七千二百二十円かかる。混雑経費、こういうものを補うためにどのくらいかかるかという、これは東京都の試算でございますが、四十二年度で一合ふえるに従つて七万七千五百五十一円ふえる。これは騒音とか排気ガスとか公害の快適性の損失は入っていないのですよ。これは自動車公害というものについていろいろ国民から批判が出て、政府も公害の予算を立てなければならぬ、そういう意味ではこれからお金がかかつてくるわけですね。そうす

ると、自動車がかへればふえるほど騒音、排気ガス、公害の快適性の損失というものもまたふえてくる。計算はなかなかむづかしいかもしれないけれども、こういう社会的な経費というものがかかるということはおわかりになるかと思ひます。たとえば東京都でいえば、この電車の撤去費用、やはり自動車がかへてくるに従つて交通がだめになつてしまつたというところになるわけですから、こういう計算もできるわけですね。自動車がふえるに従つて路面電車が撤去される。その撤去経費は、自動車一合ふえるに従つて必要な社会的な費用に計算ができる。これは計算してありませんけれども、私はそういうものも要すると思ひます。いま政府から説明になつただけでも、少なくとも七十万円ぐらいは、一合ふえるごとに社会的費用を何らかの形で一般の国民は負担しなければならぬということになつておるわけですね。

そこから出発をいたしますと、車がかへるといふことはそれだけ社会的費用がかかるのであるといふことになれば、私は、車の所有者だけから、道路財源のために必要なんだからといふことで税金を取るという考え方はいかでであらうかと思ひます。かりにそこらで応能負担という気持ちで、道路財源に必要であるといふことで自動車所有者に課税をするというならば、製造者に対してもある程度の道路財源を負担してもらえませんかといふのが課税の公平というべきではないだろうか。使用者には税金を取る。しかしそれを製造し——テレビでは今度やハイカラなやつができたとか、今度はこういうのができたとかいって、どんどん売つてくる。そしてそのために社会費用がどんどんかかる。しかしそれはなかなかコントロールできない。こういうことは少し矛盾じやございませぬか。すなわち私の言いたいことは、自動車の製造過程においても税を負担していただいて道路財源を確保するといふ考え方があつて、初めて使用者に対しては幾らか言いわけが立つ、こういうことになりはしませんか。こちらはなぜほつて

おくのか。なぜそちらのほうについて、たとえば自動車の蔵出し税というようなことを考えようかといふことを考えなかつたのか、これはいかでがですか、こういうことなんです。

○福田国務大臣 まさに私も申し上げたいことを平林さんから承つておるわけなんです。つまり、自動車が社会負担、これを多額に発散をする、そういうことに着目をして、自動車の使用者に道路財源を求める、こういう考え方になつたので、あなたの考え方と基本的において私どもの考え方はちつとも違つておらない。それがどういふわけか、ちつと理解に苦しむわけでありますが、ただ一つ、平林さんがおっしゃつた、これは製造業者にもかけたらどうか、こういうお話をさせていただきますが、製造業者は製造によつて利益があらわれます。五〇％の法人税負担をいたしておるわけですね。その他の社会負担もいたしておるわけでございます。十分私どもは製造業者にも負担を求めている、そういうふうな考え方をしております。

○平林委員 同じ理屈じやありませんか。それじゃ一般の中小企業が軽四輪その他のトラックを持つておる。それでもって便利を受けて営業をうまくやつて収益をあげている。それで所得税を取つておるじやありませんか。法人税を取つておるじやありませんか。あなたの言つておることは理屈になりやしませんか。それならば同じことでは。なぜ自動車産業だけを別ワケにする。おかしいじやありませんか。同じことですよ。法人税を取り、あるいはそれで利益が出てくればそれだけのメリットがある。一般の国民大衆というものは所得税を納め、事業税を納め、その上に今度また新税を取られるのですよ。自動車産業のほうはかりにそういう税負担が新たに課せられても、それは自動車価格で転嫁できるのだ。それは間接と直接との違いはありますけれども、そういうことがいえるわけですね。だから大臣の言われたのは理屈に合わないのです。私はそういうことを考えますと、いきなり大衆課税に走つてきたといふものの

考え方が違つております。私は、そういう意味ではどうも公平に欠けるところがある、こういう新税は全く賛成できない、こういうことなんです。いまして、これをもつて質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

○毛利委員 これにて自動車重量税法案に対する質疑は終了いたしました。

○毛利委員長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次これを許します。坂元親男君。

○坂元委員 私は自由民主党を代表して、ただいま議題となりました自動車重量税法案について賛成の意見を表明するものであります。

御承知のとおり、最近における国民経済の発展は加速度的に必然的に自動車の普及を促し、昭和三十五年当時三百万台程度であつた保有台数が本年一月末にはすでに千八百万台をこえるに至つております。この間、道路につきましましては、年々巨額の資金が投入され、その整備ははかられてきたところでありまして、自動車の増加は道路投資の規模をはるかに上回り、このため交通麻痺や交通事故の増大あるいは排気ガスによる公害等、道路をめぐる交通問題はますます深刻の度を加えております。特に道路問題は国民生活を脅かす大きな要因となりつつあり、政府においても新たに第六次道路整備五カ年計画を策定して、これらの問題打開のため積極的な対策を講じようとしておるところであります。道路をはじめとする社会資本充実の緊急性は今日ほど高いときはありません。

もちろんこのような交通政策上の所要の施策を講ずる場合、その財源については、これを一般的に広く国民の負担に求めるか、あるいは自動車の使用者の負担に求めるか、また国債等によつてそれをまかなうべきか。これはそれぞれその立場、考え方によつて議論の分かれるところでありましよう。しかし、現に自動車の走行が、道路の建設、維持改良をはじめ、道路混雑、交通事故等に

関連して、多くの社会的コストをもたらしていることが事実である以上、当面、その負担は一般の納税者等に求めるよりも、やはり第一義的には直接の便益を受ける自動車使用者にこれを求めるのが、より公平にならなければならないべきではないでしょうか。(「ノーノー」)「そのとおり」と呼ぶ者あり。税制調査会も本年度税制改正に関する答申において「必要最少限度の負担を広く自動車利用者求める税制上の措置を講ずるよう政府において検討すべきである」と述べていることはすでに御承知のとおりであります。

今回の自動車重量税法案は以上のような観点から、道路その他の社会資本の充実に資するため、自動車検査または届け出によつて初めて走行可能となる権利すなわち法的地位を獲得することに着目して、広く自動車の使用者に対して負担を求めようとするものであります。すでに今日、自動車については、国、地方を通じ八税目にわたる課税が行なわれており、新たな負担を自動車の使用者に求めるとしても、その負担は必要最小限のものとし、納税者にはもとより、自動車及びその関連産業、または流通部門など各方面への影響をなるべく少なくするよう配慮すべきは当然であります。

この点、今回の新規課税による負担増は、いわゆる大衆車クラスの乗用車で年額五千円程度であり、この結果、重量税を含めた自動車の諸税負担は乗用車においてはヨーロッパ諸国とほぼひとしくなり、トラックでは、まだアメリカ、ヨーロッパ諸国のいずれよりも低いところにあり、先進諸国に比べて道路整備の立ちおくれしているわが国において、この程度の負担はまことにやむを得ないところであると考えられるものであります。

また、本税の課税方法として、車検または、届け出に伴う印紙納付を原則としていることは、納税者の手続と徴収機構の簡素化の趣旨にも合致するものであり、さらに、特殊自動車を非課税としたこと、軽自動車については、新車の届け出の際一回限りの課税としたこと、あるいは税率を自動

車の区分別重量に依りて定め、車種間の負担のバランスをはかっていること等、内容においても実態に即した、きめ細やかな配慮が払われており、きわめて適切な措置と確信するものであります。ただ、本案の審議の過程でもすでに指摘されているところではあります。この際、私は、次の諸点について政府の十分な配慮を強く要望いたします。

その一は、総合交通政策を可及的すみやかに策定するとともに、複雑多岐にわたっている自動車関係諸税の簡素化、合理化をはかるべきであるということであり、なお、この場合特に地方道路財源の確保に十分な配慮をなすべきであります。

その二は、自動車が国民の必需品となりつつある現状にかんがみ、自動車の使用者の税負担については、今後においても重きに失することのないよう十分配慮すべきであるということであり、

その三は、自動車重量税の徴収の使途としては、第六次道路整備五カ年計画の財源に優先的にこれを振り向け、同計画の達成に遺憾なきを期すべきであるということであり、

以上、要望事項を申し上げまして、私の賛成討論を終ります。(拍手)

○毛利委員 長 広瀬秀吉君。私は、ただいま議題となりました自動車重量税法案について、日本社会党を代表して反対の討論を行ないます。

本法案は、第六次道路整備五カ年計画の財源不足分、国、地方で約四千二百五十億円を調達し、あわせてその他の社会資本の充実に資するために創設する新税とされております。われわれがこの法案に反対をする理由を、以下数点にわたって申し述べます。

第一に、この法案は、新税創設にあたって当然に考慮すべき慎重な配慮が行なわれず、したがって国民的合意、国民の理解を得ることなしに、予算編成の最終段階ともいふべき復活折衝の時期に、復活財源強化のため、早々の間に法案作成が行なわれたという、政府の御都合主義の中から生まれた新税であります。現行自動車関係税体系の混乱の上に、さらに混乱を深める無理押し権力税制として登場したのであります。

第二に、この自動車重量税法案は、受益者負担あるいは原因者負担の思想をあまりにも単純に具体化して、その現実的道路状況の中で、むしろ受益者ではなく被害者とならねばならない自動車使用者、利用者による負担を新たに求めるという、さか立ち税論理の上に立つという誤りをおかしております。やがて道路投資の強化により、よりよき道路サービスを受けられるはずだということでの新税負担を合理化することはできないのであります。

第三に、高福祉高負担という一見もつとらしい理論を悪用して、税における公平の原則、応能負担という、より根源的、本質的税理論に対する国民の鋭い感覚を鈍らせようという、麻薬にもひとしい毒素を含んでいる点であります。今日、高福祉のビジョンと具体的政策が明らかに国民に示され、国民のコンセンサス、理解と合意を得ていけるものはない。そういう中で新たに、目的、使途も不明確なまま税負担を求めることは、低福祉高負担という国民世論のきびしい批判に耐えられ

るものではないと思ひます。特に、現在総合交通体系の確立、総合交通政策の立案が急がれている段階において、この新税を重課することを見合わせる、その政策立案の確定をまつて、真に国民の新しい生活需要を満たし、経済発展の隘路を解消するための施策を明らかにした上で、国民合意のもとに新税を創設すべきであつて、安易に取れるところから取るという見地で税負担のみ先行することは、われわれの断じて納得し得るところではありません。

第四に、受益者負担というが、道路整備による外部経済のメリットは、地域開発の利益を受ける土地所有者、沿線企業も荷主も、そして自動車の高速化による流通コスト低減による全企業、全国

民に直接、間接の利益をもたらすものでありまして、自動車使用者だけに社会的コストを負担させるべきではありません。税における受益者負担原則の導入には、慎重であり、より厳格でなければならぬと思ひます。この点にも本法案は誤りをおかしておると断ぜざるを得ません。

第五に、この自動車新税は自動車の保有者、使用者の租税負担能力を無視した大衆課税であります。乗用車の所得階層別保有状況を見ても、その七三・六分は百五十万以下の所得者が保有しているものであり、百二十万以下で四七・七分にも及んでいるのであります。これらの階層に新たに一五〇〇ccクラスの小型車で、過疎による公共交通機関の撤退の中で、やむなく通勤用、生活用に自動車を使用する労働者にとつて、どうして担税力ありといえるのでありましょうか。いまや自動車は生活必需品であります。

第六に、自動車新税の創設によつて自動車保有者、所有者に新たな税を課することによつて、今日でもその六〇％ないし七五％が赤字経営で苦しんでいる中小零細自動車運輸業者の経営を大きく圧迫し、その倒産を余儀なくさせるような苦境に追い込むか、認可運賃の引き上げを必至とするはずであります。このことは消費者物価上昇にはね返り、便乗値上げを含めて国民に大きな損害を与えることになるであろうことをわれわれは真剣におそれるのであります。この点についての危惧も、ついに本委員会において明確な、安心できる答弁は得られなかったものであります。さらに、中小零細事業者の軽自動車にまで課税することによつて、中小企業経営に対する大きな圧迫であることも厳格に指摘をしておかなければなりません。

第七は、新税を設けなくとも、道路整備財源の捻出は次の正当な理由によつて十分可能であるにもかかわらず、この点における政府の態度はまことに不十分、不誠意でありました。

すなわち、第一には、一般会計における歳入予算と決算額を見ますならば、四十一年以降各年

民に直接、間接の利益をもたらすものでありまして、自動車使用者だけに社会的コストを負担させるべきではありません。税における受益者負担原則の導入には、慎重であり、より厳格でなければならぬと思ひます。この点にも本法案は誤りをおかしておると断ぜざるを得ません。

とも二千億ないし二千八百億の余剰財源が出ておるのであります。第二に、今日日本の経済は、特に貿易収支の世界最高の黒字幅を基調として、外貨準備は六十五億にも達し、円切り上げを迫られようとする時期において、諸外国に例を見ない輸出優遇税制をとつておるのであります。これを大幅改廃することによつて、すなわち海外市場、資源開発準備金制度ぐらゐは残したといつても、少なくとも五百七十億の財源を得られる。第三に、悪名高き交際費について基礎控除の定額四百万を百万円引き下げ、また法定の控除額超過分の損金不算入割合七〇％を八〇％に引き上げるなどの措置によつて、約五百億以上の財源が見込まれる。第四に、法人税率を三十九年当時に戻すことによつて、約九百七十七億以上の財源が得られる。第五に、金融機関の貸倒引当金を、今日の積立率千分の十五を千分の七・五に、二分の一に減額をする、こういうことで合理化をするならば、少なくとも初年度千五百億程度の財源調達が可能である。これを合計しますならば、二項から四項だけで年間二千四百九億、四十七、四十八、四十九年度だけでも六千数百億になり、三千億や四千億の不足財源をカバーして余りある、おつりのくる状況にあるわけでありませう。

このように見ますならば、政府の決意一つで、道路その他の社会資本充実の財源は得られることはあまりにも明白であります。しかるにもかかわらずこのような、税体系を一そうゆがめ、勤労大衆、中小企業者に過酷な重税を押しつける新税を創設することは、国民の立場において断じて受け入れることはできません。

以上の理由をもつて、自動車重量税法に断固反対をいたすものであります。(拍手)

○毛利委員長 貝沼次郎君。

○貝沼委員長 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました自動車重量税法案につきまして、反対の討論を行なうものであります。

現在自動車は大衆化しており、現行の自動車諸税においてすら自動車保有者の税負担は過重に

なつておるのであります。自家用乗用車の保有状況を見ましても、実に現在四世帯に一台の割合で普及しており、さらにその保有者の所得階層を見ても、年間所得百五十万円以下の者が七十数％を占めております。一方購入価格五十万円の大衆車を五年間保有すると、購入価格にも匹敵するぐらゐの税負担になつており、その上現今の物価高の影響で維持費もかなり増加しております。また今回のガソリンの値上げ等も考え合わせると、自動車を保有することはたいへんな経済負担になつていくというのが実情であります。それにもかかわらず、場当たり的に新税を課することは、実情を無視した政策といわざるを得ません。特に大衆の生活必需品化した軽四自動車にも課税することは、大衆課税を推し進める何ものでもありません。これが反対の第一の理由であります。

第二に、自動車に対する税金は、現行税制だけでも物品税、揮発油税、自動車税等八種類もあり、複雑多岐にわたる自動車諸税を洗い直さずして、財源調達のために性格のあいまいな新税を安易に課することは、税理論上はなほ複雑かつ矛盾に満ちたものであり、反対せざるを得ないのであります。

第三に、新税のしわ寄せは、結局経済力の弱い中小企業、農業、勤労所得者等に重くのしかかつてくるというものであります。すなわち、全企業の自動車保有台数を見ても、実に中小企業は九〇％以上に達し、農家における普及状況は農家全体の五〇％に達しているものであります。

第四に、自動車重量税の負担は、公共輸送料に影響を及ぼし、結局、一般大衆に輸送料金の値上げという形で圧迫する可能性が十分含まれておるのであります。政府は、自動車重量税の波及による輸送料の値上げは許さないといつておられるようでありますが、過去の例から見ても明らかに信ずるに足りないものであります。先日の公聴会におきましても公述人は、もし新税を創設するならば輸送料の値上げは必至であると述べております。物価高騰の抑制は政府の重大なる課題であるにもか

かわらず、この新税創設はさらに物価上昇に拍車をかけることになることは明らかであります。

第五に、総合交通政策も明らかにせずして財源だけを先に調達することは、国民を侮辱する以外の何ものでもありません。

第六に、新税による税収の使途についてであります。法案の趣旨は、道路その他社会資本の充実に使ふこととされており、不明確であります。さらに、受益者負担の原則からいへば、この使途は道路に限るべきであるにもかかわらず、国鉄の赤字の穴埋めや地下鉄の増設へ新税を使用することは、税の秩序を乱し、特に鉄道への使用はイコルフットーピングに反するものであります。

第七の理由は、税制上の問題であります。外貨保有高六十五億ドルという現在、大企業優先の輸出振興税制をはじめ、不公平の典型である租税特別措置及び法人税の引き上げなどを洗い直さずして新税創設は反対であります。

さらに、今年度は一兆五千億円の自然増収も見込まれており、新税創設による新規財源一千二百五十億円は十分捻出できるはずであります。それにもかかわらず、安易に新税を創設することは納得できません。

最後に、先般の連合審査も含めていろいろ質疑を重ねてまいりましたが、真剣な質疑にもかかわらず、政府からは何一つ納得のいく答弁がなかったものであります。このことは、国民的合意が全く得られない悪税であると断言せざるを得ないのであります。

以上で反対討論を終わります。(拍手)

○毛利委員長 岡沢完治君。

○岡沢委員長 私は、民社党を代表いたしまして、ただいま議題となつております自動車重量税法案に對して、以下述べます理由から反対の意思を表明いたします。

われわれは、今日の道路をめぐる社会的な諸問題を考えるとき、交通施設の整備をはかり、道路環境の改善を進めることが、国民福祉の増大に不可欠のものであり、行政上緊急を要する課題であ

ることに、あえて異論を差しはさむものではないと存じます。しかしながら、国が課税等国民の負担と犠牲において資金を調達し、それを一定の事業に投入する場合、その規模や内容が国民にとつて納得できるものであり、それによつて得られる国民の福利が、国民の負担と犠牲を償つて余りあるものでなくてはなりません。こういう姿勢こそ財政運営の基本であるべきだと私は思ひます。

そこで、この法律案の提案理由としてあげられました、道路その他の社会資本の充実の必要性和生命の長い交通資本などについては、将来の望ましい総合的、有機的な交通体系はどのようなものであるべきかが慎重に検討され、これに基づいて的確な整備の中身がまずきめられなければならないべきことは、七〇年代の総合交通政策のビジョンの確立であり、これに基づき具体的な整備の内容を決定することでありませう。そして、それを国民の前に示し、その国民的コンセンサスの上に立つて初めて、必要な財源対策の検討に入るべきなのであります。目的も構想もはつきりしないまま、資金配分だけが先行したような形の中で、取れるだけはずり取つておこうというときは、まさにさか立ち政策、本末転倒もはなはだしいといわざるを得ません。独善的な発想や単なる思いつきで新税を設け、しほるだけしほるというようないくつかの私利私欲の行動は断じて許さるべきものでありません。

しかも、政府は、この新しい負担を自動車の利用者にと求めるにあつて、自動車の走行が多くなる社会的コストをもちたつておられるという理由をあげておられるのであります。すでに有料道路を除いた道路投資額の大部分を自動車関係者に負担させている現況に加えて、この上さらに何を根拠として過重な負担を自動車利用者にと求めようとするのであります。社会的コストをいうならば、自動車の使用者、利用者はすでに底分以上の負担を十分支弁しているものと見るべきであります。

以上で反対討論を終わります。(拍手)

道路は、単にそれを利用する自動車のためだけにあるのではなく、国の産業基盤の観点からも、国民の生活基盤の観点からもきわめて重要な社会資本でありまして、道路整備による受益は、その直接利用者のみならず、広く国民一般に及ぶものであります。したがって、道路資本についてこれ以上の財源を求めるとするならば、それは一般財源の投入額を増加してこれを補うか、建設公債によってこれをまかない、長期的にその償却をはかつていくべき性質のものであるとわれわれは考えます。しかるに、一部自動車の使用者にのみこれを求めようとする政府の意図は、全く理解に苦しむところであります。

しかも、この税収を道路のみならず、新幹線、地下鉄、国鉄赤字路線などへの配分することも考えられているようですが、鉄道等の建設のための費用を自動車ユーザーに負担させるいわれは、これこそ全くないといわなければなりません。

御承知のとおり、自動車に対する課税はすでに八税目の多きに及んでおり、もはやその税負担は限界に達し、新税による負担の余地は全くありません。今回の重量税の性格は、現行のこれら八税目の課税と必ずしも重複しないと説明されておりますが、事はそのような形式論の是非ではありません。政府は何を基準に自動車の保有者にこれ以上の担税力があると考えられるのか、その点について十分納得のできる説明もできないまま、一部の特定の者に対してのみ過重な負担をかけることは、課税公平の大原則を無視した全くの悪税の創設であると断言ざるを得ません。むしろ現在必要なことは、この八税目の多きに及んでいる自動車関係諸税を、国、地方を通じ保有と消費の両面にわたって交通整理をし、より簡素、明快な税体系に整理することではありませんか。

また、自動車は、現段階におきましては、全く大衆化したしており、いまや国民生活の必需品といふべきであります。このような自動車に対して一律的に新たな課税を行なうことは、国民生活の

実態を考慮しない大衆課税の実施であるといわざるを得ません。特に中小企業、農業等におきましては、いまや自動車はその経営上欠くことのできない手段となっており、したがって、これに新税を課することは、これらの経営及び家計に対する大きな圧迫でもあります。

さらに、物資の輸送、旅客の運輸、いずれの面におきましても、自動車による輸送が内陸輸送の第一位を占めている現状のもとで、この新税の創設が強行されるならば、国民大衆の期待するサービス機能を低下させるとともに、輸送コストの上昇を招き、物価の高騰をもたらすことも必至であります。

このような国民生活に及ぼす重大な影響を無視し安易に提案されたこの自動車重量税の創設法案は、道路整備、交通政策、都市政策のすべてにわたって、先見性のある施策を怠ってきた政府・与党がその責任を一方的に国民大衆にしわ寄せしようとするねらいを持つものであり、われわれは、生活の安定と向上を希求する国民の名において、本法案に強く反対の意思を表明して、意見の陳述を終わります。(拍手)

○毛利委員長 小林政子君。

○小林政子委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました自動車重量税法案に対して、反対の討論を行ないます。

反対の第一の理由は、新税が国民にきわめて大きな影響を及ぼすものであり、大衆課税であると同時に、重税であるということについてであります。

自動車は現在、勤労者にとって住宅難などの悪条件のもとで、さらにまた中小企業者の営業活動にとつて、きわめて必需品化してきている現状から見て、さらに、自動車に對してはすでに八種類にわたる課税がされておき、所有者に重い負担がかかっている現実から見ても、明らかに今回の新税は大衆課税であり、重税であるといわなければなりません。

さらにまた、自動車重量税がバス、トラック等

の料金の引き上げにつながり、消費者物価の値上がりに波及し、結局、大衆に転嫁されるということとであります。政府も、輸送コストの上昇になることを認めており、公共料金、諸物価の引き上げをしないという保証を得ることが委員会の質疑の中でもできなかったものであります。現在の輸送量に占めるバス、トラックのシェアから見ると、輸送料金の値上がりは国民生活に大きな被害を及ぼすものであるといわなければなりません。

次に、この自動車重量税は車への課税、すなわち、物への課税であり、車が道路を走る権利を得るための登録税の流通税だと説明されておりますが、委員会の質疑を通してこの税の性格がきわめてあいまいなものであり、国民を十分納得させるものでないことは明らかであります。同時に、応能負担の原則をなすに及ばず、租税の中に受益者負担的色彩を増大させるという、政府による恣意的な租税原則の破壊と税体系の破壊が進められているといわざるを得ません。このことを絶対私どもは容認することができないのでございいます。

さらに、新全国総合開発計画に沿って定められた新経済社会発展計画の、大企業率仕の産業基盤整備のための膨大な経費、これの社会資本投資の財源を負担感の少ない税、いわゆる間接税の増税によって勤労大衆の負担でまかなおうとするものであり、またこの取りやすいところから、弱い者から取るという反国民的な増税を今後露骨に推進しようとする政府の増税政策の突破口であり、福田大蔵大臣もこのことを認めたように、付加価値税導入へのこれは地ならしになっているということとであります。

第三に、自動車重量税の使途の中心となる道路整備事業が、新全国総合開発計画による全国十二の新たな巨大な工業基地を結ぶ交通ネットワークづくりのための、交通幹線道路を最重点とする道路整備となつておることとあります。この大企業率仕の道路網の建設がモータリゼーションを急速に推し進め、公共交通の衰退と今日の交通事故、

交通公害、交通渋滞という国民の生活苦を激増させた原因であります。

わが党は、国民の生活と足を守るために、重要な道路と公共交通機関の充実強化を優先することを強く要求するとともに、自動車重量税法の創設に強く反対をして討論を終わります。

○毛利委員長 これにて討論は結局いたしました。これより採決に入ります。

自動車重量税法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○毛利委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。(拍手)

おはかりいたします。

ただいま可決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○毛利委員長 午後二時三十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時四十三分休憩

午後二時四十二分開議

○毛利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日本万国博覧会記念協会法案及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

両案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしましたので、これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 日本万国博覧会、これは人類の進歩の調和という統一テーマのもとに大阪に開催されたわけであり、入場者も空前の数を数えたという点も、また参加国等の数からいっても空前の成果をおさめて終了した、こういうことになっておるわけであり、万国博覧会、あれだけの国際的な大事業を日本でなし遂げたわけですから、その評価の問題というのを国内的にどういふ評価を総合的にしておるのか。また日本万国博覧会、エキスポ七〇に対してどういふ評価が外国からなされておるのか。こういう点について総合的な評価をまずお聞きしたいと思ふわけであり、

Q相澤政府委員 日本万国博覧会、御承知のとおり日本を含めて七十七カ国が参加し、全期間百八十三日を通じて六千四百二十二万人という非常に膨大な数にのぼる入場者があつたわけでございます。これはモントリオールあるいはブラッセル等、過去において行なわれなかったあらゆる万博を通じて、その入場者の数等におきまして、また参加国の数におきまして最高の記録になつておるわけでございます。

参考として申しますと、モントリオールの場合が五千三十一万人、その前のブラッセルが四百四十万人、余りといふこととございます。ただ、入場者の数とかあるいは参加国の数だけで博覧会の成果を判断するわけにはいかないと思ひますが、人類の進歩と調和というテーマを掲げまして催された日本の万国博覧会、私も承知しておりますが、範囲においては非常にその成果においてりつぱなものがあったといふふうに承知しているわけでございます。諸外国において万博の後にはどのような具体的な評価があつたか私は詳しく存じておりませんが、しかしこれだけの博覧会が何らの故障もなく盛大に行なわれたといふことは、それだけをもつてしても日本の国力を示すことにもなり、りつぱな成果を示したことになるといふふうに承知しております。

○広瀬(秀)委員 御承知のように、この博覧会は万国博覧会ですね。したがって、われわれが国内において六千四百二十二万ですか、こういうかつてない入場者を数えたといふようなこと、それからたいした事故もなく終了したといふこと、そして外国人の来訪なども非常に多かつた、また参加国も七十七カ国、こういう点においては、スウェーデンの点においてなるほどいづれの過去開催された万博よりも盛大であつたといふことは国内的にはわかることとあります。

しかしながら、人類の進歩と調和というテーマを中心にして、はたして内容的な面であるいは精神的な面でも申しますか、そういう面での成果がどのようになつたかといふことは、やはり万国博覧会である以上は、外国の反響というふうなものも謙虚に集約しておくべきだと思ふのです。この万国博覧会に対する諸外国の評価というものは、それぞれ報道機関等においてどういふように評価をされておるかといふようなことについても当然総合的に集約をして、長く後世に伝えるべきであらうと思ふのですが、そういう面についてどうだったのかといふこと、各国は日本万国博覧会をどう評価したのかといふような点についても、私もこの際この法案を審議するにあつて、あと地利用の關係の問題を審議するにあつても、やはりそのことをしっかりと踏まえて議論をしたいと思ふわけであり、したがってその点についてお答えをいただきたいと思ふわけでございます。

○相澤政府委員 万国博覧会の開催につきましては、これはもちろん出展をいたしました各国も十分な関心を持つておるわけとございまして、その各国における反響というものは具体的に個々の国々がどういふふうなあれだつたか、私つまびらかに承知しておりませんが、しかし各国がこの博覧会にそれぞれ要人を来賓として送り、また相当の数の方がこの博覧会を見に参つたといふことは、私はやはり万国博覧会の成果を物語る一つの尺度になるのではないかと存じております。万国博覧会の参加国が七十七カ国にのぼつた

ということも、これは特に後進国等の出展に對しましては、政府等におきましてもいろいろな面におきまして援助も与えたのでございまして、こういった点からも日本の万国博覧会がこれだけの成果をあげることになつた一つの大きな原因があるのじゃないかと承知しておるわけでございます。そういう点から申しますと、日本の万国博覧会が万国博覧会の歴史におきましていろいろな意味において画期的なものがあつたといふふうに存じておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 具体的に聞きますが、入場者総数六千四百二十二万人のうち、外国人の入場者数は、これはどのくらいですか。それをたとへばモントリオール、ブラッセルなどちよつと比較しておしをいただきたい。

○相澤政府委員 入場者総数六千四百二十二万人のうち、外国人の入場者数は百七十万人でございます。モントリオールの場合は五千三十一万人のうち、約四八〇〇程度が外国人の入場者でございますが、しかし、その過半数はアメリカ人でございまして、まあアメリカからの入場者というものは両国の關係からいいますと、国内の入場者に準ずるようになつておるようでございます。

○広瀬(秀)委員 時間もありませんから、次の質問に移ります。

大蔵省から「日本万国博覧会協会四十五年度決算見込」という資料をいただいたわけであり、その中で建設費の補助金が三百七十五億七千八百萬、こういうふうに出ておるわけであり、これは四十五年度だけなんです、これはもつと前の時期から準備に入つておるはずであります、万国博覧会の準備を始めてから、この建設費に對して、国あるいは地方自治体が補助金という形でどういふぐあいにこの補助金を出しておつたか。この四十五年度決算見込み以外にどのくらいあつたか。またこの四十五年度の決算の中に出ておる三百七十五億というこの内訳をひとつお示しいただきたい。

○相澤政府委員 万国博覧会に對しまして政府が直接、間接の形で補助をしておりました金額について申し上げますと、まず万博の建設費に對しましては、ただいま先生御指摘の三百七十五億七千八百萬円の補助金のうち、国庫補助が二百四十九億八千八百萬円でございます。

それから運営費につきましては、これは直接の補助はございません。万博の関連の、いわゆる万博関連事業費に對しまして、道路の新設、改修あるいは河川の改修、下水道の増設、そういういわゆる関連公共事業の形で国が負担をしております。金額が約六百七十三億圓にのぼっております。

したがって、直接、間接を含めまして、万博に關連する事業費に国が出しました経費は、約二千億圓弱といふふうに承知しております。

○広瀬(秀)委員 大蔵省から、やはり理財局から出た資料ですが「万国博覧会関係国庫負担の概要」といふことで、事務費三億四千六百萬圓が出ておるのですが、これは建設費の補助の中に含まれておるわけですか、運営費の中に全然入つていないわけですか。

○相澤政府委員 私の先ほど申し上げました答弁を、若干不正確でございましたので、補正させていただきます。

万博協会の運営費に對しましては補助をいたしておりません。しかし、政府が出展しました施設に對する運営費として政府が支出しているものがございます。それが四十四年度と四十五年度含めまして十三億六千萬円でございます。

○広瀬(秀)委員 そのほかに政府出展施設整備費——いまお答えになつたのは政府出展施設整備費ですね、これが十三億六千萬。ところが政府出展施設整備費といふのが八十一億六千萬、日本庭園二十一億二千四百萬、日本政府館六十億三千六百萬、こういうふうにありますね。これもあつたわけですね。これは、先ほどお聞きした建設費の補助金のほかにこういうものが出ておるわけですね。その中に含まれておるわけですか。

○相澤政府委員 先ほど万博協会の事業費に對する補助の数字で申し上げましたので、政府が出展

いたします施設の整備費について申し上げることを落としてしました、これはただいま御指摘のとおり、政府の施設いたしました政府館、日本庭園の建設費としまして八十一億六千万円というものが先ほど申し上げました以外に支出されているわけでございます。

○広瀬(秀)委員 いずれにいたしましても、国庫の金だけでも三百四十九億、三百五十億近い、さらに関連公共事業費、こういうものが千六百七十億からある。二千億弱ではなくて、二千億をこえていると思うわけでありませう。こういう多額の金を費やして、人類の進歩と調和ということ、国際交流を万博の舞台を通じて実現をし、かつてなく参加をされた各国のそれぞれの文化、産業、経済、こういうものが、国際的な理解という立場において、進歩と調和を旨とするという中で交流し、これだけの成功をおさめられた。こういうことで、このあと地の利用というようになっていく。この進歩と調和という思想は平和の中でなければ実現をするはずのものでもない、そういうような意味において、平和の中で文化、産業の国際交流がこういふ成果をあげたというそれは、将来にわたって大きく国の遺産として、民族の遺産として、また世界の遺産として残さるべき大事業であらう、こういうふうに思うから、いまそれらの数字も何ったわけでありませう、そういうことで今度はいまあと地をどう利用するかということ、跡地利用懇談会にそれぞれ学識経験者がお集まりになって昨年の十二月二十三日に答申が出ておるわけでありませう。こういう中で万博協会が運営をした結果剰余金が出ておるということでありませう、資料によりますと百六十四億八千三百五十万、こういう数字があるわけでありませう、これはいつ現在の数字でございます。

○相澤政府委員 昨年の十月末における見込みでございます。その後これは三月末において当然また締め切りましてその実績見込みを出すわけでございますが、これはまだ確定した数字は出ており

ません。

○広瀬(秀)委員 いずれにいたしましても、ただいま申し上げた数字とというのは四十五年の十月末の見込みの数字だということでありませう、三月末で締めつめてみると決算が確定するということになります、この数字はやや減少をする。大体どのくらいになるのか。万国博協会から記念協会に引き継がれる金というのは一体幾らくらいになるのか。この見通しをひとつ承りたいと思ひます。

○相澤政府委員 昨年の十月におきましては大体百六十五億程度の収支の黒が出るということになっておりましたが、その後入場券の精算その他によりまして収入が若干ふえております。この万博協会が設置いたしましたいろいろな施設を取りこわすことになっておりますが、その撤去費用でございませうとその他、なお若干支出を要する経費がございませう、それらを差引きまして今回設立を予定いたしております日本万国博記念協会に引き継がれるところのいわゆる剰余金ほどの程度になりますか、これはもう少し待ちますと正確な数字はわかりませんが、私どもは目下百五十億は下らないというふうに考えております。その金額がこの協会に設けられますところの記念基金になるのではないかと今うに考えております。

○広瀬(秀)委員 そこで万博跡地利用懇談会では昨年十二月二十三日に答申を出しておるわけですね。そこで、骨子としては万国博の成功を永遠に記念するようにという立場であつた地を一括利用をするという立場を一つ持っておられる。そしてその一括利用という中には、主たる目的、記念協会の事業としてそのあと地を利用する立場というものは、原則的には緑に包まれた文化公園、こういう定義をなさつておるようでありませう。そういう形でこのあと地は一括運用をするのだ、こういう答申が出ておるわけでありませう。それにあつて、各国の例なども十分参照してそういう結論を出したのだということになっておりますが、プ

ラッセルなりあるいはモントリオールなりあるいはロンドンなり、こういう万博をやつた過去五回くらいものところの具体的なあと地利用の状況というものをひとつ参考までにこの機会に明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○相澤政府委員 各国におきまして万博のあと地は公園として利用されているところが多いのでございまして、モントリオールの万国博覧会のあと地は、これはジャン・プレイン公園の整備拡張あるいは娯楽施設の新設等が行なわれておりますが、恒久的な建物は市民住宅であるとかあるいは州立現代美術館、国営放送スタジオ等に利用されておる由であります。それからニューヨークの世界博覧会、これはニューヨークのフラッシングメドウ公園で行なわれたわけでありませう。したがっていまして、そのあと地は公園の拡張整備に充てられ、また公園の関連施設として科学館、野外ステージ、日本の石垣等が残されておるわけでありませう。それからその前の一九五八年のブラッセルの万国博覧会のあと地は、これはヘーゼル公園として拡張、復元するとともに、常設見本市展示場として利用されております。そういう状況でございます。大体各国は公園ないしこれに準ずる施設としてあと地を利用しているという状態でありませう。

○広瀬(秀)委員 わかりました。そこで、この万博のあと地利用の基本的方向が昨年の暮れに答申をされて、その際に「これらの関連する問題については、必要に応じて当懇談会において今後さらに検討を進め、あらためて報告する」といつておるわけですね。その後この関連する諸問題等については、万国博覧会跡地利用懇談会は今でも継続しているのだと思ひます。今日でも継続しているのか具体的に協議を、それらの問題について何か具体的に協議を、いま申し上げたような趣旨における答申を出す予定でございますか、いかがですか。

○相澤政府委員 万国博覧会跡地利用懇談会は、ただいまお話がございましたように、昨年の十二月二十三日に「万国博覧会跡地利用の基本的方向について」という答申を大蔵大臣に提出しておりますが、その後万国博覧会の今後の取り扱い方針を検討いたしましたために小委員会を三回ほど開いております。そしてその小委員会の報告を懇談会の意見として四十六年の三月三日に大蔵大臣に報告いたしております。この小委員会の報告におきまして、例のお祭り広場関係の大屋根、太陽の塔、テーマ施設などという施設は、これは本来は万国博覧会の原則に基づいて撤去する方針をとるけれども、しかしある程度の期間を限って存置するとしてもそれほど多額の維持管理費は要らぬ。したがって、今後あと地の利用のマスタープランの策定にあたり、これらの施設の有効な利用方法も含めて検討することを条件として、約一年程度これを維持管理するのが適当であるというふうな報告を、お祭り広場関係の諸施設の取り扱いについてはエキスポランド及びその関連施設の取り扱い等につきましまして出さうと、また「マスタープラン」の作成は、当懇談会とは一応切り離して、跡地を一括して管理する新しい主体にゆだねるのが適当である」という報告を出しているわけでありませう。したがって、この利用懇談会は現在万国博覧会の法案の推移等を見守つておるわけでありませう、この協会ができることになりませうと、この協会に設置されるところの評議員会等においてマスタープランの作成が検討されるわけでありませう、そういう段階になりますと当然この懇談会は任務を終了して解散するということになると思ひます。

○広瀬(秀)委員 あと地利用の基本的方向についての、あとこまかい一つ一つの具体的問題についても答申を出しているということでありませうね。それらの答申については、この審議にあつて各委員に資料として提示されることを求めておきます。

ところで、万国博のあと地の約半分に近いものをすでに国が買い上げておられ、あとの約半分は大蔵府が持つておられる、こういうことになって

いるそうであるが、万国博あと地全体の面積、それからすでに国が買上げた分、さらに大阪府が持っている分、あるいは大阪大学に約三万六千平米売り渡しているというようなことだそうであるが、この正確な数字をここで明らかにしておいていただきたいと思います。

○相澤政府委員 万博会場用地は三百四十六万九千五百八十一平方メートル、約百万坪であつたわけですが、このうち大阪大学の用地として三十三万平方メートル、それから道路用地として四十万五千六百平方メートル、またこの中に吹田の市有地がございましたが、それが五万六千八百二十五平方メートル、それから関西電力の発電所あるいは鉄塔の用地といたしまして一万九千八百八十平方メートル、電電公社の電話交換施設の用地といたしまして三千五百二十七平方メートル、合わせて八十一万五千八百四十二平方メートル、会場用地の約二四％に相当いたしますが、これはそれぞれの理由によりまして一括利用の対象から除外をいたしまして、残りの二百六十五万三千七百三十九平方メートルを一括保有の対象といたしたわけでございます。

そのうち、国は場周道路内中央環状道路の北側の一面百二十九万八千二百四十一平方メートル、約四八・九％を購入することにしたわけでございます。これは先般御審議をいただきました四十五年度の補正予算におきまして所要財源を計上して購入をいたしております。そしてことしの三月三十一日に大阪府から取得をいたしております。残りの百三十五万五千四百九十八平方メートル、つまり一括保有対象地の五一・一％が大阪府として現在も所有しているわけでございます。

○広瀬(秀)委員 いまお聞きしますと、道路用地は別として大阪大学以外に吹田市有地であるとか関西電力であるとか電電公社であるとか、こういうようなものがあるわけですが、先ほど言われた二百六十五万三千平米の一括利用の中にそういうものが介在をしているという状況ではないわけですね。その面積の中に点々と

して介在しているものではないわけですね。その点はどうかしておりますか。

○相澤政府委員 阪大は、これは現在阪大があるところに接続した地域でありまして、場周道路の外でございます。それから府道と道路公園の用地を合わせて約四十万平米でございますが、この府道は場周道路及び中の道路ですから、その限りにおきましては中にあるわけでございます。それから道路公園の道路は中国縦貫道路で、まん中を通っております。したがって道路は別といたしますと、阪大用地は場周道路の外、それから吹田の市有地は、これはもと中にごさいます。したがって、交換をいたしまして現在場周道路外に振りがえております。それから関西電力及び電電公社の敷地は、これはいずれも万博の主たる会場の外にございます。

○広瀬(秀)委員 そうしますと、二百六十五万三千平米の一括利用というものの中にはいま言ったような土地は介在していないから、一括して統合的に利用していくのに支障のないものであるということを確認してよろしゅうございませう。

○相澤政府委員 さようでございます。

○広瀬(秀)委員 そこでこの答申にもあるわけですが、未来永劫にわたつてということと、まづで言つてオーバークラスかもしれないけれども、少なくとも将来にわたつて切り売りをするというふうな事態というものは絶対に考えないということでございます。

○相澤政府委員 もともとこの万国博覧会のあと地は、万博の開催を記念してその成果を今後永久に残すというふうな考え方から、一括保有をいたして一括利用を考えたわけでございます。その一括利用のためにはどういふような所有の關係がいだらうかというところをいろいろ検討しました結果、大阪府が所有しております土地の大体半分を国が取得して、つまり大阪府と国と半々ずつこれは持つて、そしてその財産を、設立されまうところの法人に出資をするという形をとれば、一括利用が確保できるのじゃないか、こういう考え方か

らこのような協会の設立を考えているわけでございますから、これを一部切り売りするというようなことは当然考えておりません。

○広瀬(秀)委員 そこで、緑に包まれた文化公園というわけですが、これが新しく記念協会とができ、このマスタープランの策定というのを待つて、いろいろ、どういふスタイルの公園にするのか。その中にどういふ施設などを取り込むかというふうな問題については、これからその間の推移というか、スケジュールがどういふふうになつていくのか、その点をお伺いしたいことと、建設省並びに文部省あるいは文化庁も来ておりますけれども、いわゆる緑に包まれた文化公園というものを対して、建設省、文部省、文化庁それぞれやはり万博あと地であるというものの国民的資産として将来にわたつてそういう形で運営していくというところになつていくことと、その万博の意義を将来に残すようなことも含めて、しかも国民全部が親しみやすいような公園のかっこうにしなければならぬということが跡地利用懇談会からもいろいろとかなりきびしく答申をされて、また基本的方向も明らかにされていくわけですが、そういうものについて、いま申し上げた建設省、文部省、文化庁、こういうところから、それぞれ皆さん方が今日この答申を受けて、どういふものにしてもらふようにこの記念協会にも、政府の立場において働きかけていくのか。こういう考えがあつたら、この際三省庁から伺つておきたいと思つております。

○相澤政府委員 万博あと地に現在残つておりますところの施設は、今後存続すべきものとして日本政府館それから日本民芸館、鉄鋼館、日本庭園等がございまして、こういうふうな施設が残つておるわけでございまして、今後どのような施設を整備していくか、これはマスタープランをつくつて逐次実現していくという考え方になつております。昨年の十二月の二十三日に出されました万博跡地利用懇談会の答申におきましては、たとえば博物館あるいは美術館それからレクリエーション

施設や、総合スポーツセンターの設置、研究施設の設置というふうなものが、具体的にいへば考えられておるといふふうに述べております。「博物館としては、その内容、規模は国際的意味をもち、万国博覧会のものとするのが望ましい。たとえば「人類の進歩と調和」というテーマを受けて、万国博覧会にわが国はもろろ世界各地から収集された民族資料を母体とし、これを着実に拡充して展示するといった民族博物館の構想や、万国博覧会参加国の展示記念品、会場模型、記録映画等を整備保存して伝える何らかの工夫を検討されるべきであらう。」その他美術館あるいはレクリエーション施設、総合スポーツセンター等の設置につきましても、ある程度その方向を考え方として示唆しておりますが、いずれにしても、このマスタープランは、答申にもございまして、ある程度時間をかけてマスタープランを練つて、それに従つて施設の整備を実現していくという考え方をとつていくわけでございます。

○広瀬(秀)委員 いま総合的な説明は、理財局長からあつたのですが、特に緑に包まれた文化公園ということについて建設省なり、あるいはまたその中に含まれる研究施設とかあるいはいろいろな施設関係等について、それぞれ文部省なり文化庁におきまして、こういうものをやりたいというふうな希望があるのだと思つて、率直にそういう点について考えているところがあつたならばこの際明らかにしてほしいということを要求しているわけでありまして、建設省、文部省、文化庁からそれぞれひとつ御発言をいただきたいと思つております。

○川名説明員 万博あと地でございますが、都市の内外におきましての公園、緑地体系の一環をなす施設でございます。したがって、御答申に見られましたように、できるだけ多くの空地を持ちながら緑を温存し、また緑を造成し、しかも青少年等に対しまして、このレクリエーションの場を提供していく、そういう、いこいの場として造成することが最も意義あるものではないかとい

りふりに考へてゐる次第でございます。

○柏木説明員 文部省及び文化庁としまして、この万国博と土地利用のことにつきましてお答えします。

いまお話がありましたように、跡地利用懇談会でも、広い意味の緑に包まれた文化、緑地公園といふことをいってありますし、法案にも「文化的施設」といふことばを使つてございます。それで文部省としまして、文化庁としまして、こういった広い意味の文化施設については非常に關心を持っております。ただ現在、跡地利用懇談会のマスタープランが、まだこれから先のことでもございまして、法案のこともございまして、こういったことが具体的に詰めておきますれば、文部省としては非常に關心を持っておりますので、これらを受けて、関係各省あるいは設立される予定の主務官庁等と十分連絡をとりまして、りっぱな施設をつくるような方向で考へていきたいと思つております。

○広瀬(秀)委員 この中で、公園内の施設等について、万国博ゆかりの博物館あるいは美術館、緑の中のレクリエーション施設あるいは研究施設、こういうような文化施設が含まれることになるだろうといふことでありますが、これらもマスタープランがまだできていない段階だから、そのマスタープランの作成ができるのを待ちながら考へていくといふことによりであります。

その点はその程度にいたしましたので、跡地利用懇談会からの答申を読んでみますと、その中で、いま申し上げたようなものの中で「研究施設」といふものについて特別なことをいっているのです。「現代の政治、経済、社会などの各面に存在する各種の緊張を和らげるような研究、いわゆるピース・リサーチのための研究所といった構想なども考へられる。」というふうに、たいへん重要な、まさに私どもも大賛成の意見を、提案をこの答申においてされているわけです。こういう問題は、

これからの日本の進み方として、それから日本が万国博を成功のうちにし遂げた、しかも人類の

進歩と調和という基本テーマのもとにこういう大事業が行なわれたといふことで、やはりこういう文化公園の中に含まれる研究施設についても、跡地利用懇談会でこういう発言をしているといふことはこのほか重要な意味を持つてあろう。いわゆるピース・リサーチの研究、あらゆる面での緊張緩和の研究といふものが望ましいんだといふことをいわれている。この点についてどのように考へるのか。これは大蔵省と文部省の両方から、この趣旨に全面的に賛成をされる、研究所の問題について、そういうことに合わせるような、合うような研究所といふもので考へていく、こういうような答弁を私は期待するのでありますが、いかがでございますか。この点についてお伺いいたします。

○相澤政府委員 研究施設もそうでございますが、答申に述べられておりますところの博物館とか美術館、レクリエーション施設等、いずれもたとへばこういうようなものが考へられるといふことの例示としてあがっているわけでございます。研究施設について、先生お話しのような「ピース・リサーチのための研究所」といった構想なども考へられる。」というふうにしておりますが、これは私が承知しております範囲では茅先生の御提案であるといふふうに承知しております。現代の社会は、政治、経済、社会あらゆる面において各種の緊張、テンションに満ちているが、このテンションをやわらげて、ピース・オブ・マインドと申しますか、そういうものを回復するためにどのようなことをしたらいいか、そういうことを研究するところの研究といふものも特に必要じゃないか。そういうようなお考えであつたといふふうに聞いております。このような御提案も確かにいろいろなところの示唆を含んでおられると思われまして、今後十分にマスタープランを作成する際に検討されることであらうといふふうに考へております。

○笠木説明員 お答え申し上げます。

ただいまの点につきましては、ただいま理財局

長からお答えがございましたような趣旨と全く同じでございます。また具体的にどういふ形でどういふ構想が出来るかといふことは今後の問題と考へておりますので、マスタープラン委員会などの御議論を十分拝聴いたしまして検討させていただきます。

○広瀬(秀)委員 私どもは万国博の成果といふことの意味を正しくとらえたいと思つております。かつてベルリンオリンピックのときにたいへん盛大にやられた。この際に独裁者ヒトラーは、国際的大行事をドイツの国威伸張、そしてやがて欧州を席巻するスプリングボードにしたといふような印象がある。いま、日本の場合においても、経済大国から軍事大国になつてはいかぬといふことが国民的課題になつてゐる。そういうときにこれだけの大事業を、経済の発展といふことを背景にしながらなし遂げた。これはやはり将来にわたつて日本が文字どおり人類の進歩と調和、それは平和とともにあるものだといふ中で、ヒトラーがおかしたような国力伸張、富国強兵といふような方向に進まないことを願わざるを得ないわけでありまして、そういうことで、いまいろいろな答弁がございましたが、要するに、この跡地利用懇談会の答申といふのは非常にりっぱな思想的な裏づけを持って、国民的財産を正しく後世に残そうといふ思想に満ちてゐると思つております。したがつて、マスタープランを記念協会でこれからつくっていく、これも時代の進展といふものをながめながらしつかりしたものをとおつくりなさいといふことがいわれておるわけでありまして、そのマスタープランをつくるにあつてもこの答申が土台になるものであつて、そしてこの趣旨が生かされていくものである。これを大きくねじ曲げて、ヒトラーのおかしなところをともない誤りに結びついていかないうちに、これは大きな政治問題でありますから、この点については、大臣がおりませんので中川政務次官からその決意のほどを伺つておきたいと思つております。

○中川政府委員 このたびの万国博が人類の進歩と

調和といふ貴重な意義を持つて開催され、またそれだけの効果もたらしました。あの管理にあたりましてはそういう気持ち、特にいま申しました世界の平和といふことは貴重な重要な問題であらうと存じます。ただいま広瀬委員から貴重な御意見がございましたので、これを記録にとどめ、そういった方向に生かされるように最善を尽くしてまいるように事務当局にも命じたいと存じます。

○広瀬(秀)委員 最後に理財局長にお伺いしますが、この記念協会のもう一つの仕事に記念基金の設定及びその運用といふものがあるわけでありまして、跡地利用懇談会は、これはあと地の利用でありますから何も出ていないわけでありまして、万博記念基金を管理をしていくといふもう一つの目的があるわけでありまして、この記念基金はどういう構想をお持ちなのか。これもまたマスタープランづくりの中でなければ、いまのところどういふ構想になつてゐる、どういふ目的をその基金に設定をする、こういうことについて、わかる限り御説明をいただいております。

○相澤政府委員 基金は、万博の剰余金をもちまして、この剰余金は国民全体のものとして、日本万国博を記念するにふさわしい事業に用いるのが適当だといふ考へ方のもとに、昨年の十二月二十三日の答申に基づきまして設けることとしたわけでございます。この基金の規模は、先ほど申し上げましたとおり百五十億は下らないといふように考へておりますが、この基金は原則として取りくすさないで、その運用益をもって万国博を記念するにふさわしい事業に用いるといふことになつております。どのような事業の内容になるか、これは今後評議員会におきましてまず検討されることでございますが、万国博記念の記念公園の管理、維持もその重要な運用の対象になるといふふうに考へております。その他、これを各国との文化交流のために使用するか、あるいはノーベル賞のような賞金を設けて、各国のすぐれた文化的な作品、財産に与えようとか、いろいろな考へ

方があるようでございますが、いずれにしまして具体的なことは評議員会の検討を待つてきめることになるというふうに考えております。

○広瀬(考)委員 最後にもう一つ、それを伺つてやめますが、マスタープランは大体何年間くらいをめぐりて策定されるものであるか、この点をお伺いして終わりたいと思います。

○相澤政府委員 万国博のあと地は、現在日本庭園は暫定的に開きまして地元の御利用をいたしておるわけでございますが、あれだけの土地はできるだけ早く整備をして、文化公園として活用すべきであると思ひますので、マスタープランの作成もこの協会成立後、評議員会を設けて、そこで検討されるわけでございますが、できるだけ早く協会の設置しますとともに、私どもの現在の考えでは、おそくとも一年以内にはマスタープランの大筋だけでもつくるべきではないかというふうに考えております。

○広瀬(考)委員 以上で終わります。

○毛利委員 堀君。

○堀委員 万国博記念協会の法律についてでありますけれども、国が百億円の土地を出資するのはすでに補正予算をもつて処理されておるわけですが、大阪府がこの出資をするかについては、御承知のように大阪府はこれまで左藤さんが知事でありましたけれども、この間の地方選挙において黒田さんが新たに知事に就任をされて、万国博関連の諸問題については必ずしも既定方針どおりにかどうか、まださだかではないのではないかと、いかう感じがしておるのであります。政府はこれについては、この法案を提案している今日、大体いま皆さんが考えておられるような方向で処理し得るという確信を持ってこの法案を提案されておるのかどうか、その点をちょっと最初に承つておきたいと思ひます。

○相澤政府委員 万国博のあと地を、阪大等の敷地を除きまして、大府と大阪府とで半々に分け持ちまして、これを共同で出資をいたしまして記念協会をつくるという構想は、これはもちろん前

知事のときの大府との間の話でございます。しかし、その後大阪府の事務当局との連絡等によりまして、この構想の現知事に至つてもそのまま引き継がれる。したがひまして、大阪府もその持つておりますところの土地をこの記念協会に出資をするということになるというふうに存じております。

○堀委員 そうなればたいへんけっこうでありますけれども、大阪府が現在持つておりますこの土地は、いま時価で評価をすると幾らになりますか。

○相澤政府委員 御承知のとおり、あの土地は当時の公簿面積で、一坪二万四千円で買ったと存じます。なわねびが約一・八二倍でございますから、実面積にいたしますと一万数千円ということになるわけでございます。その後当然整備等が行なわれておりますから、それに造成費等を原価としても加えなければならぬわけでありまして、付近の宅地の評価額ということになりますと相当な金額になると思ひます。大阪府の面積が約四十万坪程度でございますから、かりにこれが三万円としましては百二十億、五万円とすれば二百億ということになると思ひます。しかしながら、大阪府の持つておりますのはその素地でございますので、造成費は万博協会がこれを負担しているわけでございます。したがひまして、大阪府が出資いたします場合は、造成費を差し引いた素地としての価格になる。その評価はいずれ大阪府がするということに存じております。

○堀委員 結局、国の場合には百億という費用は、その大きな費用ではないと思ひますけれども、大阪府にとつてはかなり大きな価格のものになるというふうに大阪府民は考えるだろうと思ひます。そこで、しかしもちろんそれはあの地域にあることでありますから、大阪府民が利用できる施設になることについて、必ずしも大阪府の議会なり知事がともに反対をするかどうか、私もわかりませんが、実は、御承知のように、万国博開催のとき以来、大阪にはいろいろな経緯

があつたわけでありまして、そういうような経緯があり、今日知事が御承知のような経緯でかわつておりますところを見まして、私どもは必ずしも安易に皆さんの期待されるようになるかどうかという点については、やや疑問があるのです。

そこで、そういう疑問をなくしていくようにするための手だてというものを、ここで少し政府の側が明らかにしておいてもらいたい、こう私は思つております。要するに、先ほどの広瀬委員の質問に答えておられるところではどうもきわめて抽象的で、そういう納得が得られるかどうかについて、私ども答弁を聞きながら依然としてどうもはつきりしないという感じがするわけですが、

まず第一は、役員の構成といふことが、そういうものがすでに大体固まつておるようでありまして、ここに会長、副会長、理事長、それから理事が五人以内、こうなつておるわけでありまして、府や市や、あるいは国の関係者の退職後の就職先などということになるような形になれば、これは現在の大阪府知事はあまり賛成をしないだろうと思ひます。要するに、私たちが賛成のできる範囲がやはり一つの限界になつてくるのではないかと、こゝういふ感じがいたすわけでありまして、

次には十八条にあるところの評議員の問題であります。十八条は、「協会に、その業務の運営に關する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。2 評議員は、協会の業務の適切な運営に必要なる学識経験を有する者、関係行政機関の職員及び関係地方公共団体の長のうちから、大府大臣の認可を受けて、会長が任命する。」こゝういふうになつておるわけですが、結局「大府大臣の認可を受けて、会長が任命する。」少くともあの大阪府の経済力からすれば、相当大なものを出資をしていただくところの協会ですね。その協会については実は大阪府は発言権も何もない。すべ

ては「大府大臣の認可を受けて、会長が任命する。」こゝういふことになると、そこらの点で大阪府

の意向がある程度民主的に実現できるような何らかの道が確実になつていないと、これは将来の業務の運営に關する重要事項を審議する機関でもありませんし、私はその点に非常に問題があるかといふ感じがしておるわけでありまして、すべてはこれを発足してからだといふようなことになる。逆に問題は非常にむずかしいことになる。ある程度問題を明らかにしておいて、大阪府側としてのこれに対するいろいろな処置が明確に処理できるような道を開いておくことがこの際きわめて重要なことではないかといふ感じが私にはしておるのであります。これらについての大府省としての考え方はどこまでそういう配慮がされておるのか、少し何つておきたいと思ひます。

○相澤政府委員 まず最初に役員の問題でございます。役員としてはこの法案の第十四条に「会長一人、副会長一人、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。」といふふうになつておりますが、この協会は単に国だけの出資ではございません。土地に關しては国と大阪府と大体半々の出資になつておりますし、また万博協会の残余財産を引き継いで基金とするというふうな関係もございまして、かなり多方面にこの仕事に關連する。そういう点もございまして、役員の数はいかかものとは比べましてそれほど多くはないと思ひますが、しかし若干多いのじやないかといふようなお考えを持たれるのじやないかと思ひます。したがひまして、これは全部常勤で置くといふような考えではなくて、たとえば会長、副会長、あるいは理事のうち若干は非常勤で置くといふふうに考えております。その役員の人選等に大阪府の意向も十分尊重していくといふふうに考えておりますし、またそのような話し合いにも大体なつておるわけでありまして、

評議員の点につきましても、大阪府、市、これは当然ある程度の人材が、その代表として入るということを考えております。地元の大府府が、国に比べて財政力の点からいへば相当大きなものを出資する

第一類第五号 大蔵委員會議録第三十五号 昭和四十六年五月十九日

四五

ことになるわけでございますから、当然地元の公共団体としての意見も聞くという点については配慮をいたしておきまして、三十七条におきまして、大蔵大臣は関係の行政機関、これは文部、建設、その他あると思いますが、そういう関係の行政機関の長に協議すると同時に、「協会に出資した地方公共団体の長の意見をきかなければならない」といたしまして、これに第二十一条第二項または第二十二條第一項、つまり業務方法書の作成あるいは万博協会がここに具体的に列記されております以外の業務を行なう場合には、地元の公共団体の長の意見を聞く。また二十六条におきまして、毎事業年度、予算、事業計画、資金計画を作成する場合、また変更しよとする場合、これは大蔵大臣の認可になつておりますが、その認可の際も地方公共団体の長の意見を聞かなければならないというふうにしていくわけでございます。予算、事業計画、資金計画の作成、変更という際に、地元の公共団体の長の意見を聞くことで、これは十分かもしれないけれども、かなり意見は取り入れられることになるのではないかと思つております。

○堀委員 法律の規定としてはいまの点はけっこうだと思ひますが、あわせていま私がちよつと触れた十八條の「評議員二十人以上」ですか、大体頭数はどういふ程度に考へておられるのですか。「業務の適切な運営に必要な学識経験を有する者」に私はこの際、この評議員会に、言うなれば財界の關係の方、あるいは学者が入るのかもしれない、それから関係行政機関の職員と長、こういうことでなしに、これは国民的な協会でもありますから、少なくとも勤労者の代表たる者が当然の中に加へられて相当ではないか、こういうふうに考へるわけでありまして。あるいは婦人を代表する者とか青年の代表であるとか……ややもするとこういう協会の評議員なるものは、大学の先生とジャーナリストと財界の人というふうになりがちだと思ふのですが、私どもも大阪府としての立場を考へますと、ここの点においても幅の広い、

民主的な選出方をされることというのが今後の運営に對しても適切なことになるのではないかと思ひますけれども、この点はやや政治的な問題でありますから、政務次官のほうでお答えいただきたいと思います。

○中川政府委員 学識経験者という中に労働団体あるいは婦人等、幅広く入れようという御意見でございます。この点については、まだどういふ人選をするかについてきめておりませんが、貴重な御意見でありますので、御意見を入れつつ人選に当たりたいと思ひます。

○堀委員 その次に、さっきのお話を聞いておりました。ちよつとよくわからない点が一つあります。それは、「緑に包まれた文化公園」として整備し、こゝに書いてあるわけですが、確かに、あそこ北のほうに日本庭園がありますから、こゝは当然緑になるのでしようが、「緑に包まれた文化公園」の中のその緑に包まれるというのとは、考え方としてはこの面積の中にどのくらい緑地ができるのか。それによつてほんとうに緑に包まれることになるのかどうか、きまつてくるのではないかと思ふのです。

「緑に包まれた文化公園」という表現ですから、当然常識的な範囲でかなりな緑地というものをここに新たに造成をしようということだろうと私は理解をしておるのですが、その点は一体どういふふうに現在は考へておられますか。

○相澤政府委員 これは緑に包まれた文化公園というところで考へておりますが、大体どの程度の施設をこの中につくるか、これは今後マスタープランによつてきまることになると思ひます。しかし、現在公園法の規定でございまして、おきまして、その公園の中に設置し得る施設の面積というものは制限がございまして、私、うろ覚えでございますが、五割とかなんとかいう制限があつたと思ひます。そういうふうなもの、公園でございましてから一つのものさしになるのではないかと思ひます。いずれにしましても、日本庭園以外に相当部分が緑で残されるということになると思つております。

○堀委員 実は私もこの近くにいるわけでありまして、御承知のように、いま阪神間というところには森だとか大きな林というふうな式のもの、が非常に不足をしておるわけですが、かつて私は西宮市が申請をしておりました甲山、山崎、下井問題というのを取り扱つたことがあるわけでありまして、この甲山問題は、その後兵庫県が明治百年の記念公園にしたいといふことで実はこれに取り組みました。ところが私がそのプランを見ておりました、中につまらないいろいろなものをつくるものが多くて、記念塔を立てるとかいろいろなことが非常に多かつたものですしすから、当時私、たしか建設大臣でありましたか、百年記念公園の問題を出しておりましたときに、施設をある程度つくることのほうに比重がかつたようにな建設省の通達が出ておりましたので、ひとつこれを改めたい。都市近郊にいま一番求められておるのは、やはり緑をたくさん持つておる森だとか森林だとかいふものを都市の住民といふのは非常に求めていることでもあるから、そういうふうに変更をしたいと思います。いまの甲山公園といふのは特に配慮を促したわけですが、たとえば、私も子供のときにはドングリを拾ひに行つた記憶がありますが、今日の子供はドングリなんといふものもどこにあるのか見たこともないといふのが一般的ですから、甲山公園にドングリの大きな林をつくつてくれと県に提案をして、現在ドングリを植えて、だいたい時間がかりましたし、これだけでも、子供たちが拾ひに行ける場所をつくりたいといふようなこともやつてきたわけでありまして。

文化公園の文化面も重要でありますけれども、いま都市の住民が求めております公園といふのは、やはり外国でわれわれがたぐさん見かけるところの、ほんとうに木の多い緑のある公園です。いまの五割くらいといふのはたいへんけつこうな重なりですが、できるだけ、その施設のほうにあまり比重をかけないで、やはり緑に包まれた公園といふことのほうが、都市の、特に大阪は非常に木が

ありませんから、そういう荒涼たる市街地にいる者にとつてのいこの場としてきわめて適切なことにはなるのではないかと思ふので、特にこの点を強調しておきたいと思ふのです。これも政務次官のほうで、今後の運営の問題でありますから、政治的な問題として答弁していただきたいと思います。

○中川政府委員 この法律の第一条に「緑に包まれた文化公園」として整備し、とほつき書いてございまして。こういうことは、堀委員御指摘のようにな、森その他の緑といふことを強調したいという気持ちであらわれておるものと存じますし、いやしくも目的に書いてございまして以上、その方向にいくことはもう当然であらうと思ひますが、さらに本委員会を通じて御意見がありましたので、しかと承つてその方向に進むようにいたしたいと存じます。

○堀委員 最後に一点だけ。これはすでに新聞も実は少し書いておる問題なんでありましてけれども、ややもすると、こういう協会その他の役員に天下りの人事が行なわれるという場合がきわめて多いので、私もはできるだけそういうことがないようにならしたい、こう考へておるわけでありまして。いろいろな経緯もあるかわかりませんが、少なくとも、大蔵省という役所はどちらかといふとたいへん行き先をたくさん持つておる役所として、よその各省からはだいたいうらやましがられておるところなんです、こゝでまた一つ大蔵省所管のこゝろのものができると、この間も参議院で、食糧庁に属する関係団体は農林省の天下りのために設けられておるなどということがあるが、議論になつたようですが、この点は特に大蔵省としては十分配慮をしておきたい、こう考へるのですが、これも政務次官に御答弁をいただいで、これで質問を終わるようになつております。

○中川政府委員 今回の記念協会の性質上、経験者を主体として運営していくことが一番望ましいことであらう。したがって、どういふ方がこの運営に当たるのが一番よろしいかということを中心

ありまして、こゝの点に對しても幅の広い、

に、各界から広く人選をするということにならうと存じます。天下り人事についてはいろいろ批判のあるところでもありますし、今回、大蔵省は非常識な天下りだと御批判をいただかないように配慮してまいりたいと存じます。

○相澤政府委員 公園内の施設の割合、ちょっと私不正確でございます。たてまえは二五以内だそうでございます。特別な場合にこれに五割までふやせる、つまり七割が最高の限度でございます。ただそれは公園としての限度でございます。今回のこのあと地がその都市公園法にいう公園になるかどうか、この点はなお問題があるようでございますが、検討させていただきます。

○毛利委員 貝沼君。

○貝沼委員 このあと地問題につきまして、三質問をいたします。

いままでいろいろな問題が出ておりますけれども、この点につきましては重複いたしますので特に質問いたしません。先ほどの答弁で了いたしました。

ただ、いまも問題になっておりますけれども、緑地の問題ですね。緑の文化公園、これが第一にあるわけですが、はたしてこの緑の文化公園というものができるかどうかということが問題であります。この点はいかがでしょう。

○相澤政府委員 これは緑に包まれた文化公園として整備することでございますので、日本庭園のほかにも、当然植林をする、あるいは芝を張るということで、文字どおり緑に包まれた公園の姿にすべきものであらうというふうに考えております。あそこ土地は酸性土壌でございます。植林する等には必ずしも適地ではないようでございますが、これは現在におきまして、日本庭園等においては盛り土等をいたしまして植えつけに成功しているわけがございますから、緑に包まれた形にすることに別には心配はないのじゃないかというふうに考えております。

○貝沼委員 私も緑に包まれた文化公園というの

は非常にけっこうだと思えます。この点については何も文句はないわけですね。しかしながら、緑に包まれる以上は木が育たなければならぬ。したがって、その木が育つような条件をつくるために相当の金がかかるのではないかと、これを心配しておるわけですね。そこで、たとえばその土壌が非常に酸性であるという話がいまあります。けれども、大体PHでどのくらいになりますか。

○相澤政府委員 ちょっと調査結果を存じておりませんが、また後ほど御連絡いたします。

○貝沼委員 実はこれは新聞記事であります。東京都立の農業試験場の技師である岡高明さんという人が、これと同じような地層PHをずつとつかけておられます。その結果PHにして大体二・五くらいではないか、こういうところから、この人の考えも、緑に包まれた公園は賛成だけれども、しかしながら緑は育たない、こういう結論が出ておるわけですね。そこで、この酸性土壌といふものを木が育つようにするためには、たとえば石灰や燐酸あるいは有機質の肥料を大量に入れないとだめではないわけですね。そうするとこれは相当の金がかかるわけですね。理財局としてそういう計算がなされておるのかどうか、これが一つ。

それからついでに農林省のほうにお伺いしておきますが、こういう酸性土壌にはどういふ木が育つか、この点について両方からお答えを願います。

○相澤政府委員 万博のあと地を緑にするのにどの程度経費がかかるかという点につきまして、まだ具体的な案がきまりませんので特に試算といったものはございませんが、一般の公園の建設費等を基礎に算定いたしました。これは相当な金額になることは明らかでございます。たとえば北の丸公園は十八ヘクタールでございますが、これを整備するのに約十億円かかっております。この万博記念公園の面積は全部で二百六十五ヘクタールでございますから、どの程度これを緑にするか、そのやり方によりますけれども、やはり数十億かかるんじゃないかという声もございします。しか

し、いずれにしても、これはそういうふうな公園にするという方針がきまっております。具体的なプランがつくられれば、それに必要な金は国と地方団体あるいは万博基金の運用益をもつてつくることになるわけでございます。その点はそういう方針でいくというふうに御承知願いたいと存じます。

○遠藤説明員 先生のただいまの、酸性土壌にはどういふ木がいいのかというお尋ねに対してお答えを申し上げます。

御承知のように酸性の土壌に強い木というのは、特に弱い木という意味では赤松類などは弱うございます。しかし、ああいふ酸性の強いところでも、化学的な意味でも物理的な意味でも、土壌改良剤を施行することによりまして相当PHを高くすることができまして、酸性をだいぶ回避できます。そういう点から申しまして、一般に黒松とかヒノキ、そのほか広葉樹といふことでございしますが、杉のような、酸性にどちらかという対応性の少ない樹種は適当でないのではないかと思います。

以上であります。

○貝沼委員 こういうところでは何が育つかという質問に対して、弱いという話がありましたけれども、やはり質問にちゃんと答えてもらいたい。それならばもう一度質問をいたしますが、たとえば植物が育つための酸性といふものはPHで大体どれくらいが限度ですか。

○遠藤説明員 限度では大体二くらいというふうに心得ております。大体森林地は四ないし五というのが適当な土地でございます。それから限度をいたしましたのは二程度をこすと枯死いたします。

○貝沼委員 それは間違いないですか。二というのは間違いないですね。間違いないければいいのですけれども、実はこの二・五といふのはこのすこい酸ですね。硫酸でもこぼれていなければこのくらいの酸にはならないですね。たとえば、私もちょっと調べてきたのですが、日本においてはPH二・五のところなんてほとんどありません。たとえば田沢湖あたりでも相当酸が強いけれども、

でも、しかしながら魚は住んでいませんね。あるいは泥炭地帯はかなり酸が強いけれども、しかしながら四ないし三のところでも育っているのはツツジくらいですね。あるいはまた北海道の泥炭地帯でもヤシヤシとかヒス、ミズゴケ程度ですね。また尾瀬沼もかなり強いけれども、ヒメシヤクナゲとかハンの木くらい、あるいはまたに湖で三・五ないし三・九といふのがあるけれども、そこでも育っているのはせいぜいスキウツバくらい。そしてさらに最近問題になっているヘドロでありますけれども、たとえば八郎潟とかあの辺のヘドロをかわかしてどれくらいのもので上がるかというところ、大体PH四くらいですね。そうするとPH二・五なんといふのはおよそ想像がつかないような地質です。はたして二くらいまで植物が育つかどうかというところは、私もあちこち聞いてみましたが、これはほとんど不可能ではないかという結論が多かったわけですね。そういうところから尋ねているわけですが、この二が限界といふのは大体間違いないですね。

○遠藤説明員 樹木の枯死する限界という面では二と申し上げたわけでございます。とおおむねいうことでございします。樹木が生長するという前向きに考えますと、やはり四、五程度なければ樹木の生長には適しない。ですから土壌改良剤によって改良する必要があると思っております。

○貝沼委員 理財局に質問をいたしますが、いまのように簡単に酸性土壌だなんて言っておりますけれども、これは実はたいへん酸性土壌なんです。緑に囲まれた文化公園、私は非常にけっこうだと思えます。しかしながら、それが実現できるように、それは法律がきまっております。金が必要なんです。いわば、人間にたとえらば血を全部入れかえるぐらいの作業が必要だといふのと同じです。それだけのことを一応考えられるような場合において、大蔵省としてそういうたてまえは土質の検査をしてみないか、あるいははたしてどういふものを投じた場合どうなるかというふ

うなある程度の試算というものがされないで、簡単に法律というものは通していいものなのかどうか、私は非常にその辺が疑問であります。考えることはけっこうだと思えますけれども、考えることはいいけれども、実現性があるのかないのかとなると、ちょっとこれは問題があるのです。この点についていかがでしょうか。

○相澤政府委員 私も酸性がどの程度になったら木が育たないか等、専門的な知識は持っておりませんが、ただ、日本庭園もあのように、客土はしたんだと思いますが、とにかく木を入れましたりつぱにできているわけでございます。まああの敷地を全部森林にするというようにすることになりますと、これはまた相当大じけな客土工事が必要になるかと思いますが、しかし相当部分は、たとえば芝を張るということにもなるかと思えます。現在ベントグラスあるいはパーミューダグラスを吹きつけてやっておりますが、これはまあ育つようでありまして、したがって、相当部分は芝を張る、そして樹木を入れるところは客土をする、そういうふうな方法をとれば、緑で包むことも私、そうむずかしいことじゃないというふうに考えております。

○員沼委員 今後こういう点をひとつよく注意しながらやっていただきたいという希望を述べておきます。こういう記事になっているのですね。ビルを建設するときは地質を調査しない人はいない。ところが草木を植えるときに、それがどんな大きな計画であっても、土壌を調査する人は少ないし、どんなに珍しいものが植わっていても、土壌に思いをめぐらす人はいない。これがまさに政府のいまの姿であると私は思うのです。こういうことであればならないと思うので、申したわけでありまして。

それからもう一点は、先日のあの盛大な万国博覧会、人類の進歩と調和——しんぱうと長蛇だなんて言った人もおりますけれども、そのときに働いておった職員、その人たちはその後全部再就職はできたのでしょうか。

○相澤政府委員 万博協会の職員は、国、地方団体の出向者が相当多数を占めておったわけでございます。万博が終了後、事業の縮小に伴いまして相当数の職員が国あるいは地方団体に帰りました。これは四月一日現在であります。百八十一名でありまして、そのうち出向者は百十名、協会プロパーの人が七十一名でございます。その出向者百十名のうち、国が一名、大阪府が五十九名、大阪市が四十七名、その他というふうになっております。出向者がこのように六割程度を占めているわけでございますから、まあそれらの方々は大多数はその出身の省あるいは府、市に戻られることになるかと思えます。また協会のプロパーの職員は、今度できますこの万博記念協会に就職を希望され、かつまたそれにふさわしい方はまたその後引き続き協会に勤務することになるうかと存じております。

○員沼委員 それでは最後に、この法律の第十六条と十七条、これを具体的に解釈をお願いしたいと思えます。

○相澤政府委員 法律の第十六条は、「役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。」これは記念協会の業務が他の特殊法人あるいは認可法人と同じように高度の公共性を有しておりますから、その役員が営利を目的とする団体の役員となりあるいは自分で営利事業に従事していることは、この協会の職員としての職務の執行に支障があるおそれがございますから、原則としてそういう役員となりあるいは自ら営利事業に従事してはならないという規定を置いているわけでございます。しかし、この協会のように各界の協力を得まして、国民的視野のもとに業務を遂行するよう必要がある場合には、役員も広く有識者を求める必要がございます。その場合に全く兼職を禁止いたしますと、この人材を得られないおそれがございますので、職務の執行に支障がないという場合もございまして、そのような場合には大蔵

大臣の判断によつて兼職を認める、こういうことにいたしていただくわけでございます。

それから第十七条の、「協会と会長、副会長又は理事長との利益が相反する事項については、これは、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。」これはほかの特殊法人あるいは認可法人の規定にもございますが、たとえば協会と、その会長が社長をしておりますような会社とが取引関係ができるというような場合、これは利益が相反するわけであります。そういうたような場合にはこの会長に代表権を持たすことは問題でございまして、そういう事項については代表権を有しない。その場合には監事が協会を代表する、こういうような規定を置いているわけでございます。まあ会長、副会長、理事長、こういう役員につきましては代表権の制限は、これはほかの特殊法人あるいは認可法人にもある規定でございまして。

○員沼委員 以上で終わりますが、最後に、この万博のあと地というものが現在非常に、何というか、あけ放されていくというか、いろんな意味で風紀上非常に問題を起しているとかいわれているわけですね。私は、現在どこがこれを管理しているのかという点について非常に疑問でありますけれども、そういう変なうわさが出ないようなちゃんとした管理というものを望みたいと思っております。

それから、先ほどもPHの問題でちょっと突っ込みましたけれども、そういうような専門的な技術が必要でありますので、この緑に囲まれた文化公園をつくる上において、さらに専門的知識の集積というものを私は望みたいと思っております。

以上で終わります。

○毛利委員長 岡沢完治君。

○岡沢委員 私は、持ち時間の範囲内で、少しこまかくなりますけれども、法案の条文に従って若干お尋ねを最初にしたいと思います。

第一条の一番最後でございしますが、「もつて同

博覧会の成功を記念することを目的とする。」まあ私より頭がいい方がお考えになったので、私の指摘のほうが間違っているかもしれないが、「博覧会の成功を記念する」——むしろ、記念して万博の理念と成果が最大限に発揮されるような事業をする、というのが私は記念協会の目的ではないかと思うわけでございます。単なる字句の問題でございまして、必ずしも固執するわけではございませんが、万博の成功を記念するのが目的だというよりも、いわゆるその中身、記念をして、先ほど申しましたような、万博の理念が生かされるような、またその成果が大きく国の内外に発揮されるような事業のほうが重点ではないかというところ、まあニュアンスの違いかもしれませんが、もしお答えいただければ立案者の意向を聞かしていただきたいと思います。

○相澤政府委員 どうも、これは私の感じかもしれませんが、先せんけれども、先生のおっしゃっていることと私どもの考えておりますことと、別にそう大きな開きはないように思えます。が、この第一条は、途中では確かに、博覧会の成功を記念するために、こういうような緑に包まれた文化公園として整備をする、あるいは基金を設けて管理する等の事業を行なうというような表現もございまして、しかし、いろいろと法制局あるいは関係各省でひねっているうちにこういうことになったわけでございまして、趣旨は、おっしゃるとおり記念するというのが目的なのであります。ちょっと書き方は逆になっているかもしれないけれども、そう大きな違いはないのじゃないかというふうに思っております。

○岡沢委員 私もそう大きな違いはないと思っておりますが、ちょっとひつかかるような感じも若干したわけでございます。やはり目的の中心は、万博の理念と成果が最大限に発揮されるようなとあるいは事業の運営がなされるということであるべきかと思えます。

第二条でございしますが、「法人とする」、この法

○相澤政府委員　この「法人」は、私ども、この設立に際して認可をする、認可が必要となつておりますので、認可法人というふうに俗稱しておりますけれども、この法律による法人であるという意味におきましては、一般的には特殊法人という範疇に入ると思ひます。したがひまして、民法にいう財団法人あるいは社団法人ではなくて、この法律による法人だというふうに解釈しております。

○岡沢委員 第三条ですね、「協会は、一を限り、設立されるものとする。」あまりほかに例がない規定だと思いますが、あえて「一を限り」ということを入れた意味が特にありましたらお尋ねいたします。

○相澤政府委員 この法人は、たてまえといたしましては、発起人の申請がございまして、その申請内容が認可に値する場合にはこれを認可するということになっております。したがって、必ずしも一つではなくて、数個できることも理論的

には考えられるわけでありました。したがって、認可は、認可される場合が一以上あり得るわけでありましたが、特に一つだけ設立を認可する、こういうふうに限定しているわけでありました。このような書き方は他の認可法人の場合にも

○岡沢委員 第二十一条の業務に係ってございますが、一に各種の文化的施設を設置するのと同時に、すでに御質問があったかもしれませんが、私、ちょっと席をはずしておりますので、この例はございます。

各種の文化的施設はどのようなものを一応予定しておられるのか、お尋ねいたします。

○相澤政府委員　万博事業の一部として設置されました日本庭園、日本政府館、それから民芸館、鉄鋼館等、存置を予定されておりますもののほか

館、それからレクリエーション施設、総合スポーツセンターあるいは研究施設というようなもの、「たとえば」という例示でございますが、そういうものを考えてございます。

○岡沢委員 いま局長は、万博関係の施設の中で残すものを例示されました。日本館、鉄鋼館、民芸館、日本庭園等ということばがありました。たとえば万博ホール、それから協会本部のビル等をお残しになるのかどうか。

それから、いま答申にお触れになりましたもののほかに、第一条の目的、万博が世界各国の人々が集まったというようなことを考えた場合に、特に国際関係の施設というものが当然考えられると思ひますし、一部の世論調査等でも各国の民族資

料館の設置というものを設ける希望が非常に多かったようですが、国際関係上特に日本の位置、アジアで初めて行なわれた万博ということを考えてした場合に、国際関係の施設の中でも特にアジアに関係する施設、アジアの研修生を受

○相澤政府委員 この万博施設の取り扱いにつき
け入れれる施設等も具体的な案として考えられるわ
けでございますが、その辺について何か腹案でも
ございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

ましては、これは通産大臣の諮問機関として設けられました「後処理委員会」の意見というものが昨年の八月十九日に出されております。これに基本的な考え方が示されておったわけでありましたが、これによりますと、協会施設として存置いた

しますものは、先ほど申し上げましたもののほか
に万国博ホール、それからこれは先ほど申しまし
たが、万国博美術館、迎賓館、協会本部のビルと
いうことになっておりまして、そのほか暫定存置
するものといいたしまして、協会本部のビルの別

す。今後どのような文化的な施設が設置されますかは、マスタープランの検討に際して審議をされるわけですが、先生のおっしゃいましたような東南アジアその他の発展途上国との文化交流に役立つような施設を設けるという案も、跡地利用懇談会におきましても一つの有力な意見として取り上げられているわけでございます。いずれにしましても協会発足後、評議員会におきましてこれらの問題も十分検討されることになろうかと

存じております。

○岡沢委員 これは私の一つの希望意見でございますが、いま指摘いたしました国際性のあるもの、特にアジアの研修センター的なものの設置のほか、いま日本の一番大きな国内問題の一つが公害

問題でございます。それで、幸いに来年国連が人間環境に関する会議を開催することになっておるのでございますが、こういう点について日本が国際協力をするということをも具体的に事実で示し、また日本の国内的な公害問題の解決にももちろん

大きく役立つと思いますので、このあと地にこう
いう国際的な国連の施設の一つを設けるというこ
とも一案ではないか。それからまた国連大学等に
ついてはすでにお触れになったと思いますけれど
も、御検討いただく価値があるんじゃないかと思

この条文に従つて続けて若干お尋ねいたしますが、第二十一条の一項四号「前三号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務」、これは大体具體的にはどういふ業務を予定してお

られるかお尋ねいたします。

○相澤政府委員 この第四号は「前三号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務」ということでございますが、ただいまのところは特に具体的にこういふような業務であると

たことがない規定でございますが、あえてこういう規定を挿入された趣旨はどこにあるのか、お尋ねいたします。

○相澤政府委員　この規定は、特殊法人と申しますが、特別な法人に対する監督権限の一部といったしまして、法律執行上必要がある場合には、業務、資産の状況報告のほか、その現場に立ち入って帳簿書類その他の物件を検査させることができるようにしている例がかなり多いわけでありま

す。その際に、これは警察権限の行使ではございませんから、そういうような犯罪捜査のために認められているものと解してはならないという、まあ何と申しますか、注意的な規定でございますが、これは、ほかのこのような特別な法人に対す

る監督権限についての規定にも例はございます。
○岡沢委員 例がないと申し上げたわけじゃございませんが、非常に少ないし、おっしゃるとおり注意規定にすぎないし、あえて挿入する価値があるかどうか、少し疑問に思いましたので、指摘さ

附則の三条でありますが、「この法律の施行の際現にその名称中に日本万国博覧会記念協会という文字を用いている者については」という規定がございます。これは現にこういう名称を使っ

いるものがあるのかどうか。ないけれども、執行までの間にそのおそれがあるためにこういうことを挿入されたのか。まあこまかいことですが、念のために聞かしていただきたいと思ひます。

○相澤政府委員 私承知している範囲におきましては、このような名称を用いている協会はございません。しかしそういうものができるといけませんので、こういうような特殊法人を設けます場合には大体同趣旨の規定を置いて、その文字の使用

る、こういうような処置をいたしております。

○岡沢委員 万博のあと土地利用、非常に関心も深いと思いますが、万博の開催にまさることも劣らないほど重要性を持つという指摘をする人もございます。その場合にやはり一つのわれわれの着眼点は、過去に万博を開催した国々がどういった土地利用をしたか、それについて先進国といえますか、過去の開催国が努力をした配慮と英知に学ぶというところ、一つのアプローチの方法かと思えます。特に、すべての開催国の例を聞くわけじゃないかもしれませんが、これはと思うような先例がございましたら、第一の目的にかなうような利用をしている前例等について、もし参考にし得るというような例がございましたら、この際、私に知恵を授けるといふ意味でお聞かせいただきたいと思います。

○相澤政府委員 万博のあと地は、各国におきましてもこれを公園として利用しているという例が多いのでございます。たとえば一九六七年のモントリオールの万国博覧会でございますが、これはシャープレーン公園の整備拡張等に使用されております。恒久的な建物は美術館とかあるいは国営放送スタジオ等に利用されております。それからニューヨークの世界博覧会、これはニューヨークのフラッシングメドウ公園で行なわれたわけでありまして、そのあと公園の拡張整備、それから公園の関連施設として科学館、野外スタジオ、日本館、石垣等が残されて利用されているわけでありまして、それからその前に一九五八年のブラッセルの万国博覧会におきましては、ヘーゼル公園として拡張、復元するとともに、常設見本市展示場として利用されているところでございます。これは幾つかの例でありまして、その他やはり公園として利用されるという例が多いところでございます。

○岡沢委員 すでに質問があったかもしれませんが、例の剰余金の百六十八億円について、いわゆる記念事業に使う、あと土地利用の建設費に使うとかいろいろ意見があるようですが、この

辺の見通し等について、ダブつてる場合は恐縮でございますが、簡単にけつこうですからお答えいただきたいと思います。

○相澤政府委員 昨年の十月末現在におきまして協会の収支の剰余は約百六十五億円ございまして、その後、入場券の精算その他によりまして収入もふえましたが、施設の撤去の費用等に充当されるべきものもございまして、それらを差し引きますと大体百五十億円を下らない金額が純剰余といたしまして万国博記念協会に基金として引き継がれることになろうかと思えます。この金は、文化的な施設の建設に充当するというような意見もございましたけれども、やはり剰余というものは世界各国の入場者の入場料がその源泉であるということもございまして、これは原則として長く基金としてその元本をそこのこととなく、その運用益を活用するという考えのもとに、これは取りくくさないで使うという考え方に立っております。その用途としましては、万国博を記念する事業に向けてのこととございまして、記念公園の管理に必要な経費等も非常に重要なその使途になろうかと思えますが、その他各国との文化交流その他にもこの運用益は充てていくことを考えているわけでございます。

○岡沢委員 最後に、十分局長等も御存じのこととでございますが、この万博の開催にあたりましては基礎施設の整備等に多額の国費等が使われたわけでございます。この国家投資を有効に生かすということも一つのわれわれが着目すべき観点かと思えます。もちろん第一条の目的に従った事業、その運営がなされると思いたすけれども、先ほど指摘いたしましたようにアジアで初めて行なわれた万博であるということも十分御考慮いただき、そして日本がかかえる最近の最大の政治課題の一つ、公害問題等とも結びつけ、また関西の立地条件、地勢等も考慮いたしまして、施設後の運用につきましても大蔵大臣がある程度監督権をお持ちのようでございますから、ぜひ国民の期待を裏切らないような方向でなされることを希望いたします。

まして、私の質問を終わります。

○毛利委員長 小林政子君。

○小林(政)委員 時間が十分間と限られておりますが、若干機械的になりますが、项目的な質問をいたしたいと思います。

二十四条で、協会に対して業務上要する経費を補助することができ、こう書かれておりますけれども、協会の経常経費といふのは大体どの程度を予定されているのか。そしてまた経費の補助の必要が出てくるのか。そしてまたさらに大阪等に対しては、これによって財政負担というふうなものがあるのか。これによって財政負担というふうなものがあるのか。まずこの点をお伺いをいたしたいと思えます。

○相澤政府委員 第二十四条は「政府及び政令で定める地方公共団体は、予算の範囲内において、協会に対し、第二十一条第一号の業務に要する経費の一部を補助することができる。」と書かれておるのでございまして、第二十一条の業務は、あつちの整備、文化的施設の設置及びこれらの施設の運営ということになっております。したがって、条理上は補助対象はこれらの施設の設置に要する経費及びその運営に要する経費ということになります。その施設の設置費並びに運営費がどの程度になりますか、これはなおマスタープランの作成によって今後まかせるかというところとございまして、どの程度かかるかというところを実は私もまだ試算をしております。しかし、施設費等になりますとこれは協会の基金の運用益等をもって十分まかなうことはなかなかできないと思いたす、この施設の運営費等には基金の運用益等を相当充当できるのではないかと、このように考えております。しかしそれをもつて足りない場合には国あるいは地方公共団体がこれを補助することができるようになっておるわけでございます。したがって、補助対象としては施設費あるいは運営費というものが考えられるわけでございます。

○小林(政)委員 具体的に内容についてはほとんどまだ測定できないのだ、こういうようなこととございまして、少なくとも財源の伴う問題でございまして、やはり一定の見通しなどというふうなものについては、当然予想される問題等も検討されてこれを明らかにすることが必要だと思いたす、また地方公共団体がその財源の一端を負担するということになりますと、これ等についてもどのくらい大体かかるのかということとは、これはやはり大きな関心の問題であろうというふうに思いたす。早急にそれらの問題等について明らかにしていただきたいと思います。

時間がたつたので、次に入りますが、協会は必要がある場合には大蔵大臣の認可によつて資本金等をふやすことができる、あるいはまたその他の事業計画等についても、これは地方公共団体と協議をいたしまして決定をするというたてまえになっておりますけれども、この資金の伴う問題等については地方公共団体に義務づけられるものなのかどうなのか。あるいはまたその計画策定あるいは資金の額その他については地方公共団体と意見が十分一致しなかつたような場合には、その決定なり処置というものはどうなるのか。この点について二番目にお伺いをしておきたいと思いたす。

○相澤政府委員 この法律は、地方公共団体の出資を義務づけるというふうなことはないわけでございまして、たとえば第四条の資本金を増加することとができる規定に関連いたしまして、第四項に「政府及び政令で定める地方公共団体は、前項の規定により協会がその資本金を増加するときは、協会に対し出資することができ、」あくまでも「できる」という規定であります。したがって、地方公共団体がその出資をする意思がない場合には、当然これは出資しないわけでありまして、実際問題といたしましては、そういう増資をするときにあらかじめ当該地方公共団体と相談をいたしまして、そして地方公共団体も出資、国も出すというときにこの資本金の増加というふう

な処置がとられることになるわけでございますから、法律でもって強制するというようなことは規定上もございせんし、またそういうことは考えておりません。

○小林(政)委員 資本金の場合はわかりました。

事業計画等について、地方公共団体の立場に立つての地元の意見、こういってようなものとの相違が出てきた場合というようにことが想定されるわけですが、この場合にはどうなのかという点について、最終の処置というものはどうなのかという点をひとつお伺いしておきたいと思

います。

○相澤政府委員 この点につきましては、法律案の第三十七条に「大蔵大臣は、次の場合には、関係行政機関の長に協議し、かつ、協会に出資した地方公共団体の長の意見をきかなければならない。」その第二号に「第二十六条の規定による認可(事業計画に係る部分に限る。)をしようとするとき。」というふうに書いてございまして、事業計画について大蔵大臣が認可を与える場合は、「協会に出資した地方公共団体の長の意見をきかなければならない。」というふうになっております。したが

いまして、その意見を十分に参酌をいたしまして大蔵大臣の認可、またその変更が行なわれるわけでございます。

○小林(政)委員 私は、いま御質問をいたしました件について、地元の意見というよりなものをただ聞くということだけではなくて、ひとつ十分尊重をしていくべきであらうというふうに考えますが、この点については先ほど来から他の委員からもお話がございまして、評議員などにはむしろ地元の代表、そういう方々にも参加をしていただい

て、記念事業にふさわしい構成というものを考えることが必要ではないかということでございますけれども、そういう立場に立つということが、一つには地元の意見というものがたまたまの上から十分尊重されるという、こういう立場であらうというふうに考えますが、これらの点を含めても一度御答弁をお願いいたしたいと思います。

○相澤政府委員 第三十七条に、事業計画の認定の場合に、大蔵大臣は「協会に出資した地方公共団体の長の意見をきかなければならない。」という

ふうに規定しておりますのは先ほど申し上げたとおりでございますが、意見を聞くことと申し上げますのは、これは文字どおりでございまして、聞けばいいので、意見が違つておつても、それは大蔵大臣の認可はかかってだということになりますけれども、しかしこういうものの運用は実際はそうではございまして、意見は十分参酌して取り入れるということになるのが例でございます。

それから評議員会につきましては、第十八条の第三項に評議員のメンバーとして、学識経験者、関係行政機関の職員のほか関係地方公共団体の長のうちから大蔵大臣の認可を受けて会長が任命するということになっております。したがいまして、この関係地方公共団体の長のうちから必ず評議員に任命されるわけでございます。そしてその評議員がマスタープランの作成その他協会の業務運営の基本的な方針を検討するわけでございます。その中で、そういうような形を通じて、地元の御意見というものは協会の業務運営の面では十分反映されることにならうかと存じております。

○小林(政)委員 あと地の利用計画の問題については、緑の公園をつくっていく、そしてあと地が分割するということのないように総合的な緑の文化公園、こういつたようなことが述べられているわけでございますし、またこの中には、ふさわしい文化施設、こういつたものを今後つくっていくのだということでございますが、先ほど来からいろいろなマスタープラン等も練られているというふうなお話も出ておりますけれども、この中で、財界等から情報センターというふうなものをつくつたかどうかという動きが相当活発に行なわれているというふうなことも私は聞いております。時間がたつたので具体的な中身については詳しく触れられませんが、万国博人工頭脳コンピューターセンターのあとを利用して近畿情報センター、こういつたようなものを設置し

て、近畿圏内にある学校だとかあるいは政府機関だとか病院だとか、そういった公共団体などに対して必要な情報を電送回線を送り込んでいくとか、こういつたような具体的な話も財界等の中では、いわゆる情報センターの設置ということが話に出てきているわけでございます。私はやはり先ほど来からお話の出でございまして、国民全体が自由に利用のできる緑の公園、そしてまたそれにふさわしい国民的な、だれでもが気やすく喜んで参加し利用できるような施設というふうなものが、これが最も理想であらうというふうに考えますが、この点について、具体的な財界の動き等について知つていられるかどうか。また、こういうものについてあくまで緑の公園にふさわしい国民的な施設ということでお考えを持っていられるかどうか、この点についてお伺いをいたしたいと思います。

○相澤政府委員 情報センターの設置の件、私寡聞にして存じておりませんが、いずれにしましてもこのあと地に設けられます施設は万博記念事業の目的に沿つたものでなければならぬのは当然でございます。そういうような目的に沿つてど

ういうような施設を設けるかというところは、いずれ協会設立の時は評議員会等において十分検討されることになるといふふうに存じております。

○小林(政)委員 その点についてもつきりとしたお返事をいただけるようにもう少し質疑を行ないたいのですけれども、時間がないために——いまもう時間の催促がきております。最後に一点だけお伺いをいたしたいと思いますけれども、もしこの利用計画を変更したり、あるいはまたこの法案にも書かれておりますとおり、協会等が解散をし、いまの事情に何らかの変化が出てくる、こういつたような場合には、この土地については当然、これは一応協会に出資したという形をとっておりますけれども、大阪なら大阪にこれを返す、こういつたようなお考えを持ってい

るかどうかをお伺いして私の質問を終わりたいと思

います。

○相澤政府委員 これから、法案が成立いたしましたら協会の設立を考える時期でございますので、解散したときにどうなるかということはまだ私ども考え及んでおりませんが、いずれにいたしましても、もしそのようなことがございしても、場所は、土地は大阪にあるわけでございます。そういう際はそれをその場所においてどのような活用を考えるか、いずれそのときにおいて検討されることであらうと存じております。

○小林(政)委員 最後に、十分な御答弁いただけませんでしたので、要望事項を申し上げたいと思

います。

私はやはり、何らかの形でこの利用計画というよりなものが変更して、土地が、何らかの形でほかに移るといふような、あるいはまた他に売り払うというふうな——そういうことはあくまで仮定の問題でございますけれども、利用計画等が変更になった、こういつた時点では、必ずその土地を、大阪にあるから大阪のといふのではなくて、出資した大阪府にこれは当然返すということが原則であらう、こういふことを強く要望を申し上げると同時に、この現在のと地の利用計画等につきましては、先ほど申し上げましたけれども、広く国民から喜ばれ、そして国民が広く自由にこの施設を利用することができるよう、こういふものにしてもらいたいということを強く要望いたしまして、質問を終わります。

○毛利委員長 藤田高敏君。

○藤田(高)委員 私は、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、以下幾つかの質問をいたします。

率直に申し上げて、この児童手当に関する法律内容につきましては、社労の委員会においてすでにこの法案が可決されております。しかし、われわれ大蔵委員会にとりまして、その財政上の処理の問題と関連をしましてきわめて大切な法案でありますから、少し時間をかけてやりたいと思つておつたわけでありまして、あちこちからたいへん時間の制約を要請するようないろいろな

形で私のところに送られてくるような気がするわけでありました。そういう点で、私もできるだけ重点的に、その要望に沿って質問をいたしたいと思ひます。

全く順序不同になりますけれども、その一つとしてお尋ねしたいわけでありましたが、私の理解をいたしておきます限り、この児童手当の問題は、たしか昭和四十二年の三月の予算委員会において佐藤総理が、四十三年からの児童手当は実施する、こういうことを公約されましたけれども、結果的には三年おくれて今日、非常に不完全ではありますけれども、いわばこの法制化されたその芽が出てきた、こういうことではあります。この三年おくれた経過の中身というものを、これはきわめて簡単によろしゅうございしますが、具体的に、なぜこんなにおくれたのかということとつ簡明率直にお答えいただきたいと思います。

○石野説明員 ただいま先生から御指摘ございましたように、昭和四十二年あるいは四十三年等におきまして、それぞれ国会等で御議論いただきました。いままでいろいろ各方面の、特に財政上の問題でありました。あるいは事業主側の問題でありました。いろいろな問題がありまして、国民的なコンセンサスを得られるためにいろいろ努力を続けたわけでございますが、その結果よりやうく今日法案を提出するという事になったわけでございます。非常に簡単でございますけれども、経過につきまして以上でございます。

○藤田(高)委員 なぜおくれたかという理由はきわめて不明確であります。これは率直に私のほうから申し上げますが、この児童手当の法案が初めて日の目を見るまでの過程ではいろいろ、端的に言えば財政当局である大蔵省が、こういった新しい社会保障制度の創設にあたっては財政的な面から相当難くせつけたという説が一つあります。いま一つは、これも率直な質問であります。日経連、経団連を中心とする財界、業界からの圧力がきわめて強かった。後者の問題について

は、いわゆるマスコミ、新聞等でも報じられておるところであります。そういうものによつて、いわば今日ILOの常任理事国であるわが国がこの児童手当制度について、常任理事国の中でまだやつてないところも一、二あるようでありまして、けれども、わが国がこんなにおくれてくる、国際的にもそういうことでは私はきわめて不名誉なことではないかと思うのですが、そういう事実が具体的にあったのじゃないか。その事実の有無について、私はひとつ端的にお答えをいただきたいと思ひます。

○橋口政府委員 先ほど厚生省当局からお答えがございましたが、その中にも、児童手当制度の創設に関連をいたしまして財政上の負担の問題が一つの隘路になつていたという御指摘があつたわけでございます。同時に、あわせて事業主側と申しますか、経済界におきまして費用負担の問題についていろいろ意見があつたように承知をいたしております。その後いろいろ経過がございましたが、昭和三十一年代における国民皆年金あるいは国民皆保険の実現の次にくるものとして、児童に対する福祉の向上ということ、予算の費目で見ましても社会保険に関する経費は逐年増加をいたしてあります。また今後の見通しをいたしても、経済社会発展計画等に示されております目標に向かつて着実に前進をいたしておるわけでございます。過去数年間の予算の構成比を見ても、社会保険に関する経費はその構成比が逐年増加をいたしております。そういう事情でございますので、新しい制度の創設に関連をいたしまして、制度の理念なりあるいは仕組みなり、あるいはその費用負担区分等について議論のあるのはこれまた当然のことであらうかと思ひます。以上のような経緯で、厚生省に臨時的に置かれました児童手当に関する審議会の答申等も得まして、今回立法いたしましたこととでございます。

○藤田(高)委員 制度の新設にあつては、先ほど可決を見ました自動車重量税であらうと、あるいは社会保険制度のこの種の法律案であらうと、

私は多くの議論のあるところだと思ひます。議論のあるということ、やはり今日平和憲法のもとにおける基本的な社会保障制度を充実していくというふうな問題について時期的にこれをよくらすということとは、私は議論のしかたとしては別問題ではないかと思ひます。これは何と申しても私は、ためにする引き延ばしではないと思ひますけれども、今日のわが国の行政機構からいって、大蔵当局の発言力なりあるいは広い意味における政治力というものは、これは理屈を越えて、実際問題として非常に大きな力を持っているというところは自他ともに認めているわけでありまして、そういう点からいって、私はおくれたことをこれ以上責任は追及いたしません。

しかし、これは一番最後にもお尋ねしたいと思ひますが、社務委員会においてはかれこれ八項目にわたる附帯決議が出されておりましたが、この附帯決議というのはいずれも相当な財政支出を要する附帯決議であります。そういう観点から申しますならば、私はやはり大蔵当局が積極的に児童手当制度の中身、幅と厚みを充実していく、そういう立場からも、今後はこの三年間のおくれを取り戻していく方向で積極的な努力を払つてもらいたい。そういう考え方の問題について、財政当局の見解を承つておきたいと思ひます。

○橋口政府委員 衆議院の社会労働委員会における附帯決議は承知をいたしておるわけでございますが、ただ先ほど申上げましたように、新しい制度をつくりましてつきましてはいろいろな問題が内在をいたしておりましたために、制度の発足が今日まで遅延をいたしたわけでございます。で、社会保障制度推進に足した大きな課題でございます。児童手当制度が完足いたしましたので、当面は現在の制度の完成を目ざして努力をいたしたいというふうに考えております。したがって、第三子以降に児童手当を支給することにしたとしておりますが、制度の拡大の問題とか、あるいは財政負担の問題とかでございますが、当面は

与えられた制度の完成を目ざして努力をいたしたいというふうに考えております。

○藤田(高)委員 さすが主計局の次長だけあつてなかなか用心深い答弁をされております。しかし、限定された前提はありませんけれども、私は基本的に児童福祉の精神、あるいはILOの精神、そういうものに沿つて、時期的には非常におくれて制度化されたわけでありまして、その点では他の社会保障立法にいわば追いつき追いつくというふうなことで、ひとつぜひ取り組んでほしいということを要請しておきたいと思ひます。

次に私は、順序不同でありますがお尋ねしたいことは、かつて斎藤厚生大臣の当時、政府の構想として出てまいりましたものは、費用負担の問題において、事業主負担が四〇、国が四〇、県が一〇、市町村が一〇、こういう割合の児童手当構想というものが打ち出されました。中間的なものは私は時間の関係ではございますが、中間的なものはゆる有澤私案というものがA案、B案という形で出されて、そして今度法律案が固まる以前に厚生省の一つの試案が出された。最終的には、私どものところで審議をしておりました事業主七〇、国が二〇、県、市町村それぞれ五〇、こういう費用負担の割合になつておるわけでありまして、この点については、本来の社会保障制度の性格からいって、今回出されておるような事業主負担に重点を置いた、そういう費用負担内容を持つ性格のものが社会保障のたてまえからいってよりベターなものなのか、それともかつて斎藤厚生大臣当時に打ち出された政府構想のほうがよりベターなのか、そのあたりについてひとつ政府当局の見解を承つておきたいと思ひます。

○橋口政府委員 児童手当制度の負担区分の問題でございますが、これは児童手当に関する先進諸国におきましても負担区分はまちまちになっております。ある国のごときは全部が事業者負担というふうな制度をとつておる国もございします。そういう点から申しまして、新しく制度をつくり出す場合に、児童手当制度の理念から申しまして一般

は、いわゆるマスコミ、新聞等でも報じられておるところであります。そういうものによつて、いわば今日ILOの常任理事国であるわが国がこの児童手当制度について、常任理事国の中でまだやつてないところも一、二あるようでありまして、けれども、わが国がこんなにおかれてくる、国際的にもそういうことでは私はきわめて不名誉なことではないかと思うのですが、そういう事実が具体的にあったのじゃないか。その事実の有無について、私はひとつ端的にお答えをいただきたいと思ひます。

○橋口政府委員 先ほど厚生省当局からお答えがございましたが、その中にも、児童手当制度の創設に関連をいたしまして財政上の負担の問題が一つの隘路になつていたという御指摘があつたわけでございます。同時に、あわせて事業主側と申しますか、経済界におきまして費用負担の問題についていろいろ意見があつたように承知をいたしております。その後いろいろ経過がございましたが、昭和三十一年代における国民皆年金あるいは国民皆保険の実現の次にくるものとして、児童に対する福祉の向上ということ、予算の費目で見ましても社会保険に関する経費は逐年増加をいたしてあります。また今後の見通しをいたしても、経済社会発展計画等に示されております目標に向かつて着実に前進をいたしておるわけでございます。過去数年間の予算の構成比を見ても、社会保険に関する経費はその構成比が逐年増加をいたしております。そういう事情でございますので、新しい制度の創設に関連をいたしまして、制度の理念なりあるいは仕組みなり、あるいはその費用負担区分等について議論のあるのはこれまた当然のことであらうかと思ひます。以上のような経緯で、厚生省に臨時的に置かれました児童手当に関する審議会の答申等も得まして、今回立法いたしましたこととでございます。

○藤田(高)委員 制度の新設にあつては、先ほど可決を見ました自動車重量税であらうと、あるいは社会保険制度のこの種の法律案であらうと、

与えられた制度の完成を目ざして努力をいたしたいというふうに考えております。

の事業者も受益をいたすわけでございます。そういう点から申しまして、被用者に対する児童手当につきましても、事業者の負担も徴収し、国と地方がさらにそれに応分の負担をする、こういうたてまえをとったわけでございます。

ただ、非被用者につきましても、御承知のように国と地方団体が負担をいたしておるわけでございまして、児童手当制度の性格から見まして、事業者なり、あるいは地方団体が負担するのは適当な措置であるというように考えております。

○藤田(高)委員 私の質問は、事業主負担があるからこれは社会保障制度本来のたてまえからいっておかしいではないか、そういう意味の質問をしてゐるのじゃないですか。いわゆる費用負担の面において、今回出された法律の事業主負担というものは七割と、比重は非常に大きいではないか。

同じ佐藤内閣のもとにおける斎藤厚生大臣当時には国の負担が四〇だ。そういうふうには、同じ内閣のもとで打ち出されてくる考え方の中に、事業主負担というものが倍になるような案として今度出されてきておるわけですよ。ですからそういう対比において、社会保障のたてまえからいって、わが国の社会的条件もありましようけれども、どちらがよりベターなものだと考えているのかどうかというところであります。そういう質問ですよ。ひとつ質問の要旨に合致してお答えをいただきます。

○石野説明員 ただいま先生御指摘のとおり、斎藤厚生大臣が児童手当審議会のあいさつの際に私案といたしまして、国と地方とそれから事業主負担の点につきまして四、四、二というものを私案の形で出されました。しかしながら、ことしの今度提案いたしましたものにつきましては、被用者のみをとらえますれば全体の七割を事業主が負担いたしておられますけれども、事業主負担の分は全体の費用総額の二〇でございまして、したがって、四、四、二という比率を、これはブルとしておりますので、これだけとらえますと七割というのは非常に高いようでございますけれども

も、全体を考えますと事業主負担は二三％というふうになっております。したがって、社会保障制度の中で事業主負担を高くするのはいいか、低くするのはいいかというものは、それぞれの制度の目的等によりまして違ふと思ひますけれども、今回の児童手当につきましてはそれが妥当であらうという判断をいたしたわけでございまして。

○藤田(高)委員 いまの比率は七、二、〇・五、〇・五になっておるわけですが、全体的な比率が二三％になっておるわけなのは、これはどういう意味なのか、私はちょっと理解に苦しむのですが、それでは全体的な費用負担の比率構成は、事業主、国、自治体においてどういう割合になりますか、それをひとつ聞かしてもらいたいと思ひます。

○石野説明員 全体の費用につきまして申し上げますと、現在の費用負担の割合は、事業主の拠出金が二三％、それから国庫負担が四六％、その他が市町村、都道府県というふうになっております。これは四十六年度の方で申し上げましたけれども、四年後の昭和四十九年度の段階、実施のすべて終わった段階で申し上げても、事業主の拠出金が二・七％、それから国庫負担が四七・四％、それから都道府県、市町村分が二七・九％、その他三公社等の自前財源がございまして、それが三％、こういう数字になっております。

○藤田(高)委員 その点は、結局公務員や何かも突っ込んでという意味ですね、いまの負担割合は。その点、わかりました。

なお、私が尋ねておりますように、その比率からいいますと、斎藤厚生大臣が打ち出した当時のなにかからいいますと相当な開きがあるわけですね。ですから、私は基本的には、これはやはり社会保障のたてまえからいけば、国がもっとこの費用負担をするようなたてまえの費用負担制度のほうが、より社会保障制度としてはベターな費用負担ではないかと思ひますが、その点に

ついでの見解をひとつ聞かしてもらいたい。

それと、時間の関係もありますから質問点をできるだけ集約いたしますが、児童福祉法でいうところの児童とはいはゆる三つの区分に分かれておると思ひます。率直にいうと、この児童手当というものは、私は児童手当ではなくて幼児手当と思うのですが、これは児童福祉法との関係においてはどうですか。児童とは何かという定義の問題もあります。これは少なくともいま法律でなされておる、昭和四十九年までの一つの限定されたそういう立法的な性格からいって、これは児童手当という形で十八歳未満を包括した、そういうものではなくて、むしろこれは幼児手当だと思ひますが、そこはどうですか。

○相原説明員 まず前段の国庫負担のほうからお答えいたします。

先ほどお話のありました斎藤構想は、実はその前の段階の児童手当懇談会の結論を踏まえて斎藤私案という形で非公式に出されたものであります。その懇談会の結論として出されたのは、拠出事業主が拠出すべきであるという結論になっております。この十分の八がなせ十分の四という形になったかという、その辺はつまびらかでありませんが、かりに被用者と事業主の比率が半々だといふと、それとすると事業主の拠出分の十分の八は全体とすれば十分の四になるわけです。おそらくその辺が一つの根拠ではなかったかというぐあいには想像してゐるわけです。

それから、今回の児童手当制度の国庫負担をどうすべきであるかという議論の際に一番問題になりましたのは、全額国庫負担をやっておりますイギリスとかカナダ、それからオーストラリアですか、この国々におきましては非常に制度が硬直化しておりました。と申しますのは、非常に広範囲の児童に對しまして全額国庫負担でございますから、なかなか額が動かしにくい。したがって相当長い年月据え置かれておりました。そこで相対的に減額していくわけでございます。しかし一方、

フランスその他ラテン系統におきます国では社会保障的なシステムをとっておりまして、全額企業負担をやっております。これらの国におきましては、経済成長に見合つて企業負担をふやしていくという形で非常にうまくいっている。したがって、わが国はどちらの方式をとるべきであるかというところで、いふ議論したわけですね。その場合に、将来のそういう弾力性を考えれば企業負担を中心とすべきではないか。といつて、いろいろな事情から国がはうっておくわけにもいかないということ、企業負担を中心としながら国庫負担を導入したという形でございまして、現在の国庫負担の状態がわれわれとしては最善を尽くした状態であるというぐあいに考えておるわけであります。

○石野説明員 後段の児童福祉法との関係でございまして、児童福祉法は、御存じのとおり満十八歳未満の者を児童というところになっております。今度の児童手当法案におきましても一応上限、つまり長子なり長女が十八歳未満の者であつて、なおかつ義務教育終了前の児童を含む三人以上の家庭に對しまして児童手当を支給するということになっておりますので、少なくとも義務教育終了前の児童に支給するという意味では十八歳になりませんけれども、あくまでも上限であります長子なり長女が十八歳ということにおきましては、児童福祉法と全く軌を一にしておるわけでございまして。

○藤田(高)委員 前段の答弁については、これは先ほどからお尋ねしておるところですが、私も少し調査をいたしておりますけれども、同じILOの常任理事国の国の中でも、インドとたしかアメリカだつたと思ひますが、児童手当制度がまだできていない。また国連加盟国あるいは児童手当を実施しておる六十何カ国の中でも、いま言われたようにほとんど国費でやっておるところ、フランスのように企業主負担が重点的になっておるところ、若干の違いはありますけれども、總じて事業主負担によるこの種の制度というのは数少ないのではないかと思ひます。やはり基本的には私

は、国費、公費によるこの児童手当制度の確立が、本来的な社会保障のたてまえとしてはよりベターなものではないかと思うわけですが、その点についての見解を、これはそのものずばりで聞かしてもらいたいと思うのです。

何かあなたたちの答弁を聞いておきますと、あちこち気兼ねをする向きが非常に多いように思う。もう少しそれぞれの所管当局なりそれぞれの部署において、児童手当とは何か、その費用負担についてはどの種の、どういふ形によるものがよりベターであるかというくらいなことは、私は内閣としても、またそれぞれの所管当局としても、一つの定説なり定見を持つてしかなるべきじゃないかと思ひますね。そういう点については実に奥歯にもののはさまったというか、くつの上から足をかくような、そういう答弁が多過ぎると思うのですよ。この種の答弁はそのものずばりでやってくれば一回で終わるんじゃないですか。そういう点で、大蔵直直にお聞かせをお願いしたいと思います。

○石野説明員 外国のほうの制度につきましては、それぞれその国の歴史的な事情なりあるいは社会的な事情がございまして、必ずしも軌を一にいたしておりませんけれども、現在児童手当を実施しております六十二カ国の中で、実際に全額国庫負担によります国というのは、イギリスとか西独、カナダ等の十三カ国でございます。また、拠出制を採用しまして、なおかつ国庫負担も財源としていたという国が十六カ国でございます。その国庫負担の比率も、たとえば事業主負担を拠出制をとりながら国庫負担を導入しております国で、国庫負担の率がどのくらいかということにつきましては必ずしも明確でございせんが、たとえばニュージーランド等の資料によりますと、国の負担率は三分の一程度というふうになっております。これをどのようにかに考えますと、わが国の国情に照らしまして、現在提出しております法案の比率が最も妥当であろうという判断に立つておるわけでございます。

○藤田(高)委員 私はこの基本的な論争といま

すか、考え方については、時間の関係もありますし、本法案それ自体のすべてでないと思ひますから、これは将来に向けて留保します。しかし、今日の国情に沿つてこれが妥当であらう、そういう結論については私はきわめて不満である、そういう見解だけを表明しておきます。

次に私はお尋ねしたいことは、今日のわが国の社会保障制度といふものが非常におくれている。制度はできても、入れものはできても、その中には中身が入っていないわけですね。その最たるものが私は今回のこの児童手当だと思ひわけでありますが、そういうふうに国の政治が非常におくれているものですか、それだけの地方自治体では児童手当制度といふものをかなり広範に制度化していますね。これは事務的なことですけれども、それぞれの自治体ですでに児童手当制度を採用しておる個所が何カ所ぐらいあるかということをお尋ねしたいことが一つ。

二つ目は、今回国がおくればせながら、こういう非常に未成熟なものであるにしろこの制度をつくらなければならぬが、この制度化に伴つて、今日それぞれの自治体において制度化しておるものとの関連はどう調整していくのか。端的にいうと、一元化する方向で行政指導をするのか、それとも自治体のものは自治体のものとして別途そのまま存続をさす方向で行政指導をやっていくのか。いま少し端的にお尋ねするならば、国のほうで今度第三子に対して三千円というものをつける。現在自治体でやつておる、その自治体でやつておるものを上をせさせていくような、そういう指導をやるのか。それとも自治体でやつておるものはこれを解消さす方向で、国の制度の中に一元化さす方向で行政指導をおやりになるのかどうか、そのあたりをひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○石野説明員 第一点の、現在行なわれております各地方自治団体の状況でございますが、四十五年の七月現在におきまして二百八十九市町村——これは東京都の場合は十八市二十三区として計算

しておりますが、そういうものを含めまして二百八十九市町村でございます。ただ、これはいろいろ段階がございまして、第四子以降とかあるいは第五子以降というものもございまして、中には非常に金額を少なくしまして第一子以降というものもございまして、非常にばらばらでございますけれども、そういう状況になっております。

それから第二点の、現在行なわれております制度との関連、調整の問題でございますけれども、これにつきましては、児童手当の支給というのはいまだ全国的に統一した運用をはかる必要があると考えておりますので、それぞれ各地方公共団体におきまして独自に実施しております児童手当につきましましては、その趣旨なり目的がこの手当法案と全く同じようなものでございまして、本制度に円滑に移行できるように指導してまいりたいと考えております。ただ、御指摘のとおり地方公共団体のほうにはまちまちでございまして、この制度とかけ離れた、全く趣旨の異なつたものもございまして、そういうものにつきましてはそれぞれ地方公共団体の判断のものがあつて、そういう観点で指導してまいりたいと思ひております。

○藤田(高)委員 厚生省当局がいま調査をして把握している実態からいけば二百八十九の自治体でやつておるといふことですが、そのうち、今回の児童手当制度の創設に沿つてこの趣旨と大体合致する、いま答弁がございましたような方向に沿つて一元化できる数は大体何割くらいで、そして上のせになるか並行的に行くところはどのくらいあるか。そのあたりはどういうふうに把握されておりますか。

○石野説明員 いま手元に明確な数字を持つておりませんけれども、大体八割ないし九割はこの手当制度のほうに移行できるというふうに考えております。と申しますのは、それぞれの地方団体の条例によりまして、国が実施した場合に廃止するというふうな明確に規定しながらすでに発足しておるものがございますが、これが四十九市町村ご

ざいます。そのほかにも、第四子から始めておりましたり、あるいは第五子というものもございまして、そういうものを含めまして八割ないし九割は大体移行できるのではないかと、いうふうに考えております。

○藤田(高)委員 私は冒頭に言つたように、はやサインが具体的にきておりますから質問点を次に進めますが、今回の制度の中身を見ますと、支給範囲については、きわめて簡単に言えば十八歳未満で義務教育終了前の児童で、そして五歳未満というところへ、いわば第三子がそういう条件にかなりものである五歳未満の第三子に手当を支給する、こゝろなつておるわけですね。私はせつかくこの種の制度をつくるのであれば、十八歳だつたら十八歳未満というものが児童手当の対象になる。本来的なたてまえからいけば、その対象になるべき者は全部この児童手当がもたらせるような、そういう充実したものでなければいかぬと思ひます。しかし財政事情その他の事情があつて、とりあえずは芽を出すだけだということでも百歩譲るにしても、なぜ第三子というところに重点を置いたやり方をしたのかということですね。私はその考え方として、少し逆説的な言い方をしようかばかりかもしれませんが、せつかく十八歳未満の児童を対象にしてこのような制度ができたのであれば、来年になればもう児童のワクからはずれていく、児童でなくなるという十八歳の者に児童手当が支給されるような制度というものをつくつたほうが、同じ三人の子供の中で一人に児童手当が支給されるにしても、そのほうが私は順序じやないかと思ひますが、どんなものでしょうか。

それと、第三子に対して——これは事務的な面、技術的な面があるでしょうけれども、一人の子供だけに重点的に三千円というのではなくて、やはりその対象になるべき者は——ある者は、児童という対象のワクに入りながら、この内容は貧弱であつてもAという第三子には一〇〇%、第二子、第一子はゼロだ、権利としての具体的な恩典といひますか、具体的な支給条件はないんだとい

りような制度化というものは、私は新しい制度をつくるにあたっていささか理解に苦しむのです。そのあたりについてはむしろ普遍的に、同じ三千万でも、千円、千円、千円という形で支給するような方向がとれないものかどうか。そういう検討がなされた上であえて今回のような法律案ができたというならば、その理由は何かということをお聞かせ願いたい。

○石野説明員 第三子の児童に対して支給するということをお聞かせ願いたい。法案の中身は、先生御存じのとおり、三人以上養育している家庭に対して、その養育費の負担の軽減をはかるという意味で支給することにしたわけでございます。したがって、通常第三子といっておられますけれども、三人以上かかえておる家庭に対して、その子供が、たとえば義務教育終了前の者が一人でございますと一人について三千万、二人おられますと六千万という形になるわけでございます。したがって、第一子、第二子という支給の方法ではなくて、あくまでも三人以上かかえておる家庭に対して、非常に養育の負担が高くなるのでございまして、それに對しまして軽減をはかる、こういう趣旨でございます。したがって、いま先生御指摘のような形で、第一子に千円、第二子に千円ということとは基本的に趣意が違っておりますので、その点については私のほうとしては承でないと思っております。

○藤田(高)委員 そういった基本的な理念なり考え方、あるいは政策的立場から見れば、理解の相違についてはきょうは詰める時間があるまいから、それは言いつばなしの議論になりますから、私はやはり、制度ができて、現在たとえば十八歳だった十八歳の者は、来年には、権利はあつても、せつかくこういふ制度ができて、その制度の恩典に浴することができません。といわば成人のワケに入られていく。ということは、入れものはつくるけれども、その入れもののワケの中には入れてくれない、こういうような制度のあり方については基本的な再検討の余地があるであらうということ、私の見解として披瀝しておきたいと思つております。

次の点は、この今回の制度を見てみますと、いま指摘しましたように三人以上いなければならぬというところになります。ところが現実的には、所得税法その他の税制の中でのいろいろな論議されておられますように、夫婦三人といふのは、現実的にはそういう対象者ももちろんありますけれども、現実のわが国の平均世帯なり家族構成といふものは、夫婦二人という方向に変わつてきておるわけですね。そういう事態に即して考える場合は、私は夫婦二人のところへ焦点をむしろ合わせるべきであると思つておるわけですが、委員の答弁のありますように、わが国の事態に即応した新しい制度の中身でなければならぬと思つておられますが、その点についての見解はどうでしょうか。その点をひとつ尋ねたいと思つておる。

○石野説明員 最近の資料等によりますと、確かに一世帯におきます児童の数の減少の傾向を示しております。しかしながら最近の二、三年の動きを見ますと、三子の出生の数の減少はそれほど激しくありません。横ばいの状況、最近ちょっとふえておられますけれども、そういう状況になっております。したがって、先生のおっしゃる通りに、第二子なりあるいは第一子から始めるべきであるという議論につきましては、当然これは将来検討すべき問題であらうかと思つておられます。現在の段階におきましては、とにかくその制度を円滑に発足させるというところに一番重点を置いておられますので、そういうことで第三子以降の児童につきましても支給をするということにいたしましたわけでございます。

○藤田(高)委員 この点についても私たちの見解を披瀝をし、将来に向けてぜひそういう方向で努力してもらいたいと思つておる。先ほど言われた六十二カ国のうち、たしかデンマークを中心に四十九カ国までが第一子、第二子、第三子というふう

に、全児童を対象に児童手当というものが出ていくわけですね。そういう点では今回の児童手当制度の内容といふものは、ほんとうに私はきわめて貧弱なものだと思つておる。そういう制度化といふのは、これはもう言いわけ程度に、極端にいふたら参議院選挙対策用に、あれだけ四十二年以来総理が公約しておることをやらぬと、これはまた社会党中心に立ち会ひ演説あたりで責められたら事だといふことで、半ばそういう意味の選挙用につくったとしか、私は少し口が悪いほうですが、率直に申し上げても、そういうことでは、非常に強いわけでありまして、そういうことでは、せつかくこういふ制度をつくる場合には、もう少し社会保障の名に値するような制度をぜひつくつてもらいたい。そのためには所管当局は、もちろんすぐけれども、大蔵当局においてもこれは格段の努力を払つてもらいたいということを要請しておきます。

最後に、この所得制限の問題についてもひとつ触れておきたいと思つておるが、これまで六十二カ国の児童手当制度を持つておる国の中で所得制限をしておる国といふのは、私の知る限りでは六カ国か七カ国程度に過ぎないと思つておる。児童の立場に立てば、児童手当を受ける権利が発生する。おやじさんが五百万以上の所得があつて、今回の場合であれば二百五十万の所得になつておるようでありまして、二百五十万の所得があつて、私はその児童には関係のないことだと思つておる。そういう基本的な立場からいって、所得制限をすることについては、せつかくこの児童手当の制度を形式的にも制度化したとはいえないが、それ自体さらに制度自身の性格を弱めることになるのじゃないか。この点については特に大蔵当局あたりは、財政支出の面においてこういふ所得制限について何らかの形の注文をつけたのじゃないかと思つておる。私はこの種の所得制限といふものは大急ぎで、できれば今回の制度にあつても排除すべきだと思つておるが、その点についての見解を承りたいと思つておる。

時間の関係がありますから、せつかく大蔵大臣もお見えになつておられますので、私は質問点だけ集約してあと二つ質問いたします。

その一つは、先ほどもちよつと関連をしてお尋ねをいたしました。社労委のほうでは児童手当法案の成立に伴つて八項目にわたる附帯決議をつけておられます。これは私が質問をしておることに、関連をいたしますが、この内容を見ますと、いわゆる国の財政支出を増大しなげばならぬ内容が相当含まれておられます。これは、この所管省である厚生省だつたら厚生省から要求が出されて、大蔵当局がこれを受けて、その程度であればどうするところというところでなくて、少なくとも福祉国家を目ざす。われわれは社会主義国家を目ざすわけでありまして、当面段階的に福祉国家を目ざすといふならば、少なくとも憲法の精神に沿つて福祉国家を目ざす以上、むしろ大蔵当局自身が指導的な立場に立つて、能動的な立場に立つて、この児童手当法案の成立に伴つて附帯決議の内容を尊重し、これを実施していく、そういうことを私はぜひやつてもらいたいと思つておるわけでありまして、この附帯決議に対する大蔵当局の見解として、ひとつ大臣の決意をお伺いしたいと思つておる。

○福田(高)委員 附帯決議につきましては、厚生大臣からも社労委員会において答弁しておることでありまして、大蔵省といつても、国会の御決議でございますのでこれを極力尊重いたします。なかなかむずかしい問題もあるようでありまして、極力尊重させていただきます。かように存じます。

○藤田(高)委員 一応申し合わせの時間も若干過ぎたようでありまして、私はいま少し質問したいこともありますが、大臣のいまの答弁をもつて終りたいと思つておるが、ひとりで児童手当の問題だけに限定することなく、社会保障全般の問題の中で、もうGNP論争ではありませぬけれども、世界第二位のGNPを誇るわが国において児童手当制度自身が今日までおくれってきた、こういうことは私は国際的に見ても非常に不名誉だと思つておる。

そういう立場から、ぜひひとついまの大臣の決意と申しますか、答弁のありましたような方向に沿って、特に児童手当の内容につきましては、もう表面的にかつこうだけつづけておるわけですから、ぜひひとつその内容を飛躍的に充実されることを強く要望して、私の質問を終わります。

○毛利委員長 松尾君。

○松尾(正)委員 三十分の時間を十分にしてくれないかというお話でございます。さらに、みんなの顔を見ますと、もういいんじゃないかといううな顔をしておりますが、一つだけ、大臣の答弁さえはつきりすれば私は一問で終わりにします。

まず、児童手当制度がこのたび発足したということにつきまして、四十九年度で完全実施という形で出発したわけでありまして、藤田委員からいまだ社務委員会の附帯決議については、大臣から、十分そんなくをして、むしろいい点もあろうけれども努力をしていく、こういう答弁を聞いたわけですが、ただ、いま藤田委員から指摘されましたように、児童手当制度が各国の状態と比べて、経済力の大きい我が国が非常に不十分である。こういう事態にかんがみて、四十九年度完全実施というものを、附帯決議をそんなくする意味で何とか繰り上げて実施していきたいという考え方を大臣は持っておられるかどうか。まずその点をひとつ伺いたいと思います。

○福田国務大臣 先ほどから皆さんから御議論がいろいろありますが、確かに児童手当はまだ発足最初の段階だ、こういうふうに私自身が考えておるのです。ただ、この制度につきましては、これは欧米諸国におきましてもいろいろ議論がある。多くの国が取り入れてみたのです。取り入れてみたが、これをやってみた結果、財政硬直化、こういうような見地から見まして、さてこの制度がこのままではいいのだろうかという議論もすいぶん起こってきておるのです。そういうようなことも考えながら、私もこの制度の発足に、皆さんからいろいろ御催促もあった、松尾さんのほうから何か特に厳重な御催促を受けたわけでもござい

すが、とにかく踏み切ってみようというので、四十九年度までという考え方をとったわけでありまして。この制度につきましましては、社会労働委員会において十分御議論を願ひまして、そして附帯決議がついております。こういう内容のもとにこれを進められたい、こういう御了承を得たばかりでございますので、とにかくこの決議を尊重するということを旨としてやっていきたい、こういうふうに存じます。将来の問題としては、私はその推移を見まして、これはいい制度だという国民的コンセンサスが得られますれば、さらにさらにこれを充実していきたい、かように考えます。

○松尾(正)委員 一問でやめるわけにはいかない答弁であります。実は総理大臣も本会議で、この児童手当の実現までにかんがりの時日を要したことについては率直におおむね、こういうふうな国民にわびているわけですから、その内容というものはどうかというところ、財政面その他いろいろな関係のコンセンサスを十分得たい、こういうためにおくれたという意味でありますけれども、この児童手当が非常におくれているというところについては大蔵大臣も認めておられるわけですか、きょう午前中まで審議しておりました自動車新税、これについてはどうかといふと、社会資本の中で非常に道路がおくれているんだ、これを何とかしなければいけないからということ、自動車新税、これだけ国民の非難を浴びている新税までつくってこれを解決しようとする努力されている。道路と人間と比べれば、私は大蔵大臣も人間が大事だと言ふのに違いないと思う。そういう意味で、道路に最大の努力を傾注して新税までつくって取り組んだ、この熱意をもつてすれば、非常におくれている、国的際にも恥ずかしいような状態の児童手当制度を、四十九年度まで待たなければ完全実施できないというふうな形ではなく、何としても努力をして早期実現をしたいという一言があればすぐやめるわけでありませうけれども、もう一度大臣の答弁をお願いしたいと思います。

○福田国務大臣 松尾さんのおっしゃることは、繰り上げて完成せよ、こういうお話でございますが、それよりさらに進んだいような具体的な内容を持ったこの附帯決議がついておるのです。これを私どもは極力努力をする。こう申し上げておるわけでありませうから、そういう答弁をもって御満足をお願いしたい、かように存じます。

○松尾(正)委員 繰り上げ実施よりも進んだ内容といひましても、ちょっと理解できないのですが、とにかく意のあるところは社務委員会等大臣も十分聞いておるはずでありますので、これらをそんなくして、自動車新税以上の努力をもって取り組んでもらいたいということを要望しておきます。

それからもう一点は、本法の精神でありますけれども、厚生保険特別会計にこれを繰り入れてやるということでありませうが、これが結局どうなるか、いまだ大臣の答弁を聞いても、非常に努力をするということでありませうが、これがふくらんで来た場合に、現在のままの状態ですらいいかどうか。結局厚生保険特別会計の執行という業務、これらがいろいろ膨大になってまいりますと処理がむずかしくなっていく。さらに一方では定員の削減というような問題が起こっておりまして、この会計については将来児童手当特別会計というものを設けてやるべきではないか、こう思いますが、この点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○橋口政府委員 児童手当制度につきましては、先ほど来議論がございまして、民間の拠出金にも依存をいたしておるわけでありませう。民間の拠出金、政府の負担、地方団体の負担と合せて児童手当が支給されるわけでありませうので、その収支を整理いたしますためには、やはり一般会計にはなじみにくい性格を持つておるわけでもございませう。これは御指摘のとおりであります。したがって、制度創設の際に児童手当に関する経理をどうやって処理するかというのが一つの検討課題であつたわけでもございませうが、先ほど来お話がございまして、民間の拠出金を徴収する機構と

いたしまして、現在の厚生年金保険の徴収事務を担当いたしております社会保険庁の出先機関を通じて、保険料と同様な方法を通じて徴収しておるわけでもございませう。そういう実務上の便宜も考慮し、また児童手当に關しましては特別の勘定を設け置いたしまして、他の勘定と区分をして経理をする、そういう措置をとったわけでもございませう。ただ、御指摘がありましたように、将来児童手当に關する勘定が非常に大きくなりまして場合によりするが、あるいはそれに伴う徴収なり支出なりの機構なり制度をどうするかという問題は、将来の検討課題であらうと思ひます。ただ当面の措置をいたしましては、ただいま申し上げましたような行政簡素化の見地も加味をいたしまして、厚生保険特別会計で処理することにいたしましたわけでもございませう。

○松尾(正)委員 終わります。

○毛利委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

○毛利委員長 これより討論に入るのであります。が、両案につきましては討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

これより両案を順次採決いたします。

まず、日本万国博覧会記念協会法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○毛利委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○毛利委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

おはかりいたします。

ただいま可決いたしました両法案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一

任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○毛利委員長 次回は、明二十日木曜日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十一分散会

昭和四十六年六月十日印刷

昭和四十六年六月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B